

誤 正

第四頁第三行
同 頁第八行
第一六頁第十行
第一九頁第四行
同 頁第五行
第八一頁第七行
第一六六頁第十四行
第一七六頁第六行
第三三七頁第十一行
第三四四頁第五行
第三八三頁第十二行
第四九〇頁第一行

誤
上に於ける
各種貨幣
除去する
他の貨幣
貨物
酷似
本邦
各特長
振替預金
よりにて大小
已むを得
内容は

正
上に於ける
各種貨物
除去する
他の貨物
酷似
本邦
各特長
振替預金
よりにて大小
已むを得
内容は

訂正增補第三版

佐野善作著

頂
齋
論

改
版

明治

42 10 6

東京

東京
同文館藏版

第三版之序

本書第一版を公にせしより茲に二閱年其間補正すべき點を
發見せしと尠からすと雖も公私常に多事にして十分改竄を
施すの暇なく第二版の如きは第一版に些少の修正を加へし
に過ぎさりき今や第三版を發行するに當り依然舊版を襲踏
すると能はず乃ち平素聊か穿究せし所に據り先覺の批正を
體し足らざるを補ひ誤れるを正し又多少講述の順序を變更
して全然版を改めたり然れとも菲才素より多大の進歩を望
むへからず敘說新を斬るものなく行文亦依然として澁硬を
免れず私かに研鑽の熟せざるを恨み力足らざるを愧つされ

ど若し第三版にして前版の面目を革め他日大成の一階梯たるを得は改版亦必ずしも徒爾に屬せざるべきを信するなり

明治四十二年八月下旬

著者識す

自序

輓近我邦經濟學の進歩決して小なりと謂ふ可からず而かも學徒の參考に資すべき良書甚だ寥々たるは吾人の齊しく遺憾とする所なり特に貨幣に關するものゝ如き曩に堀江慶應義塾教授の著書出でし外坊間亦他に覓むべきものなきが如し豈闕寂の感なきを得んや蓋し書を著すは至難の業にして輕遽は學者の最も戒むべきところとす然れども自重其度を失ひ終に其藏蓄する所を公にせずして止むが如きは學者の本分を完ふせしものと謂ふ可からず況や輓近國運の進歩

に伴ひ世人の經濟財務に關する智識を要すると愈切なるに於てをや是れ予が淺學菲才敢て自ら揣らず茲に本書を上梓して以て莽鹵の罪を待つに至りし所以なり

本書は予が數年來東京高等商業學校に於て講述せる貨幣論を學生の便を圖りて去乙巳年以降剗削に附して筆記の代用となし來りしものを改刪せしものにして既に經濟學若くは商業學の門に入れる初學者の參考に資せんを目的とせり故に夫のクナップ、キトソン等の如く突飛の新説を鼓吹せんよりも寧ろ現今吾

人の實際使用せる貨幣の真相を説明せんを努めたり研鑽の熟せざる推敲の足らざる或は杜撰の譏りを免れざるべしと雖も儻し些少にても我學界を裨益し智識の普及に資するを得ば予の幸更に之より大なるはなし若し夫れ本書の不備缺點に至りては先覺の批正と予か向後の研究とにより他日増補訂正を行ひ以て完璧を期せんと欲す

於東京千駄ヶ谷

明治四十年九月上浣

著者識

目次

第一章 緒論

第一節 貨幣論の困難——第二節 貨幣論攻究の必要——第三節 經濟學上貨幣論の地位并に其研究法——參考書

第二章 貨幣の使用と經濟の進歩

第一節 貨幣の貢獻——第二節 貨幣の缺點——參考書

第三章 貨幣の起因及び進化

第一節 貨幣の起因——第二節 貨幣用貨物の變遷——參考書

第四章 貨幣の職分及其性質

第一節 物々交換の不便——第二節 貨幣の職分——第三節 貨幣の最初の職分——第四節 貨幣職分の分擔——第五節 貨幣たるものに必要なる性質——參考書

第五章 通貨の種類及び貨幣の定義

目次

第一節 近世の交換の媒介——第二節 貨幣の定義——參考書

第六章 造幣

第一節 貨幣の目的及意義——第二節 造幣の進歩——第三節 造幣上注意すべき要件——第四節 造幣權——第五節 自由造幣と制限造幣——第六節 造幣料——第七節 磨損貨幣の改造——參考書

第七章 金屬貨幣の流通

第一節 價格の單位 第二節 本位貨幣と補助貨幣——第三節 名目貨幣と地金貨幣 第四節 法貨——第五節 グレシヤム氏法則——參考書

第八章 金屬貨幣の制度

第一節 金屬貨幣制度の種類及び變遷——第二節 諸國現行貨幣制度一斑——第三節 萬國共通貨幣——參考書

◎ 第九章 貴金屬の國際的配當と其移動

第一節 貴金屬の國際的配當を支配する法則——第二節 貴金屬の國際的移動に關する

英國正統學派の學說を批評す——第三節 信用の貴金屬移動に及ぼす影響——第四節 貴金屬の移動を惹起する普通原因——參考書

第十章 經濟の發達と貨幣の分量

第一節 交換の増加と金屬貨幣の需要——第二節 交換の媒介に對する需要の増加と信用行使の増進——第三節 信用行使の増進と金屬貨幣の増殖との交替的現象——第四節 交換媒介の需要の増加と流通用貨幣の效程の増進——第五節 一國の要する金屬貨幣の額——參考書

第十一章 貨幣の價格

第一節 意義及研究の範圍——第二節 貨幣數量説——第三節 貨幣の價格——第四節 交易の増加と貨幣の價格の平準——參考書

第十二章 貨幣價格の變動

第一節 貨幣價格の變動の意義——第二節 貨幣價格變動の原因——第三節 貨幣價格變動の狀況——第四節 貨幣價格變動の影響——第五節 貨幣價格の變動を測知する方

法——第六節 晩近貨幣價格の趨勢——參考書

第十三章 信用の貨幣價格に及ぶ影響……………三三二

第一節 信用の意義要件及び形態——第二節 交換の媒介としての信用の機能——第三節 信用と貨幣價格との關係に關する諸學說——第四節 信用の貨幣價格に及ぼす影響——參考書

第十四章 本位制度……………三六〇

第一節 現今文明國の本位制度と複本位論の運命——第二節 複本位に關する萬國貨幣會議——第三節 跛行本位制——第四節 金貨爲換本位制——第五節 金銀合成本位制と新複本位制——參考書

第十五章 理想的支拂の標準……………四二二

第一節 理想的標準の趣旨——第二節 貨物本位——第三節 勞力本位——第四節 效用本位——第五節 支拂の標準としての金屬貨幣本位——參考書

第十六章 不換紙幣……………四五二

第一節 紙幣の種類——第二節 不換紙幣の性質——第三節 不換紙幣の價格——(第四節) 不換紙幣の利害得失——第五節 不換紙幣の發行整理及び消却——第六節 歴史上顯著なる不換紙幣——參考書

第十七章 兌換券……………四九九

第一節 兌換券の性質……………(第二節) 兌換券の効用……………(第三節) カレンシー主義とパンキック主義——第四節 政府發行の兌換券と銀行發行の兌換券——第五節 自由發行制と制限發行制——第六節 大銀行單獨發行制と多數銀行發行制——第七節 兌換券發行に對する保證物件並に正貨準備——第八節 兌換券償却合同資金の制——第九節 諸國兌換銀行券制度一斑——第十節 日本兌換券發行制度の變遷——參考書

附錄 日本貨幣制度……………一

第一節 新貨條例發布以前に於ける我邦の幣制——第二節 新貨條例發布以後に於ける我邦の幣制——參考書

貨幣論 [改版]

佐野善作著



第一章 緒論

第一節 貨幣論の困難——第二節 貨幣論攻究の必要——第三節 經濟學上貨幣論の地位
並に其研究法——本章參考書

第一節 貨幣論の困難

貨幣は經濟學中至難なる問題の一に居り之を攻究せる學者にして其困難なるを訴へざるもの殆ど稀なりクローフォード氏は (Crauford, Reflections on the Circulating Medium) 經濟學中最も拮据敖牙を極め錯雜且つ微妙なる問題は貨幣なりと曰ひボナミールプライス氏は (B. Price, Practical Political Economy, 2ed., ch. XI) 貨幣に關しては學者各其説を異にするものゝ如し凡そ吾人の討究する問題尠ならずと雖も貨幣

の如く其説の歸一せざるもの多く其類を見ずと曰ひペリ氏は (Perry, Elements of Pol. Econ, p. 205) 貨幣は人類の創設に係りしものなるにも拘らす吾人の研究をして模糊たらしむるは實に奇異と謂はざるを得すと曰ひニコルソン氏は (J. S. Nicholson, A Treatise on Money, etc, ch. I) 元來貨幣論は其性質として最も解し難きものなり去れば語辭明晰思想精確なる學者にして貨幣論を著はせし者多數ありしにも拘らす未だ之をして簡明なる問題たらしむると能はずと曰へり
惟ふに貨幣の斯の如く困難なる所以のもの其理由二つありて存せり曰く之に關する用語の意義一定せざるを曰く之に關する事項の極めて錯雜せると是なり用語の意義一定せざる結果は貨幣を論ずる者をして其用語につき各獨特の見解を下さしめ人をして其論旨を理解するに困ましめ或は學者間會々貨幣に關する論争を試むる者あるも畢に歸著する所なくして終らしむ關聯事項の錯雜せる結果は學者をして貨幣を研究し若くは之に關せる他人の提説の當否如何を検するに當り豊富なる材料と多年の經驗とを具有するにあらざるよりは如何に明晰なる頭腦を以てするも到底目的を達すると能はざらしむ

第二節 貨幣論攻究の必要

然りと雖も困難なるの故を以て之か討究を等閑に附するが如きは素より非なり況や貨幣の物たる吾人人類の自由を進め分業の發達を促かし文明史上最も偉大なる功績を奏し又現今吾人日常の生活上一日も缺くへからざる要具を爲し其善惡は直接に社會の福祉に影響するものなるに於てをや

吾人は近世の交易制度の裡に生活し生れながらにして其利便に浴するを以て貨幣の用を感ずると比較的薄く動もすれば其史上の效績竝に其現世に於ける必要を輕視するの傾きありと雖も凡そ現今吾人の生活上凡百の事物にして現行交易制度と關係を有せざるもの殆ど稀なる事を記せざる可からず或者貨幣交易制の文明史上缺くへからざる要素なる事を無視し或者貨幣の濫用より生ずる害惡のみを見て貨幣は産業上必要なるものにあらずと思惟し甚しきに至りては之を廢止して社會の改善を圖るへしと主張し或はジョン・スチュワート・ミル (J. S. Mill, Principles of Pol. Econ. III, 7. 3.) の如く貨幣を目して社會經濟上其用最も小なる制度

なりと説く者ありと雖も是れ甚しき妄論なりと謂はざるを得ず蓋し貨幣の現今
經濟上に於ける地位は極めて重要にして其交通上に於ける必要は決して印刷機
の思想傳播上は於ける必要に譲らざるなりクニース氏は總ての經濟貨物を消費
貨物 (Konsumgütern) 生産方便 (Produktionsmitteln) 及び移轉方便 (Güterübertragungsmitteln (inter-personalen) の三類に別ち貨幣を第三類の貨物として其用を明かにしヘル
フェリッヒ氏は總ての貨物を消費貨物 (Konsumgütern) 及び方便貨物 (Mittelsgütern) に
二大別し更に後者を生産方便 (Produktionsmitteln in engeren Sinne) 運送方便 (Transport
mitteln) 及び貨幣 (Gold) の三者に小別して貨幣を以て各種貨幣の人的移轉方便なり
とし經濟上其地位の極めて重要なるを論せり (Helferich, Das Geld, s. 207—)
惟ふに一國の貨幣制度は其國文化の程度を指示するものにして其經濟的發達の
原因たると同時に之か結果たるものとす去れば善良なる貨幣制度は經濟の進歩
を促かし産業上の革進は必ず之に適應すべき巧妙なる貨幣制度を生せざるを得
ざるなりホブソン氏は其著近世資本制の進化中に左の言をなせり

“Corresponding to the changes in productive methods under mechanical machinery we should

find the rapid growth of a complex monetary system reflecting in its international and national
character, in its elaborate structure of credit, the leading characteristics which we find in modern
productive and distributive industry. The whole industrial movement might be regarded from
the financial or monetary point of view.” (Hobson, Evolution of Modern Capitalism, p. 7.)

善良なる貨幣の社會に與ふる效績の偉大なると同時に劣悪なる貨幣の社會に與
ふる弊害亦甚大なり惡貨幣の害惡に就ては十六世紀の初めコペルニクス (Vide
Walker's Money, ch. XVII, p. 353, foot note.) が波蘭王に奉りし書中に克く之を説述せり
曰く王國侯國共和國をして衰頹せしむる害惡其數尠ならずと雖も就中最も恐
るべきものは内亂疫病癘疢及ひ惡貨幣の四者なり而して内亂疫病癘疢の三者は
其起るや之を豫知すると敢て難からずと雖も惡貨幣に至つては其害毒を曉る者
至て尠なく達觀の士にあらざるよりは克く之を知る事能はざるなり何とならば
其國家を打破するや一撃を以てするにあらずして陰然犯し來るを以てなりと然
而政府か惡質の貨幣を發行し若くは重量少なき貨幣を出し或は不換紙幣を濫發
するにより社會各階級に及ぼす影響を略述すれば貨幣購買力の減少は資本家に

損害を與へ經營の困難は企業家を苦め物價の騰貴は労働者を害し金融爲めに絶し企業爲めに衰へ貧苦爲めに生し社會上に經濟上に將た道德上に大害を與へ天下を擧げて其渦中に投するに在りとす而して現今の文明國にして一度惡貨幣の害毒を経験せざりしもの一も是あるを聞かす十七世紀末英國に於ける惡貨の發行に關するマコーレー氏の言(Macaulay, History of England)竝に佛國革命政府の濫發せしアツシニヤ紙幣に關するデーダヅリユホワイト氏の言(D. W. White, Paper Money Inflation in France)は屢々諸書に引用せらるゝ所にして克く惡貨幣の害惡を表白せりマコーレー氏曰く惡王惡議會惡判官等の爲め國民か二十有五年間に被りし所の窘迫は酷烈なりと雖も唯一箇年間に惡質のクラオン貨竝に一志貨の爲めに被りし困厄に比し得へきや否や疑なきを得すとホワイト氏曰く路易第十四世の頑迷と同第十五世の無謀とを以て殆ど一世紀間に成し能はざりし所は僅々數月間に於ける不換紙幣の濫發によりて成遂けられたりと

貨幣の吾人生活上に缺くへからざること竝に其善惡の社會に及ぼす影響の大なること大率右述へしか如し去れば吾人に取りて其攻究の必要なるや論を俟たさ

るなり然れとも此必要は專制國の國民に取りてよりも立憲政體若くは共和政體の下にある國民に取りて一層切なるものあるを見るなり何とならば專制政治の國に於ては其政權を握れる少數の人士にして之に通曉せは過なきを得へきも一般人民か政治上に發言權を有する立憲國若くは共和國にありては多數の決議を以て事を行ふを以て若し國民の多數か貨幣の事に通せざるに於ては動もすれば其制度を紊亂し大害を醸すの虞あればなり

第三節 經濟學上貨幣論の位地竝に研究法

經濟學上貨幣の地位を明かにせんと欲せば先づ經濟史上竝に現今の社會に於ける吾人の經濟的活動上貨幣か如何なる關係を有するやを究むるを要す蓋し貨幣は經濟學の問題中最も古く且つ最も緊要なる歴史を有するものにして貨幣の使用は實に吾人々類の成就せし最先の經濟的大發明を以て目すべきものとす抑貨幣の使用は職業の分岐を助長し又直接に信用制度の發達を促せり而して信用制度は實に夫の家族經濟若くは部落經濟組織の根本を爲す人類の強制的結合を打

破し之に代るに自由競争的結合を以てせる分業制度を幫成したるものなり吾人は經濟史を以て人類の結合の一方面を記述するものなりと認む惟ふに總ての歴史は其宗教史なると政治史なると將經濟史なるとを問はず皆人類の結合の記録に他ならざるなり換言すれば人類の進歩は其社會的結合の發達を意味するものとす去れば經濟學の最も有效なる研究法は之を以て人類の一結合を研究するものなりと認むるにありて此意味に於て謂ふ時は貨幣論は當に歴史上及び論理上經濟學中一の重要な地位を占むるものとす加之ならず現今の社會に於て吾人の經濟的活動上貨幣の用極めて重大なることは既に第二節に説述せしか如くなれば如何なる分類法によりて經濟學を講ずるも苟くも現今の經濟組織に關する事項を説明するに當りては其總ての部分を通して之に關する智識を要するや論を埃たす然り而して貨幣の物たる其攻究の困難甚た大なること第一節に述へしか如くなるを以て之に關して特別の研究を爲すの必要あるは自ら明白なりとす現今諸國の大學に於て經濟學を講ずるに當り經濟原論及び經濟政策の外尙ほ別に貨幣論の一科を設け是等講座に於て説明する概論のみを以て満足せず特に之

を討究するもの多きは決して偶然に非ざるなり

經濟學上貨幣の地位概ね上述の如し而して其研究法は如何總て經濟學の研究には續釋歸納の二法を用ゆるを要し決して其一方のみを用ゆるを許さず英國リガード學派竝に獨逸の舊歴史學派の過誤は其一方に偏したる形跡あるに職因せずんはあらず然れとも研究すべき問題の如何により二法中自ら輕重を生ずるは蓋し免れざる所にして例へば生産消費及び人口に關する問題の或物を攻究するに當りては歸納法を用ゆると續釋法を用ゆるよりも多く之に反して交易及び分配の問題を講ずるに當りては續釋法に重きを置き又經濟政策に於ては主として歸納法を用ゆるか如し然而して貨幣に關する研究には二法孰れに重きを置くやと云ふに亦素より雙方に依らざるを得されとも問題の性質上續釋法の方歸納法よりも其用一層多きか如し歴史學派中錫々たるクニース氏の如き價格貨幣及び信用を論ずるに當りて殆ど全く歸納法を棄て、其敵視する所の續釋法を採りしか如き決して偶然に非ざるなり之を要するに貨幣を研究するに當りては主として續釋法を用ゐる唯其結論に脊馳する諸原因の存在を證明し若くは其結論に折衷

を加ふべき法則を發見する手段として歸納法を用ゆるを以て適當なりとす若夫れ貨幣論中最も多く歸納法を用ゆる部分を索むれば其價格の趨勢に關する問題なりとす

J. S. Nicholson, A Treatise on Money and Essays on Monetary Problems, Part I, ch. I.

F. A. Walker, Money, Preface.

第二章 貨幣の使用と經濟の進歩

第一節 貨幣の貢獻——第二節 貨幣の缺點——本章參考書

第一節 貨幣の貢獻

社會の經濟進歩の條件二あり曰く自然的條件曰く社會的條件是なり運輸交通に便なる地勢豐富なる自然的利源溫和なる氣候人口の稠密等は前者に屬し財産私有制度の確立政治上竝に經濟上の自由等は後者に屬せり是等の條件具りて始めて經濟の進歩を見るものなれとも經濟の進歩は亦是等の條件をして益々其効驗を發揮せしむるものとす

社會の經濟的進歩の現象一にして足らずと雖も箇人的自由の増進交通の開発産業の發達富の増殖福祉の増進人口の増加等は其顯著なるものとす去れば經濟の進歩に對する貨幣の貢獻を論せんには其使用か如何に是等各種の現象に關係を有するやを究むれば則ち足れり

第一 貨幣と政治上及經濟上の自由、曠昔野蠻の種族間に行はれたる贈與及び貢獻が漸く進化して交易を生じ又都市の發達から交易の必要を生ずるや貨幣は早くより發生して大に商業交通の發達を促かし爾來文明の進歩經濟の發達に貢獻せし所甚大なりと雖も最も多く其使用を見るに至りしは實に近代の事に屬し夫の箇人的自由の漸く汎く認めらるゝに至りて其效果愈顯著なり蓋し奴隸制度を基礎とせる古代の社會並に中世の封建制度の下に於ける社會に於て箇人の政治上及び經濟上の自由の發達せざりしは人の能く知る所なり而して貨幣の使用の増加が政治上並に産業上に人類の自由を進めし手段の一たりしは疑を容れざる所とすサーヘンリーメイン氏は社會の進歩は民衆の取引上舊來の習慣を棄て競争契約を以てするに至りて顯著なりと曰へり蓋し貨幣使用の増加は分業の發達並に勞働と土地との分離の因果をなすものにして其經濟社會に及ぼす影響は甚大なるものなるや争ふ可からず中世勞役の報償を支拂ふに舊來の物品制 (Tuck system) に代ふるに貨幣を用ゆるの制 (Money system) を以てせし事實は民衆の自由を進歩する初歩たりしものにして實に經濟上並に政治上の進歩を

促かせし一動力たりしなり蓋し物品制の下にありては各人は假令政治上自由を得るも經濟上其自由を制限せられざるを得ずして經濟上自由を制限せらるゝ時は政治上の自由亦全きを得べからざるや明かなりカンニンガム氏は此點に就き左の言をなせり曰く

勞役の報償を支拂ふに物品を以てする制に於ては勞働者は其支拂の形態並に時期につき殆ど撰擇の自由を有せざるなり然るに若し其報償が貨幣を以て支拂はるゝに於ては之を以て購入すへき貨物の種類及び其購入の時期は勞働者の隨意に定め得へき所なるのみならず斯る制の下に於ては或提供せられたる條件を以て勞役に應ずると否とは全く勞働者の隨意たるに至るへきを以て貨幣制は物品制に比して一段の進歩を加へたるものたらざるを得ざるなり何とならば此制は假令必しも勞働者の所得を増加するに限らざるも文化の進歩並に箇人の立身上に一の進路を開くものなればなり蓋し移住轉職の自由勞働安逸の自由及び所得消費の自由等は是れ箇人的獨立の要素にして是等は貨幣納税貨幣貸借並に賃銀制度の實行を俟て始めて見るを得へき所とす云々 (Prof.

Cunningham, *Western Civilization*, I, p. 95.)

現今の産業組織は分業の上に樹立す而して分業の進歩は經濟上の自由の結果なり去れば經濟上の自由を幫成せる貨幣は大に分業を進め産業組織の發達を來す一原因を爲すものなるや明かなりマーシャル氏は曰く

就業及び企業の自由は其影響の及ぶ範圍に於て各人をして最大の利益を獲へき場所に其勞力及び資本を使用する事を得せしむ而して此事實は又彼をして其生活の資料を得る或格段なる生業に於て特種の熟練と利便とを得ん事を試ましむるものなり是に於て乎微妙なる分業を以てせる複雑せる産業組織を生出するに至ると (Marshall, *Principles of Economics*, Book I, ch. III, § 4.)

第二 貨幣と交通及び産業の發達 前段にも述べしか如く貨幣の使用は經濟上の自由を進め分業を馴致し大に交通を發達せしむ而して交通の發達は社會各人間貨物の交易の増進を意味するものにして通商區域の擴張運送方便の増加産業の進歩を伴ふものとす

貨幣の使用の交通貿易の發達上に及ぼす影響を究めんと欲せば物々交換法と貨

幣交換法とを比較するに如かず夫れ物々交換は極めて不便なる交易方法にして斯る方法のみに依る時は社會は多大の犠牲を以てするにあらざるよりは貨物の有無を通すると能はざるを以て交通の發達は得て之を期すべからざるなり(物々交換の不便は第四章に説明す然るに貨幣を用ゆる時は其犠牲の大部分を節約し得べきを以て交易爲めに圓滑に行はれ分業は地方的にも各人間にも益々盛に行はれ運輸方便の増殖及び産業の進歩は其當然の結果として起らざるを得ざるなり)

羅馬帝國の滅亡は貨幣の缺乏に職因すとはサーアーチボルドアリソン氏の所説にして素より誇張の言たるを免れずと雖も亦貨幣の缺乏か羅馬の通商貿易を沮碍し人民の自由を抑制し其生計の程度を低下せしめ又帝國及び領地の疎遠を來し其結合を迫害し終に亡國の一因をなせしは疑を容れざる所なり (Sir Archibald Alison, *Essays*, Vol. III, p. 485)

貨幣の使用は交通の進歩を促がし産業の發達を來す一の原因を爲すものなるや上述せしか如しと雖も交通の進歩及び産業の發達は亦た大に貨幣の使用を促か

し終には其用を達すべき諸種の信用形態を生出せしめ複雑にして微妙なる貨幣制度を成すに至る本編第一章第二節に引用せるホブソン氏の言は即ち之を説明するものなり

由是觀之貨幣と交通の進歩及び産業の發達とは離る可からざる重大なる關係を有するものにして互に因となり果となり相隨伴して進み以て我經濟社會の發展を印するものとす

第三 貨幣と繁榮、富の増殖福利の増進及び健全なる人口の増加は社會繁榮の特徴にして産業交通の進歩の結果なり去れば其進歩を幫成する貨幣の使用は社會の繁榮を馴致する主要なる原因の一をなすものと謂ふべきなり惟ふに貨幣を使用するによりて社會の利する所二あり第一交易上の障礙を除去すると第二資本の集中及び移轉を容易ならしると是なり

其一貨幣は克く物々交換の不便を除去し交易上の犠牲を減少するの效あるを以て其使用は貨物の生産を振興し消費を促進す加之ならず貨幣を用ゐる交易圓滑なるを得る時は社會の貨物は最良の時期に於て最良の市場に向ふを得べきを以て

社會は之か爲め貨物の最大の總計效用を獲得し得べきなり

其二貨幣を使用する交易制度は資本の集中及び移轉を容易ならしめ大に産業を發達せしむるの效あり即ち世上零碎の貯蓄は貨幣の形態を以て或は銀行に預け入れられ或は商工會社に放下せられ以て直接間接に大規模の産業を起すの用に資せらるへし特に銀行に預け入れらるゝものにおいて銀行は之を基礎として兌換券又は預金の形態を以て大に一般的購買力を創出し最も有利有望の事業に従事する者を撰み貸出を爲すを以て資本の移轉愈圓滑となり産業愈振興するものとす

之を要するに貨幣の使用は大に社會の經濟的繁榮を來すの效あるものにして消極的には交易上の障害を除去し積極的には資本の集合及移轉を圓滑ならしめ以て貨物の效用を増加し其分量を潤澤にし一般の福利を進むるものとす然れども貨幣元と生産方便其物にあらず只貨物の移轉を圓滑ならしむる利器たるに過ぎざるか故に其額は須らく社會の需要に適應せざる可からず之を超過するか如きは經濟上得策にあらざるなり

第二節 貨幣の缺點

貨幣の經濟の進歩に貢獻する所極めて大なると上述の如し然れとも斯る利器も亦た幾多の缺點を伴はざるにあらず而して其缺點は主として收入分配の方面に現はるゝものゝ如くにして其重要なもの二あり第一貨幣の需要より生ずる分配上の不公平第二貨幣價格の變動より來る分配上の不公平是なり

先づ第一より説明せんに貨幣は一般的需要を有する貨物なるを以て其所有者をして一種の獨占的勢力を有せしめ他の貨物を所有する者に比し一層優等なる地位に立たしむは是れ貨幣の使用より生ずる弊害の一として數へらるゝものにしてニコルソン氏の如きは貨幣を所有する者の權力は往々にして貧者の生死を決す往古にありては貧者は屢々生活の爲めに生涯の自由を賣りしも現今の世に於ては彼等は或期間の生活を得んが爲めに自由の切實を爲すと痛論し(Nicholson Principles of P. E. Vol. III, ch. I, p. 23)更に極端なる論者は社會主義者と共に此弊害の存在より立論して貨幣を廢止せん事を主張するに至れり然れども此弊害たるや實

際上其實現甚だ明白ならざると同時に以て貨幣廢止の理由となすに足らざるなり何を以てか斯く言ふ曰く

一貨幣の所有者と雖も唯之を所有するのみにては何等の效なきを以て必ずや之を以て他の貨幣を購買すへし蓋し富者とは貨幣を多く有する者を云ふにあらずして諸種の必要なる貨幣を利用する力を多く有する者を指すなり去れば社會上富貴に伴ふ權勢は貨幣を多く有するの故に生ぜずして貨物を多く有するの故に生ぜざるを得ざるなり

然り而して賣買取引上買手たる者は賣手たる者に比し果して優等の地位に立つや否やは論斷すへからざるところにして勞力の賣買杯に於て往々其傾向を見ることあるも其は一方か貨幣を有するか故にあらずして他に然らしむる重大なる理由の存するに因るなり勞力の取引に於て労働者の團結的行動か克く其地位を維持することあるか如きは即ち其證にして貨幣に附隨せる獨占的權勢なるものゝ存在を非認するに足るものとす

二貨幣を廢止するも諸貨物に對する世人の需要は到底之を制すへからざるか故

に貨物の種類性質による需要の大小は依然として存在せざるを得ず去れば所有物の需要の如何より来る不公平なるものは單り貨幣の使用にのみ附隨せるものにあらざるを知るなり

第二の缺點は貨幣其物の價格の變動より生ずる收入上の不公平にして頗る重大なるものなり蓋し世上諸貨物中價格の變動せざるもの一もあるとなし去れば貨幣と雖も其價格の變動を免るへからず然るに社會各階級の收入支出は必ずしも貨幣價格の變動に應じて伸縮するに限らず或は一定して毫も貨幣價格の變動に伴はざるあり或は其隨從の極めて遅々たるものありて其間に自ら損益を生し不公平の分配を見るを免れざるへし又現今の世にありては凡そ貸借契約は其期間の長短を論せず皆貨幣の名稱を以てし返濟期に至り當初契約の金額を支拂ふを例とせり故に契約期間内に貨幣其物の價格に變動を生ずる時は必ず貸借當事者に損得を與へ不公平の結果を生せざるを得ざるなり勿論貨幣として用ゐらるゝ貨物は諸貨物中價格の變動最も小なるものたらざるを得ざるか故に貨幣價格の變動より生ずる這般の如き不公平は他の貨物の變動より生ずるものゝ如く大なる

らすと雖も而かも頗る重大なる結果を生ずるは諸種の物價指數表に照して明白なる事實なりとす

貨幣價格の變動より生ずる貸借上の不公平は貨幣論中難問の一たる本位問題なるものを惹起するものにして學問上頗る重要な事項なりとす而して此不公平を除かんか爲め萬國複本位制の提議を始め其他所謂理想的本位として學者の提起せるもの其數尠ならずと雖も吾人は尙ほ未だ完全なる本位を得る能はず本位問題は實に貨幣論中未決問題として殘留せり

本章參考書

Alex. Del Mar, Money and Civilization.

J. W. Harper, Money and Social Problems, Ch. III.

D. Kinley, Money, Ch. I.

J. S. Nicholson, Principles of Political Economy, Vol. III, Chs. I, II.

C. A. Conant, Principles of Money and Banking, Book I, I.

第三章 貨幣の起因及進化

第一節 貨幣の起因——第二節 貨幣用貨物の變遷——本章參考書

第一節 貨幣の起因

貨幣は物々交換の不便を避けんか爲めに發明せられたる利器にして交換上之を使用するに至りしは人民一般の協約若くは國家の法令に基くものなりとの説は古來學者によりて一般に唱られし所にして希臘の鴻儒アリストートル、プレトローを始めとして羅馬の法律家中世の學者齊く皆此説を唱へ近世に至るまで敢て之に疑義を挿む者なかりき

然りと雖も物々交換の不便を以て貨幣の起因なりとし其不便を避けんか爲めに貨幣は發明せられたりと云ふか如きは未開の人民に付與するに過當の智識と先見とを以てし且つ事物の進化發展を餘りに單純視したるものと謂はざる可からず其當を得ざるや蓋し多辯を要せざるなり又其使用か人民一般の協約若くは法

令に基くとせるか如きは甚しき附會の憶説にして探るに足らざるなり蓋し貨幣の如き最も重要なものを施設するの協約若くは法令果して之ありしとせん乎其事實はすや口碑若くは記録に上りて殘らざるを得ざるへし然るに史上斯る考證一も存するものなきを奈何せん惟ふに貨幣の始て用ゐられしや人類間の合意を以て起りしものにあらず又法令の力によりて行はるゝに至りしものにもあらずして他の多くの社會的制度若くは施設と同じく自然不知不識の間に極めて遅々たる漸進的進歩を遂げしものにして其萌芽は遠く曠昔より成立したりしと推論すべきなり

貨幣の起因を物々交換の不便に歸する論者は社會の交易制度の發展に關し劃然たる段階ある事を主張するものゝ如し獨逸の歴史學派ヒルデブランド氏は交換經濟の發達を物々交換時代貨幣時代及び信用時代の三期に別ち以て貨幣交換法が全く物々交換法に續て起りしものなりと斷定せり然れとも是れ歴史を曲解するものに他ならず何とならば物々交換と云ひ貨幣と云ひ又信用と云ふ近世に知らるゝ三種の交易方法は未開の社會に於ても亦知られし事にして或古代の民族

は主として物々交換を行ひしも他の民族は三種の方法中二種を用ゐる又他の民族は三種悉く之を行ひし事實あればなり是等の事實は近世史家の蒐集に係る數多の資料の證明する所にして毫も疑を存せざるなり例へば昔の墨西哥人の交易は物々交換と貨幣交換との二種にして其貨幣交換と云ふは椰子實棉布砂金銅及び錫の五貨を貨幣として併用せしか如きホワイトナイル河畔に住せるニクリチャ種屬のシロックス族は一箇月限の信用取引を結ぶ慣習を有せしか如き又ユカタン^{||}の住民には貨幣取引及び無利息信用取引共に行はれチブチャウ族は利付貸借をなしローワーギニヤのボンダスは珠玉及び貝殻を貨幣として用ゐるフェジャンスの通常用ゐし交換の媒介は布帛錫環奴隸及硝子珠なりしか如き皆明かに交易方法の進化は何處に於ても同一の徑路を經過せしものにあらずして或場合に於ては物々交換より貨幣交換若くは貨幣信用の二交換法に移り他の場合に就ては信用は物々交換と共に行はれ又往々數種の貨幣が同時に或未開の民族によりて使用せられ嘗て其揆を一にせざりしとを證明せざるはなし之を要するに物々交換と云ひ貨幣と云ひ信用と云ふ皆未開時代より今日に至るまで苟も交易を行

ひし民族にありては如何なる時代に於ても等しく知られし所にして唯種々の配合を以て行はれ民族により其進歩の程度に隨ひ自ら其間に彼是輕重を生せしに過ぎざるなり貨幣を以て物々交換の不便を避けんか爲めに發明せられたる器具なりと云ふか如きは牽強附會の想像説に過ぎずして貨幣の起因を説明するに足らざるなり

又貨幣の使用を人民一般の協約若くは法令に歸する論者は古來貨幣として用ゐられし貨物の進化に關し一個の附會説を提起し貴金屬の貨幣として採用せられしは全く貨幣として必要なる物質的性質を有するに因るものなりと説明せりアリストートルゼノフォンブリー^{||}等を始めとし降てジョンローアダムスミス及び英國正統學派の學者は皆此種の論者なり然れとも貴金屬が協約若くは法令によりて貨幣として採用せらるゝに至れりとなすか如きは假令其物質か貨幣として必要なる性質を保有せるに因るとするも歴史上の事實の之を證明するものなきを奈何せん吾輩は貨幣の起因に關する彼等の所説と共に此説を首肯するも能はざるなり蓋し彼等は貴金屬の貨幣として一般に用ゐらるゝに至りし事實に對

し其茲に至りし進化發展を究めずして輕々に飛躍的斷定を下せりとの非難を免れざるへし

羅馬の市街は一日にして建設せられしものにあらず貨幣も亦一朝一夕の考案に成り人民の協約若くは法令によりて始めて行使せらるゝに至りしものにあらず然則貨幣の發生は如何に之を説明するか抑々貨幣の發生は各貨物の販賣力 *Abzählbarkeit* の強弱に基くとメンデル氏の主唱せし所にして是れ實に貨幣の起因に關し充分の解釋を與ふるに足るものとす凡そ世上吾人人類の慾望を充足すへき貨物其種類舉て數ふ可からず而して其需要供給の關係は貨物により千差萬別素より其揆を一にせず或は其需要の途極めて狹隘にして之を販賣すると大に困難なるものあり或は其需要甚だ廣汎にして時と場所の如何を論せず又其分量の多寡を問はず容易に販賣し得へきものあり隨て前者にありては急速に其多量を賣却せんとすれば多大の犠牲を要するを例とすれとも後者にありては之に反して常に相當の價格を以て他の貨物と交換する事を得へきなり去れば交換經濟の初期に於て世人漸く經濟上有利の手段如何を考慮するに及んては或貨物を出し

て他の貨物を獲得せんとするに當り若し直接交換の方法を以てしては容易に其相手方を見出す事能はざるべきを發見するときは寧ろ先づ諸貨物中に就て自己の提供する貨物よりも一層多くの販賣力を有する他の貨物と交換し然る後其強大なる販賣力を利用して徐ろに自己の要する所の貨物を獲得する手段を探るを以て最も利益なりとするに至るべし而して此手段たる個人の利己心より自然に起る所の現象にして始めは少數の智者間にのみ行はるべきも其利益漸く衆人の認むる所となるや終に一般の慣行を爲すに至るものとす是れ實に貨幣發生の根本的理由を爲すものにして諸貨物中比較的販賣力の大なるものは販賣力の小なる貨物を賣らんとする人々により益多く需要せられ隨て其販賣力亦愈増加し次て是等貨物中其販賣力の最も強大なるもの他の諸貨物を排して獨り一般的交換の媒介たる地位を占有し終に貨幣の發生を見るに至るものとす由是觀之貨幣の起因は貨物の販賣力の強弱に基く個人的利己心の發動にして其行使は漸進的進化に因りて來り一般の協約若くは法律の發布を俟て始めて現はるべきものにあらざるなり

第二節 貨幣用貨物の變遷

貨幣の起因に次て攻究すべき重要な問題を貨幣用貨物の變遷とす而して此問題は之を客觀的及び主觀的の二方面より討究するを便とす
惟ふに古代或貨物か貨幣として特に選擇せられしは決して推理の結果にあらず全く知らず識らすの間自然に採用せられしなり即ち各人の最も好む所の貨物は之を所有すれば何時にても又何れの場所に於ても損失を被るとなくして所要の貨物と交換し得へかりしを以て各人は其剩す所の物を出し交換をなすに當りて斯る貨物を得ん事を希望したりしは當然なり(メンゲル氏の所謂 *Absatzfähigkeit* を最も多く有する貨物即是なり)去れと斯る貨物は其種類尠なからざりしかは其初に當りては多數の貨物同時に用ゐられしも次第に淘汰せられ最も優等のものゝみ殘留するに至るは賭易き道理なり加之ならず流通用として最も適當なるものは一般に需要せらるゝ外尙ほ其分割自在にして而かも價格を減する事なく且つ携帯に便にして大小の取引上最も都合よき貨物たらざるを得ざるを以て一般の

需要と分割の自在と携帯に便利なるとの三資格は早く既に或貨物を貨幣用として決定する標準とはなれり之を史に徴するに古代諸方の民族により貨幣として用ゐられし貨物は決して同一ならず其用途より謂へば或は生活上の必需品なり或は身邊裝飾の具たるあり其產地より謂へば或は自族の生産に係るあり或は交易上他族より輸入したるあり其揆を一にせずと雖も或貨物の一般に需要せらるゝは主として其社會の自然的事情竝に經濟的發達の程度によりて決せらるゝものゝ如し例へば獸皮の如きは盛に狩獵を營みし社會に於て多く需要せられ家畜は牧畜を爲せる社會に於て多く其用を見椰棗は椰棗の產地に於て其需要最も廣く羽毛貝殻の如きは是等を飾裝用に供せし幼稚なる社會に於て大に賞美せられ又珠玉貴金屬の如きは稍進歩したる社會に於て最も多く需要せられたるか如し要するに或貨物が汎く需要者を見出すことを得るに至る時は貨幣用に供せらるゝものとす而して斯る貨物は一旦貨幣用に供せらるゝに至らば茲に其新用途を生し單り直接消費の貨物たるに止まらずして交易の要具たる新官能を有するに至るを以て需要之か爲めに加はり其價格之か爲めに増殖するに至るや明か

なりとす然れとも斯の如くにして擇まれたる貨物は往々にして分割自由ならず且つ携帯に不便なきを保せざりしかは古代の人民は其不便を避けんか爲め所謂代表的貨幣なるものを用ゐたり例へば希臘の貨幣か牡牛の印象を有せしか如き古の露西亞の貨幣か獸皮の格段なる一小片より成り之を所有する者は全皮の所有者たるを示せしか如き皆携帯の不便と分割とを避けんか爲めの企圖に外ならざりしなり去れと斯る代表的貨幣も亦其性質分割自在にして自ら其全價を擔ひ代表物を要せずして流通すへき貨物の爲めに其用を奪はるゝに至るは當然の結果にして斯る優等貨物の發生と共に消滅せしは偶然に非ざるなり

古代の貨幣は右の如き貨物より成りしか社會の文化漸く進み人民生活の程度愈々昂進し交易漸く隆盛を加へ資本の蓄積信用取引次第に加はるに及んては終に諸種の貨物中其形體に比し價格貴く其性質久しきに亘りて變化せず其價格亦永時に亘りて變動するを尠なく而かも品位均等分割合併共に自在にして容易に眞偽を認識し得へき物を貨幣として用ゆるに至るは自然の數にして金屬は漸く廣く貨幣として用ゐらるゝに亘り此の不便なる貨物は貨幣用として爲めに漸く其

用を奪はるゝに至り就中貴金屬は終に最も適當なる貨幣として劣等なる金屬を排して其用を逞ふするに至れり已にして社會愈開化し通商貿易隆盛を極むるに及んては交換の媒介を要すると益々切にして茲に紙幣の發明あり正貨の代用物として用ゐられ或は政府財政上の便宜より或は單に經濟社會の要求により盛に其用を見信用取引益起るや終に銀行預金の如き利器生するに至る而して紙幣に不換紙幣及び兌換券の二種あり共に正貨に比し取扱上一層便利なりと雖も不換紙幣は動もすれば濫發の弊に陥り易きを以て決して良好なるものと謂ふを得ず兌換券は預金と同じく信用の形態にして何れも輕便にして且つ通貨として最も尙ふ所の弾力性(需要に應じて伸縮する性質)を有すると正貨よりも一層多き故を以て流通用として終に其用を奪ふに至るものとす

以上は主として貨幣として用ゐらるゝ貨物の側より客觀的に貨幣の進化を説明したるものなるか貨幣の進化は亦主觀的に社會の經濟の發達上より之を觀察する時は其變遷の有様を一層明瞭ならしむるを得へし
按するに普通生産上必要なる以上に資本の餘裕を有するとは社會か貨幣を使用

せんとするに當り必要なる先決問題なりとす貨幣元と有價の貨物なり故に資本に餘裕なき社會は之を用ゆるに堪へざるなり蓋し未開の人民に取りては其日常缺くへからざる農具種實及び耕耘用獸類の如きは貨幣よりも一層有用なるものにして是等のもの豊富にして餘裕ありて後始めて交易の要具たる貨幣を用ゆるに至るは自然の順序なりとす此理は古代の人民か初めより貨幣として専用の貨物を選ます其日常使用せし牛馬若くは日常消費の目的物たる米穀の類を貨幣に兼用せし事實に充分の説明を與ふるものなり然而して古代の人民は其日常の必需品に漸く餘裕を生ずる時は之を以て先づ其身邊を飾るべき裝飾物を獲得し其多寡を以て社會上地位の優劣を判するの標準としたり去れば裝飾品は當時各人の等しく所持せんことを好みしものにして終に之を以て裝飾用並に交易用の複的作用を營ましむるに至りしなり此理は亦た夫の貝殻羽毛指環金銀塊等の古代に於て貨幣として用ゐられし事實を説明するものとす之を要するに古代貨幣として嘗て用ゐられし獸類穀物貝殻貴金屬塊其他日用消費物の消費用と同時に交易用を達せしは社會の必要上より起りしことにして斯る時代においては經濟上

此二箇の作用を別々の貨物を以て全ふせしむるが如き餘裕なかりしなり已にして文明次第に進歩し經濟の發達を見るや社會の資本は愈々増殖し人民生計の餘裕益大なると共に裝飾用貨物の需要増加を見諸種の貴重品の供給隨て大なるに至るを以て獸類穀物奴隸の如き貨幣として不便なる貨幣は貨幣用として其より一層適當なる飾裝品の爲めに其用を奪はるゝは自然の結果なりとす蓋し獸類奴隸の如きは分割的性質を缺き且つ生死豫め期すへからず穀物の如きは年々の豊凶により其價に激變あり且つ是等の貨物は常に消費用としての供給以上の多額を有するものにあらず隨て其不便と不足とを感せしこと大なりしを以て自然淘汰の法則は終に貨幣用として其用を奪ひ一層適當にして多量に存在する裝飾品をして之に代らしむるに至りしなり

自然淘汰適者生存の法則は亦諸種の裝飾品中に就ても行はれざるを得ず貝殻の如きは早く廢れ金屬中鉛鐵の如き亦經濟の發達收入の増加と共に一層購買力の大なる金銀の爲めに其用を奪はるゝに至りしなり已にして貨物中貨幣の分立は經濟進歩の結果として起り終に鑄貨の發生を見たり然れども貨幣の分立は決し

て絶對的のものとして謂ふへからず鑄貨と雖も臨機之を貨幣以外の用途に向くると稀なりとせず是れ現今と雖も往々目撃する所なり

然り而して社會の經濟益々進歩し信用大に行はれ交易愈盛にして貨幣を要すると愈切なるに及んでは新たに貴金屬貨幣の代用をなすへき紙幣及び各種の信用形態發明せられ流通の具愈々潤澤となり社會の經濟は更に之が爲めに長足の進歩を遂ぐるに至るものとす然れとも紙幣中不換紙幣として知らるゝものは多くは戰亂其他非常の事變に際し國家の財政困難を告げ己むを得ずして發行するものなるが故に其濫發の爲め大害を社會に與へし例に乏しからず兌換券預金等の信用形態の使用の健全なる増加に至りては元と是れ經濟社會の順健なる發達の徴候にして其使用の増加は社會の進歩を示す索引たるに足るものとす己にして紙幣及び各種の信用形態の利用盛なるに至るときは茲に貨幣の職分上に一大變化を來たし正貨幣は主として價格の比準たる職分を盡くし交換の媒介たる職分は之を兌換券及び預金に讓るに至るものとす是時に當り貴金屬貨幣を交換の媒介として流通に使用するか如きは經濟の進歩特に著しく資本の餘裕綽々たる

社會に於て始めて之を見るのみ

本章參考書

- K. Bicher, *Industrial Evolution*, English translation, pp. 67
D. Kinley, *Money*, Ch. II.
Del Mar, *History of the World's Monetary Systems*.
W. Gurille, *Evolution of Modern Money*.
C. A. Conant, "The Evolution of Money" (*Rhodes' Journal of Banking*, Jan. 1903)
Ditto, *Principles of Money and Banking*, Book I, III.
W. Ridgeway, *Origin of Currency and Weight Standards*.
K. Menger, "On the Origin of Money" (*Economic Journal*, 1892, pp. 239—255)
E. Babelon, *Les Origines de la Monnaie*.
P. Lenormant, *La Monnaie dans antiquité*
K. Helfferich, *Das Geld*, I Buch, I Abschnitt, I Kap.

第四章 貨幣の職分及其性質

第一節 物々交換の不便——第二節 貨幣の職分——第三節 貨幣の最初の職分——第四節 貨幣職分の分擔——第五節 貨幣たるものに必要なる性質——參考書

第一節 物々交換の不便

貨幣の經濟上の職分を明かにせんと欲せば先づ貨幣を用ゐざる交換の方法と貨幣を用ゆる交換の方法とを比較し以て貨幣の使用か如何に前者の不便を除くかを説明するを要す貨幣を用ゐざる交換の方法之を物々交換と云ふ而して物々交換の不便の重なるもの二あり第一價格の比準を缺き交換比準を定むるの困難第二交換の媒介を缺き需要供給の投合を得るの困難是なり以下順次之を説明し以て貨幣の官能を明かにせん

第一 交換比準を定むるの困難

夫れ苟くも交易行はるれば其方法の如何を問はず必ず先づ其目的貨物の價格を評定し之を對比するの要あり然れとも物々交換にありては交換せらるゝ物品毎

に一々其價格の比例を定めざるを得ざるの不便あり例へば牛肉の何斤は米の何升に當り米の何升は鶏卵何個に當り鶏卵何個は酒何升に當ると云ふ様なる時は終に牛肉の何斤は酒何升に當るや鶏卵何個は牛肉の何斤に當るや等の割合を一々算出せざるを得ざるへし斯の如くなる時はジエボンス氏の計算せしか如く百種の物品間に有ゆる交換の比例を定むるには實に四千九百五十の割合を定むるの要あり而して其價格變動の都度一々新たに其割合を作らざるへからざるを思へは其煩勞極めて大なるべく而も其割合に不公平なきを期するは頗る困難の業たるへきや明かなりとす然るに各種の貨物中何人も所有せんとを欲するものを選択み之に對して各種物品の交換の割合を定め以て相互の比例を明かにするの標準となすに於ては右の如き不便は立ところに醫正すへきなり

第二 需要供給の投合を得るの困難

物々交換にありては常に價格の比準を缺くの不便あるのみならず又貨物の需要供給の投合し難き不便を有す而して此不便は物品の種類による需給の不投合と其數量による需給の不投合との二方面に現はる

其一、物品の種類による需給の不投合 蓋し物々交換にありては甲物を提供して乙物を得んとする者と是と全く反對に乙物を剩して甲物を要する者との二者なくんは交換行はれざるなり即ち交換上需要供給の双對的投合を要するなり然るに斯の如きは實際甚だ稀に見る所にして甲の要する物乙必しも之を剩さす又甲の要する者乙之を剩すと雖も甲の與ふる所の物必しも乙の要する所にあらざるへきを以て物々交換を完了するは決して容易の業にあらざるや明なり是に於て乎物々交換の方法を以てしては勢ひ生産事業も發達するとを得ず人々交換の困難を恐るゝより日用の物品は各自之を生産せざるへからざるに至らん然るに若し茲に人々の一般に好んで受取る所の貨物あり交換の媒介たるに於ては以上の不便は全く之を避くることを得べく分業爲めに起り經濟の發達得て期すへきなり

其二、物品の數量による需給の不投合 需要供給の不投合は常に物品の種類によるのみならず亦物品の數量によれり即ち穀物沙金の如き貨物にありては分割に不便を感ずるとなしと雖も或種類の物品にありては分割すると能はざるものあり

り例へは一襲の衣服を以て麵包と交換せんとする者あり其要する丈の麵包は其衣服の一部分を値するに過ぎすとせんに衣服の如きは之を裂く時は大に其效用を減せざるを得ざるか故に非常なる損失を以てするにあらざるよりは交換を行ふ能はざるか如きは是なり然るに今分割自在なる貨物あり人々一般に之を好み交換の媒介として用ゐらるゝに於ては衣服は之を裂かすして其物と交換せられ其物は之を分割して麵包と交換せられ殘部は隨時必要品を購ふに資せらるへく其利便大なるや論を俟たず

第二節 貨幣の職分

前節に述べたる物々交換の不便は一般に需要せられ何人も之を有せん事を欲する貨物を價格の比準及び交換の媒介として使用するによりて全然之を除去し得へきなり而して斯る貨物之を貨幣と云ふ茲に於て乎貨幣の職分として先づ價格の比準たると竝に交換の媒介たるとの二者を數へざるを得ず

第一 價格の比準

前節に述べたる物々交換の第一の不便は交換上凡百の貨幣の交換比例を一々算出せざるを得ざるの煩勞是なり而して此不便は貨幣を使用し其名稱を以て總て貨物の價格を表示し以て各貨物相互間の交換比例を容易に知るに困りて之を避くるを得べし即ち貨幣は諸貨物價格の比例を示すの標準 *Standard for expressing value* となり其共通的表示者 *Common denominator of value* となるものとす之を貨幣の第一の職分とす

然而して諸貨物の價格を表示するとは畢竟之を表示する貨幣と表示せらるゝ貨物との交換比例を貨幣の分量を以て示す他にならざるか故に貨幣たる貨物は必ず自ら購買力を有するものたるを要するなり是れ頗る緊要なる事項とす然れども價格の比準若くは共通的表示者として使用せらるゝ貨物は一般に需要せらるゝ貨物たらざるを得ざるか故に亦同時に交換の媒介として用ゐらるべきは想像し得べきところなるを以て貨幣たる貨物の價值は之を需要の側より論ずる時は二個の獨立せる需要即ち直接消費用としての需要並に貨幣用としての需要より生ずるものにして而かも後者の需要は大に其貨物の價值を高むるものなるこ

とを記憶せざる可からず學者は直接消費用より來る貨幣貨物の價值を實在價值 *Substanzwert* と稱し貨幣用より來る其價值を官能價值 *Funktionswert* と呼びて之を區別せり

價格の比準たる貨幣の職分は又價格の基準 *Standard of value* 又は價格の尺度 *Measure of value* なる語辭を以て言ひ表はさるゝこと往々あり然れども是等の語は自ら異なりたる意義を有し甚しき語弊に陥りたるものにして之か爲め貨幣の職分を誤解するの虞なきにあらざるを以て一言其不可なる理由を敘述するの要あり蓋し貨幣を以て價格の基準又は尺度と云ふ能はさる理由三あり左の如し

一、貨幣の名稱を以て表示せられたる物の價格は其物の價格と貨幣の價格との割合を示すに過ぎず而して元來割合なるものは無形の觀念なれば有形物を以て其基準とし若くは測度すへからざるなり

二、貨幣は諸貨物相互の交換の割合を示すの用に供せらるゝものとす故に貨幣は價格の共通的表示者たるに過ぎずして決して之か基準となり若くは之を測度すべき尺度となるものにあらざるなり

三尺度と謂へば絶對的不動の基準たらざるを得ず然るに世上價格の變動なき貨物一もあることなし貨幣に用ゆる貨物亦然り去れば貨幣は價格の基準若くは尺度たる能はざるなり

● 第二 交換の媒介

物々交換に於て交換貨物の種類及び分量に付き需要供給の投合せざる不便あると前節に述べしか如し是等の不便は或利器を用ゐて之を避けざるに於ては分業爲めに行はるゝ能はず各人は終に其自ら要する所の物を自ら生産せざるを得ずして經濟の進歩産業組織の發達は得て之を望む可からざるなり而して貨幣は實に交換の媒介を爲し克く是等の不便を除去し交易をして圓滑に行はれしむる利器を爲すものとす之を貨幣の第二の職分とす

交換の媒介として用ゐらるゝ貨幣は各人の一般に好む所の貨物にして其最も適當なるものは價格に變化を與ふることなくして自由に分割し得べき性質を有するものとす去れば良好なる貨幣を用ゆる時は物々交換に於ける場合の如く或貨物を剩し或他の貨物と交換せんと欲する者は其自己の要する所の貨物を剩して

自己の剩す所の貨物を要し而かも各自所要の分量相符合せる相手方を搜索するの勞を採るに及はすして唯其剩す所の物を要する人にして貨幣を有する者を求め以て貨幣と交換し斯くして得たる貨幣を以て己の要する所の物の所要の分量を隨時購買し得べきなり

皮相の見を以てする時は交換の媒介として貨幣を用ゆる交換の方法は物々交換を以てすれば一回にて結了すべき交換を故らに二回にするものなるか故に却て煩雜なるか如く見ゆれとも物々交換に於ける貨物の種類に關する需給投合の困難並に其分量に關する需給投合の困難を考察する時は貨幣交換法の利便甚た大なるを知るへし况や貨幣を用ゐて交換の媒介となす時は各人は之を所持するに よりて其好む所の物を其好む所の時季に於て購入するを得べきも物々交換にありては人々交易の困難を恐るゝより斯る自由を有すると能はざるに於てをや

第三 支拂の標準

價格比準及び交換の媒介の外貨幣の職分として數ふべきもの尙ほ一あり將來の支拂の標準たること即是なり此職分は經濟上貨幣行使の結果として貸借取引の

盛に行はるゝに至りしと同時に其用を見るに至れりと推想するを得へし或者貸借取引の太古に於ても行はれし事實よりして物々交換の不便中に支拂の標準を缺くことをも加ふる者ありと雖も是れ唯物々交換にありては貨幣なきにより貸借取引圓滑に行はるゝこと能はずと云ふに過ぎずして物々交換の直接の不便と云ふを得ざるなり吾輩は物々交換の不便と云ふ時は貨物交換上直接に感ずる不便のみを意味し貸借取引上貨幣を用ゐざるにより感ずる不便を包含せしめざるを以て穩當なりと信す若し夫れ支拂の標準の缺如を以て物々交換の不便として數ふるに於ては貨幣行使に附隨せる幾多の利便は悉く皆物々交換に於て缺如せるものとして列擧せざるを得ざるに至らん

凡そ交易なるものは各人の間盡く現金取引のみにして毫も貸借の關係を生ぜざる間は最も幼稚にして種々の原因に基ける債權債務の發生するに至るまでは充分に發達し得べきものにあらす換言すれば交易の進歩は各人の間に信用取引盛に行はるゝに至りて始めて見ることを得るものとす而して貸借なるものは貸したる物其物を返却するの契約によることありと雖も其物を返却せずして同價格の

他の貨物を返却するの契約によるとあるは吾人の日常多く見る所にして商業取引上の貸借は多くは後者なりとす然るに今支拂の標準なきに於ては返濟期に至り借主は借りたる物と同質若くは其返濟の當時其物と同價格を有する他の物を以て支拂はざるを得ざるを以て貸借契約締結の時と返濟期とに於ける其物品の價格の變動により貸借當事者中何れか一方か損失を被り他の一方が利益を受くるの不公平を免れざるのみならず借主の返濟する物品は貸主に於て其當時毫も必要を感ぜざる等の不都合を生し貸借取引は總て投機的となり人々其危險を恐るゝより貸借自ら圓滑に行はるゝ能はず商業の發達亦た期すべからざるなり是に於て乎支拂の標準として公平に貸借を決濟し得べき貨物を撰み之によりて取引を爲すの必要を生ず而して物々交換の不便を醫正する貨幣は終に此必要を充たすべき利器として益其用を見るに至るものにして其完全なるものにおいて各種々の性質を具備せんと勿論なれとも此價格の標準たるべき性質即ち價格の變動の最も少なき性質は決して缺く可からざる所なりとす然れとも世上凡百の貨物中價格の變動せざるもの一もあるとなく其最も變動の少きものと雖も永時に

亘りて觀察する時は其高低鮮少なりと謂ふ可からず况や諸貨物と常に相對比せらるゝ貨幣は諸貨物の側に於ける價格の變動ある毎に必ず其購買力に消長を來さざるを得ざるに於てをや是を以て公平なる支拂の標準を立つるの問題は貨幣論中最も緊要にして且つ最も困難なる問題の一として攻究せられつゝあるなり貨幣の職分は右に掲けたる三職分なりと雖も此外尙ほ價格の貯蓄及び支拂の方便の二職分を追加する學者ありロツシエル、グニース、ナツセ、ジェボンス等諸氏は右三職分に附加するに第四の職分價格の貯蓄を以てして曰く凡そ貨幣は交換の媒介價格の比準支拂の標準となり克く貨物の交易を圓滑ならしむと雖も尙ほ時及び場所を通して價格を貯蓄するものたるを要す然らすんは貨幣たるに必要な一般的嗜好を受くる性質を具ふること能はずと然れども此第四の職分たる畢竟するに前記三職分に附隨して生ずるものにして特に獨立せる職分と認むるを得ざるなり何とならば或貨物か交換の媒介價格の比準として用ゐられ而かも支拂の標準たるを得るに於ては必ずや價格貯蓄の效用なかるへからされはなり若夫單に價格の貯蓄たる職分を盡し得へきものを索むるに於ては寶石の如く分量

小にして價格巨大なるものこそ最も完全なるへしと雖も其貨幣として用ゆへからざる所以のものは分合の性質を缺き且つ價格の變動尠なからざるに因るを以てなり果して然らば價格の貯蓄は附隨的職分にして本來の職分として目すべきものに非ざるや明白なりとすウォーカー氏はジェボンス氏に對して價格の貯蓄は貨幣の本來の職分として認むへからず貨幣は價格貯蓄の效用を有すと雖も是れ其本來の職分に隨伴せる一現象に過ぎず蓋し一貨物にして價格貯蓄の用に資せらるゝ時は最早貨幣たるの性質を失ふものにして匣中に貯藏せられたる金銀は器物として用ゐらるゝ金銀又は堂宇の屋上若くは神像に用ゐられたるものに異ならずと曰へり(Walker Money, pp. 12-3)然れども右ウォーカー氏の言は物と物の效用とを混同するものにして恰かも休止せる機關内に在る蒸汽は蒸汽にあらずと云ふと一般なり吾輩は斯る理由を以て價格の貯蓄の效用を非認する能はず吾輩の主張する所は價格の貯蓄は交換の媒介價格の比準支拂の標準たる貨幣の職分に附隨せるものなるか故に是等本來の職分と肩比せしむる能はずと云ふに在るなり

貨幣第五の職分として支拂の手段なる職分を追加したる學者はクニース氏にして氏は此職分を以て交換の媒介より全く相違する職分なりとせり而して其理由は凡そ吾人が貨幣を支拂ふには其購入せる貨物の代金としてのみならず租税罰金の如き強制的支拂にも亦た之を用ゆると多し後者の場合の如きは全く交換の意味を含まざるか故に此兩者を區別するを以て至當なりとすと云ふに在り(Knaipes, Geld und Kredit, I Abt.—Das Geld Darlegung der Grundlehren vom Gelde, II Auflage, 211-223)然れども是れ徒らに字義に拘泥したる不必要の區別たる嫌なきを得ず何とならば既に貨幣の職分として交換の媒介價格の比準支拂の標準の三者を數ふるに於ては其交換より起ると否とを問はず凡て貨物移轉の方便即ち支拂の手段たる職分を含ましめざるを得さればなり

第三節 貨幣の最初の職分

前節にも述べしが如く貨幣の職分中其根本的の職分とも謂ふべきもの二あり曰く價格の比準曰く交換の媒介即是なり而して此二者何れか先に認められしや

の問題に就ては學者の説一致せざるなりロッシェン(Roscher, Grundlagen der Nationalökonomie, s. 298.) メンゲン(Menger, Die Lehre vom Gelde, 250-285) ボナミール(Bohnamy Price, Practical Political Economy, Ch. XI p. 364-365.) ウォーカー(F. A. Walker, Political Economy, p. 137 & note) ノロポヴィッチ(Philippovich, Grundriss der politischen Oekonomie, I Band, B. III § 91) ヘルフェリッヒ(Helfrich, Das Geld, 230-231) 等諸氏は交換の媒介を以て最初に認められし貨幣の職分なりと主張しクニース(Knies, Das Geld, s. 10) ランリン(Langhlin, Principles of Money, p. 6-10) キンレー(Kinley, Money, p. 19-20) 等諸氏は之に反して價格の比準を以て最初に認められし職分なりと論ぜり今左に上掲學者の所説二三を紹介して其論據を明にせん

ボナミール、プライス氏は曰く貨幣の如き器具は交易上何故に要せられしや古今の人民が交易上皆或形態の貨幣を用ゆるは如何なる絶對的必要ありて然るか吾人は何故に貨幣を用ゆることなくして物々交換を行はざるや等の疑問に對して經濟學書の普通與ふる所の答辯は交易上價格の尺度比準を要するか故なりと云ふに在りと雖も貨幣の起原が斯の如き深遠の必要を認めしに因ると思

惟するは不可なり蓋し貨幣は人類が斯の如き抽象的思想を有するに至りし久きし以前より既に其成立を見たるに相違なく始めて貝殻を貨幣として用ゐし野蠻人の如きは貨物の価格を比較するか如き能力を有せしものと認むべからず去れば價格の尺度たる貨幣の職分の如きは貨幣使用の動機と云ふよりも寧ろ其結果なりと謂ふへし云々

ヘルフェリツヒ氏は曰く吾人は貨幣の歴史的發達を觀察して貨幣の職分中最初に現出したるものは一般の交換の媒介たる職分なるを認む元來貨幣は交換貨物の種類増加するに隨て生ずる物々交換の不便を除くの必要より生ずるものなるを以て一般の交換の媒介たる職分は貨幣の職分として歴史上主要なる地位を占むるものとす而して現今の經濟組織に於ても此職分は最も重大にして他の職分は何れも之に従屬するの觀ありと

クニース氏は曰く凡そ貨物の交易には必ず先づ其交換貨物の價を比較するを要す然れども其の評價は貨物中最も廣く交換せらるゝものを標準として爲さるゝこと多きを以て交換の媒介の普及は交換比準の使用と並行すべきものな

りと

ラフリン氏は曰く惟ふに貨幣の起因に關し學者の説の一致せざる所以のものは曠昔或種の貨物が貨幣として用ゐらるゝや同時に價格の比準及び交換の媒介たる職分を盡せしに依る然れども哲理的に考ふる時は價格の比準たる職分は交換の媒介たる職分に先ちて現出せざるを得ざるなり何とならば凡そ交換は其方法の如何に拘らす必ず先づ其目的物の價格を評定比較するを要すればなりと

今以上二説を検するに右二説は論理上互に左の結論を生せざるを得ず即ちブライス、ヘルフェリツヒ等の説にありては貨幣として使用する貨物は必ずしも貨幣として用ゐらるゝ前に購買力を有するに及ばず唯交換の媒介として一般に承認せらるれば是れり之に反してクニース、ラフリン等の説にありては貨幣として使用する貨物は必ず他に用役を有し購買力を有するものたらざるを得ず然らずんば貨幣として其用を見る能はざるなり

右二説は何れが正當なるや吾人は今貨幣として使用する貨物は他に用役を有し

初めより價格を認め得べきものたるを要するや否やに就て論議せずと雖も吾人はフイラス氏の如く未開人民は交換貨物の價を比較するの能力を有せざりしと信ずる能はざると同時に凡そ物を交易せんとするに當りては如何に野蠻の民屬と雖も其交換せんとする貨物の値打を比較せしめて漫りに之を行ふとなかへしと推想せざるを得ずとの理由を以て貨幣の最初に現出したる職分は價格の比準たる職分なりとの説に左袒せんと欲するなり然りと雖もクニースラフリン二氏の謂へるか如く價格の比準たる職分は最も廣く交換せらるゝ貨物によりて務められざるを得ざるか故に此職分は實際上交換の媒介たる職分と並行せざるを得ず唯哲理上其前後を論し得るに過ぎざるなり

第四節 貨幣の職分の分擔

貨幣の職分は第二節に列擧せしか如し近世貨幣として用ゐらるゝ物件は須らく能く其三職分を全ふすべきものたらざる可からず然れども貨幣の三職分は必ずしも同一の貨物か悉く之を盡さざるを得ざるの理由なきを以て若し二種以上の

物件を使用し之を分擔せしめ以て一層克く交換及び貸借の目的を達し社會に利益を與ふる所あるに於ては種々の物件を併用するとは經濟上素より歓迎すべきこととす

前章にも述べしか如く經濟の未だ充分に進歩せざる世にありては價格の比準交換の媒介及び支拂の標準の三職分は同一の貨物によりて盡され貨幣は必ず是等三職分を全ふするものたらざるを得ざりしか經濟の進歩著しき近世に於ては信用の發達と共に諸種の交換の媒介發明せられし結果として單に交換の媒介たる職分のみを盡すもの現出するに至れり即ち貴金屬貨幣は主として價格の比準及び支拂の標準たる用に供せられ流通用として漸く其用を減すると同時に兌換券預金其他の信用形態は専ら交換の媒介として用ゐらるゝに至りしなり之を貨幣職分の分擔と云ふ

不換紙幣も亦其發行額大ならざる時は克く貴金屬貨幣と並ひ行はれ其流通額亦貴金屬貨幣の用を節するの效あるものとす然れども不換紙幣の貴金屬貨幣の代用をなすや其總ての職分を負擔するものにして兌換券預金の如く其一部の職分

のみを分擔するものにあらず蓋し不換紙幣の價格は全く其貨幣としての官能のみより來り(Funktionswert)信用形態の價格の如く其代表する他の物件の價格の映象にあらざるを以て其盡す所の職分は單に交換の媒介たるに止まらずして貨幣の全職分なりとす然り而して不換紙幣の發行額愈加はり其額終に社會の需要に超過するに至るときは貴金屬貨幣は全く跡を流通市場に留めず不換紙幣は全然貴金屬貨幣の地位を奪ふに至るべきなり

信用形態の發生により貨幣の職分の分擔を馴致せる原因を明かにするは本節の主眼にあらずと雖も茲に其大略を説述するの要なきにあらず惟ふに世の交易を圓滑にし社會民衆の福利を増進せんと欲せば之に適應せる貨幣の供給なかる可からず然れとも貨幣を潤澤ならしめんか爲め貴金屬の獲得に多大の資本と勞力とを費やすか如きは經濟上得策にあらずして若し之か代用を爲すべきものを使用し同一の目的を達することを得るに於ては之か爲め節約せられたる資本と勞力は他の方面に利用せらるゝを得べきを以て社會の福利は一層進捗すべきなり加之ならず貴金屬の如きは其受授運搬に比較的多くの費用を要し且つ其磨損喪

失より生ずる損毫少なからざるを以て他に之か代用を爲すべき廉價にして安全且つ輕便なる利器あるに於ては交換の媒介として之を用ゆること一層利益なりとす此二個の理由は相待て實に現今各種の交換の媒介を生出したる主要なる原因を爲すものとす

貨幣の三職分中交換の媒介なる職分か兌換券預金其他の信用形態によりて分擔せらるゝに至りしこと上述せしか如し今や貴金屬貨幣は主として價格の比準支拂の標準として用ゐられ交換の媒介として全く其用を見ざるにあらされとも其之に用ゐらるゝ割合は社會全體の交換の媒介の分量に對する時は實に九牛の一毫を爲すのみ是れ實に内外貿易額に對する貴金屬貨幣受授の割合の證明する所とす然り而して現今貴金屬貨幣によりて専ら盡さるゝ所の價格の比準及び支拂の標準たる二職分も亦た永久貴金屬の専有なりと思惟するを得ずして後者の如きは貴金屬よりも一層完全なる他の本位によりて盡されざるを得ざるの運命を有するものゝ如し蓋し現今存在せる貨物中貴金屬は其價格の變動最も小なるものとして克く支拂の標準たる職分を行ふと雖も永時に亘り觀察する時は其變動

決して小ならず加之永時に亘る貸借の本位として最も適切なるものは價格の變動せざるものよりも寧ろ文明進歩の果實を貸借當事者間に公平に分配し得べきものたるを要するなり是れ貴金屬貨幣に到底期すへからざる所とす是に於て乎新に完全なる本位を案出して之に代へんとするは近時學者の宿題として討究せられつゝある所なり夫の貨物本位勞力本位又效用本位と云ふか如き皆此問題を解決せんか爲め提起せられしものにして未だ一として實行し得べきものを得るに至らずと雖も若し將來適切なるもの案出せらるゝに到らば現今貴金屬貨幣の職分中支拂の標準たる職分は之が爲めに奪はるゝに至らん(第十五章参照)

第四節 貨幣たるものに必要なる性質

貨幣の職分は第二節に述へしか如し而して貨幣は其各職分を盡す毎に特異なる性質を具備せんことを要するか故に貨幣として何物か最も適當なるやの問題は容易のものにあらず何とならば貨幣は必しも其諸職分を同時に且つ輕重なく盡すに限らざれば此問題を解決せんには第一に其諸職分の輕重如何を測り第二に

貨幣の其各職分を盡すに用ゐらるゝ程度如何を査定し第三に各職分に關し貨幣として用ゐらるゝ物の有する物質的性質の輕重を知ることを要すればなり例へば信用未だ能く發達せざる時代に於ける貨幣は主として價格の比準及び交換の媒介として用ゐらるゝか故に支拂の標準たるに必要な價格變動の小なるを尙ふか如きは貨幣たる物の具ふべき重要な性質として認むるに及はずと雖も信用發達し貸借取引大に行はるゝに至りし時代に於ては貨幣は上記二職分の外尙ほ支拂の標準たる職分を盡さるゝを得ざるを以て其具有すべき性質は是等三職分を完ふするに足る者たらざるを得ず去れと第三の職分は信用發達の程度如何により自ら徑庭あり貸借取引益盛なると同時に愈其要を加ふるに至るべきものなるを以て其未だ盛に行はれざる時にありては此職分を盡すに必要な性質の如きは交換の媒介價格の比準たるに必要な性質に比して讓色なきを得ざるも信用大に起り貸借盛に行はるゝに至れば支拂の標準たるに要する貨幣の性質は愈々其要を發揮し貨幣は常に上記二職分を盡すに要する性質を具有するのみならず又支拂の標準たるに必要な性質を具ふるものたらざるを得ざるに至るへ

し已にして兌換券預金等種々の交換の媒介現出し終に貨幣職分の分擔を見るに及んては價格の比準支拂の標準の二職分を主として行ふ物の具ふべき性質は必しも交換の媒介として適切なるものたるを要せず寧ろ上記二職分を完全に盡し得る性質を具有せんとを尙ひ専ら交換の媒介として使用せらるゝ物は唯其目的に向て適當なるものなれば足り價格の比準支拂の標準たる物に要する性質の如きは全然之を缺如することを得るか如し

吾輩は今貨幣たる物の具ふべき性質を敘述するに當り之を三段に分ち第一價格の比準となり交換の媒介となる貨幣の具ふべき性質第二之に支拂の標準たる職分を加へたる貨幣の具ふべき性質第三貨幣職分の分擔を來せる場合に於ける交換の媒介たる物の具ふべき性質に就て順次之を説述せんと欲す然れども貨幣職分の輕重竝に或貨物か貨幣として其各職分を盡す程度の如きは經濟發達の如何其他種々の事情によりて自ら差異あり遽に比較論斷を許さざる所なるを以て次に敘述する所は唯貨幣か右三個の場合に於て其各職分を盡すに必要な性質を列擧するに止まるものとす

第一 價格の比準及び交換の媒介たる貨幣の具ふべき性質

價格の比準及び交換の媒介たる職分を盡さんか爲め貨幣として用ゐらるべき貨物は次に掲ぐる六性質を具備せんとを要す

一、一般に嗜好せらるゝと 貨幣として最も必要にして缺く可からざる性質は世人一般か之を受取らんとを好むと是なり此性質を有せざる物は假令他に貨幣たるに適當なる多くの性質を有すと雖も以て貨幣となすべからずウォーカー氏曰く貨幣として或貨物の行はるゝは主として世人一般が實際上之を受取らんとを好むに因るものにして其何故に其貨物を一般の人か好むや否やの理由の有無を問はざるなりと (Walker, Money, ch. II.)

然れとも一般の受取らんとを好む貨物は必ずや一般的購買力を有するものたるを得ざるや明白なり古代の人の貨幣として用ゐし裝飾品の多くは今日文明國の人より之を見る時は一見價值なきものゝ如く見ゆれども古代の人は之を裝飾用として一般に愛翫し素より價值を認めしなり蓋し貨幣は他の貨物と交換せられ價格の比準たるものなれば其自身購買力を有するものたらざるを得ずして

貨幣か一般的購買力を有するとは即ち一般人民の之を受取らんとを好み又交換の媒介として汎く流通する所以なりとす

二、運搬に便なると 貨幣として用ゐらるゝ貨物は常に一般的購買力を有するのみならず亦其價值に對して重量容積の適當にして巨大に過ぎず微小に失せざらんとを要す是れ交換の媒介支拂の具たるに緊要なる性質なりとす

貨幣の運搬に便なるとを要するは單に其所有者の携帯に便なるか爲めのみに非ず遠隔の地に支拂を要する時運送費の大ならざらんか爲めなり蓋し價值の割合に重量容積共に甚た大なるものを貨幣として用ゆる時は各地間其供給に過不及を生し易く隨て其價の平準を保つ能はず經濟上非常の不都合を來すへきや明かなり然れとも價值に比して其分量微細に失する物も亦小額の取引をなすに不便を感すへきを以て貨幣たるに適せざるなり

三、性質に變更を來さざると 交換の媒介として日常受授せらるゝものは容易に其性質に變化を來さざるものたらざる可からず蒸發し易きもの腐敗し易きもの毀碎し易きもの等は交換の媒介として不適當なりとす

四、品質の均一なると 貨幣として用ゐらるゝ物質は其各個又は各部分の品質均等にして何れの部分を取り比較するも毫も優劣なきものたるを要す蓋し品質均一ならざる時は受授の際一々之か評定を要し交換の媒介として不便なるのみならず價格の比準として其用を爲すこと能はざるなり

五、分割自在なると 凡そ貨物は其何たるを問はず皆器械的に無限に之を分割するを得へしと雖も貨幣として用ゐらるへきものは單に分割し得へきのみならず之を分割するによりて全體の價格に異動を生ずると極めて少なきものたらざる可からず即ち分碎せられたる小部分の價格を合計するときは分割せられざる以前に於ける其物の價と殆と同等ならんとを要するなり然らすんは貨幣として汎く大小の取引の媒介を爲す能はざるへし

六、容易に認識し得へきと 交換の媒介として日常受授するものは一見容易に其眞偽を識別し得へき貨物ならざる可からず若し此性質を有せざらん乎流通上極めて不便なるのみならず無辜の良民は狡猾なる者の爲めに瞞着せらるゝの恐あり隨て貨幣として適當なるものと謂ふを得ざるなり

以上列舉せし所は二貨物か同時に價格の比準交換の媒介の二職分を盡すに當り
 缺く可からざる性質にして之を最も多く具備する物は最も適當なる貨幣として
 用ゐらるゝに至るものとす古來諸種の貨物が貨幣として使用せられしも就中金
 銀は最適者として認められ終に貨幣として其用を専らにするに至りしは是等諸
 性質を最も多く有するに因るなり

第二 價格の比準交換の媒介たる外尙ほ支拂の標準たる貨幣の具ふ べき性質

同一貨物が價格の比準及び交換の媒介たる外尙ほ支拂の標準たる職分を盡すへ
 く用ゐらるゝ時は上述せし諸性質を有する上に尙ほ永時に亘り價格の變動小な
 る性質を具備せんとを要す
 貸借契約の期間内に於て其支拂の標準として用ゐらるゝ貨幣其物の價格に大な
 る變動を生ずる時は當事者に不慮の損得を與へ社會收入の分配を不公平にし貸
 借取引を投機的ならしめ終に信用の發達を妨げ其弊害の及ぶ所甚大なるべきは
 論を要せざるなり去れば支拂の標準として用ゐらるゝ貨物は貸借取引上社會收

入の分配を不公平ならしめざるものたるを要す然れとも世に斯る貨物一も之な
 きを以て比較的其價格變動の小なるものを擇出して甘せざるを得ざるなり

ジェボンス氏は貨幣價格の變動より生ずる弊害に就て論じて曰く皮相の見を以
 てすれば此弊害は唯貸借當事者何れか一方か損失を被り他の一方か其丈の利得
 を受くるに過ぎざるを以て社會より見る時は毫も損得なきか如しと雖も細かに
 之を検するときは其弊更に大なるものあるを發見すへし何とならば多くの場合
 に於て之か爲め損失を被る人の損害は之により利得を受くる人の利得よりも遙
 かに大なるへければなり例へば今各千圓宛の收入を有する甲乙二人の間に貸借
 の關係起り貨幣價格の變動の爲め債務を履行するに當り甲は百圓を損し乙は百
 圓を益したりと假想する時は如何にと云ふに乙の益したる百圓の乙に與ふる效
 用は甲の損したる百圓に對し甲の感ずる犠牲よりも遙かに小なるか如しと (Je-
 vons, Money and the Mechanism of Exchange, ch. V.)

右ジェボンス氏の説は埃太利學派經濟學者の主唱する疆界效用の學説を以て明
 快に説明し得べき所にして今數字を用ゐて之を説明すれば貸借の當事者たる甲

乙二人各自の収入千圓を各十部に等分し其各部分に對する甲乙二人の有する效用共に第一部分10 第二部分9 第三部分8 第四部分7 第五部分6 第六部分5 第七部分4 第八部分3 第九部分2 第十部分1とするときは千圓に對し甲乙の二人共に55の總計效用を有するとするへし然るに今貨幣價格の變動より甲百圓を失ひ乙之を取得するときは如何なる結果を來すべきやと云ふに甲の失ふ所の效用は1なれども乙の得る所の效用は更に之より小なるものたらざるを得す何とならば乙は第十部分に對して1の效用を有するか故に其新に取得したる第十一部分に對しては更に一層小なる效用を感せざるを得されはなり去れば右甲乙二人の損得は之を社會より觀るも亦た損失たらざるを得すと云ふに在り

然りと雖も右ジェボンス氏の説は大なる誤謬に陥りしものと謂はざる可からず何とならばジェボンス氏は社會の人皆同額の収入を有し而かも其各部分に對する效用同等なりと斷定したるものなればなり天下豈に斯の如き理あらんや若し夫れ氏の説く所を以て収入を異にし效用を異にせる人の間に適用せんか當に正反對の結論を生せざるを得ることあるへし例へは五百圓の収入ある甲及び千

圓の収入ある乙の二人あり甲は其収入を五等分し其各部分に對する效用を10 9 8 7 6とし更に百圓の収入を増加し總計六百圓の収入ある時は其第六の部分に對しては5の效用を有すへしとし乙は前例の如く其収入を十等分し其各部に對する效用を10 9 8 7 6 5 4 3 2 1とする場合に於て若し乙か甲より貨幣を借入れ期日に至り價格騰貴せる貨幣を以て返済し其結果百圓の損得を生したりとせんか乙の失ふ所は僅に1の效用に過ぎされとも甲の得る所は5なるへし果して然らば此場合に於てはジェボンス氏は前説を翻かへし貨幣の價格變動より生ずる弊害は世人の考ふるか如く大なるものにあらず時に或は社會の爲め利益なるとありと主張せざるを得ざるへし同氏の説亦是に至て用ゆるに足らざるや明かなりとす蓋し氏の説く所は之を一箇人の場合に限りハッドレー氏の如く賭博の弊などを説明するには(Hadley, Economics, ch. IV.)頗る適切なりと雖も貨幣の價格の變動より生ずる弊害に對する説明としては全く正鵠を失するものと謂はざるを得ざるなり

然りと雖も元來貨幣の價格大に變動する時は貸借の當事者は必ずや之によりて

損得を被り貸借上常に投機的危険を履まざるを得ざるや明白なれば隨て信用の發達を妨げ經濟の進歩を阻むべきや論を俟たざる所とす然則貨幣として用ゆる貨物は須らく永時に亘り價格の變動少なきものたらざる可からず

第三 貨幣職分の分擔せらるゝ場合に於ける交換の媒介の具ふべき性質

前節にも述べしか如く兌換券預金其他の信用形態發生し交換の媒介として汎く用ゐらるゝに及んては貨幣の職分中交換の媒介たる職分は主として是等のものによりて盡され從來一物にて右三職分を盡せる貨幣は今や重に價格の比準并に支拂の標準たる職分を盡すに至るものとす是に於て乎斯る時代に於ける主たる交換の媒介たる兌換券預金等の具ふべき性質を説明するの要あり
兌換券は流通の目的を以て適宜の金額を表示して發行せられたる紙片にして預金は之に對する小切手を用ゐて支拂の用に供せらるゝを常とす去れば交換の媒介として適當なる物質的性質を有するとは是等の右に出づるものあるへからず然れとも是等のものか交換の媒介として用を爲す所以のものは其經便なるか故

のみに非ずして一般的購買力を有する正貨幣を代表するか爲めなり正貨幣を代表するに非ずんば如何に取扱に便利なりと雖も交換の媒介たる職分を盡す可からず去れば是等交換の媒介に缺く可からざる第一の性質は其正貨代用力に瑕瑾なきと是なり而して兌換券及び小切手は共に何時たりとも其所持人の要求次第其代表する所の正貨幣と引換らるるによりて其代用力完全を得るものとす

參考書

- Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, chs. I, II, III, IV, VI.
Walker, Money, chs. I, II.
Nicholson, Money and Monetary Problems, Part I, chs. II, III, Langhin, Principles of Money, ch. I.
J. S. Mill, Principles of Political Economy, Book III, ch. VII.
Menger, Geld (Handwoerterbuch)
Nasse, Geld und Mintzvesen (Schönberg's Handbuch)
Kries, Geld und Kredit, B I, I.
Lavelleye, La Monnaie et le Bimétallisme International, II.
堀江歸一氏 最新貨幣論第一版第一章
金井延氏 社會經濟學再版下卷第二編第一章
田島錦治氏 最近經濟論第八版第二編第一章
井上辰九郎氏 貨幣論(經濟叢書)第一編第一章

第四章 貨幣の職分及其性質

第五章 通貨の種類及貨幣の定義

第一節 近世の交換の媒介——第二節 貨幣の定義——参考書

第一節 近世の交換の媒介

近世文明國に於ける交換の媒介は其形態一にして足らず而して其流通の程度は種類により自ら差異あり是に於て乎流通の範圍より交換の媒介を左の如く區別することを得

第一 一般的交換の媒介 汎く一般公衆の間に承認せられ自由に輾轉流通するものにして金屬貨幣不換紙幣金屬貨幣預證券兌換券等は此區分に屬する主要なるものとす

第二 有限的交換の媒介 此區分に屬するものは交換の媒介として一般に認めらるゝに至らず其流通自ら制限せらるゝものにして其重なるものを擧ぐれば手形小切手其他の有價證券等とす商業の中心地に於ける信用ある商人の發行せる

小切手の如きは商人間の支拂上自由に受授せらるゝか故に第一種に屬するものと見做し得べきも其性質社會一般の用に適せざるを以て其流通に制限あるものと謂はざるを得ず

然而各種交換の媒介の流通に右の如く一般的なると有限的なるとの差別あるは如何なる理由に基くやと云ふに是れ主として其發行の目的を異にするより生ずる結果にして第一種のものは何れも初めより流通の目的を以て發行せられ大小の支拂に適應すへき各種の一定せる金額を有し且つ其效力を減すへき期限なく諸般の支拂に之を用ゆる時は單純なる交付により之を結了するとを得へき様書策せらる故に其流通一般的なるを得へきも第二種のものにありては然らず其發行の目的は元と債權債務の關係を證するに在りて其世上に流通し交換の媒介を爲すは寧ろ其行使に附隨して起る副的作用なれば其金額の如きは素より一定せず往々派錢を有し且つ何れも其效力を消滅すへき一定の期限を有し又之が移轉は無記名のものゝ外單純なる交付を以て之を行ふを得ざるものとす隨て其流通自在なるを得ざるなり加乏ならず第一種のものにありては現今多くは法貨國家

か法律を以て定めたる支拂の具なるか故に之を以て支拂に充つるときは債権者は之を拒むことを得されとも第二種のものにありては然らず之を受取ると否とは全く債権者の随意なりとす隨て其流通力に徑庭あるは偶然にあらざるなり然れとも法貨たる否とは以上二種の區別をなすに必要な條件にあらず唯實際上より之れを區別する而已獨逸帝國銀行及び白耳義國立銀行の發行に係る兌換券は法貨に非されとも是等二國內に於て自由に流通し何人も其信用を疑はず隨て第一種に屬せり又現今清國開港場に行はるゝ外國銀行紙幣の如きは素より法貨にあらざるも其自由に流通する地域内にありては當然第一種の交換の媒介として數ふべきものとす

近世の交換の媒介に二種の區別あると上述の如し而して世上所謂通貨 Currency とは其何れを指すやと云ふに凡そ如何なる形態を問はず支拂の具として單なる交付によりて受授せらるゝもの之を通貨と云ふものゝ如し蓋し通貨なる語は其本來の意義を尋ねれば單純なる交付と同時に其所有權の移轉する物件にして其性質として流通性を有するものとす (Macleod, Theory of Credit, pp. 102, 105, 109, 869.)

(2) 去れば上掲二別の内第一種のもは無論通貨にして第二種のもは雖も無記名式にして其所有權單純なる交付によりて移轉し流通し得べきものは亦通貨なりと云ふを得へし現今我邦に普通了解せらるゝ所によれば通貨とは國家か法律を以て支拂の具と定めたる所謂法貨を意味し金屬貨幣及び紙幣に限るものゝ如くなれとも法貨なる否とは通貨たるに必要な條件に非らざるなり

第二節 貨幣の定義

貨幣の定義に就ては從來學者の説區々にして一致せず隨て貨幣論の範圍亦た定まらず經濟學上の一疑問として存せり今左に貨幣の定義として提起せられたる重なるもの二三を紹介し次に吾輩の最も完全なりと思惟するものを掲げん

第一 貨幣とは各種の交換の媒介を總稱するものにして其流通の一般的なると有限的なるとを問はずとの説 是れ英のシヂウキック (Sidgwick, Principles of Political Economy, Book II, ch. IV.) 獨のヘルンエリツヒ (Helfferich, Das Geld, s. 210.) 等諸氏の主唱する所なり然れとも其流通の一般的ならざるものを貨幣と云ふか如き

は其範圍廣汎に過ぎ異なりたる性質と效力とを有する各種の物件を包含せしめざるを得ず隨て明確なる能はざるの缺點あり

第二 貨幣とは正貨幣のみを云ふとの説 是れ貨幣として使用せらるゝものは其貨幣用に供せらるゝ前に必ず自ら價格を有するものたらざるを得ずとの論據よりして貨幣とは正貨幣のみを意味すと主張するものにして佛のシッリエー (Chevalier, La Monnaie, Sec II, ch. III, 56) 獨のナッサ (Nasse, "Das Geld und Münzwesen" Schönberg's Handbuch, I, 327) ロンメル (Roscher, System, II Band, III Abt.) 等諸氏の主張する所なり此定義は甚だ明快短簡なりと雖も奈何せん世上普通に用ゆる所の意義と甚しく軒輊せる缺點を有せり或は支拂を完済する終局の具を貨幣と云ふとの論據よりして此説を採る者もあれども支拂を完済する終局の方法に供せらるゝものは正貨幣のみにあらざるを知るに於ては斯る説の支持すへからざるや明かなりとす

第三 貨幣とは法貨を云ふとの説 是れ貨幣とは國家か法律を以つて支拂の具なりと宣言せる法貨を指すと云ふものにして (Kunp, Staatliche Theorie des Geldes;

Kinley, Money, p. 70.) 現今文明國の貨幣に對しては差支なき定義の如くなれとも根本的に云ふ時は亦肯綮に中れりと云ふを得ざるなり何とならば此定義に據る時は現今法貨以外に一切貨幣なるものなく又歴史上法貨の制定を見し以前に於ては社會に貨幣なるもの存在せずと謂はざるを得されはなり

上記三種の定義何れも適當なる定義にあらず然則最良の定義は如何吾輩の以て完全なる定義と信する所は左の如し

○貨幣とは社會公衆の間に自由に流通し支拂を辨済する方法に供せらるゝ物件なり

更に之を詳説すれば

第一 貨幣は一般に自由に流通するものたるを要す前節に掲けたる第二種の交換の媒介の如きは其流通に制限あるを以て貨幣と謂ふを得ざるなり

第二 貨幣は支拂を辨済する方法に供せらるゝ物件たるを要す然れども其終局の支拂に供せらるゝと否とを問はざるなり

以上の如くなるを以て貨幣とは之を具體的に云へば正貨幣不換紙幣及び兌換券

の三者を指すものとす終局の支拂に供せられざるものは貨幣にあらずと云ふ時は兌換券は貨幣にあらずと謂はざるを得す而して此三者は現に法貨たる多きを以て貨幣は即ち法貨なりと云ふ前掲第三の定義に合致するか如しと雖も法貨たる否とは貨幣たるに必要な条件にあらず總て一般に自由に流通するものにして支拂の用に供せらるゝものなれば皆之を貨幣と云ふなり換言すれば法貨は貨幣なれども貨幣は法貨に非ざるなり由是觀之吾輩の以て貨幣と稱するものは其包含する所通貨の一部にして前節に掲げたる第一種の交換の媒介に該當し其範圍は法貨よりも一層廣きものとす

或は獨のナツセ、ロツシエル二氏前出及び我金井田島兩博士金井氏社會經濟學再版五八〇頁田島氏最近經濟論第八版二五六頁の如く貨幣の職分より貨幣の定義を下して貨幣とは交換の媒介價格の比準若くは交換支拂の媒介價格の標準貯蓄の手段たる貨物を云ふと説く者あれども斯る定義は貨幣の職分に就き更に説明をなすの必要あり隨て定義の趣意に適はざるのみならず兌換券の如き價格の比準たる能はざるものは當然貨幣の範圍外に置かれざるを得ずして世上一般に理

解せらるゝ意義と懸隔するの缺點を有せり

貨幣の定義を右の如く下せる以上は貨幣論の範圍は自ら明瞭なり即ち貨幣論は正貨幣不換紙幣兌換券の三者を主體として研究するものにして他の交換の媒介の如きは此三者の働きの關係を有する時に於てのみ之に論及するものとす然れども正貨幣不換紙幣及び兌換券の三者を總括的に論述するは故らに問題を複雑にするの不利あり且つ此三者は各特殊の性質を有し之を一括して論ずるか如きは殆ど不能の事に屬するを以て以下各章に於ては先づ主として正貨幣に就て論述し卷尾特に設けたる章に於て不換紙幣及び兌換券を講究すべし讀者請ふ之を體せよ

參考書

- Kinley, Money, ch. V.
Macleod, Theory of Credit, pp. 102, 105, 109, 869-72.
Sidgwick, Principles of Political Economy, Book II, ch. IV.
Chevalier, La Monnaie, Sec. I, ch. I; Sec. II, ch. III.
Nusse, Das Geld und Minzwesen (Schönberg, Handbuch der politischen Oekonomie)
Roscher, System der Volkswirtschaft, B. II, Abt. III.

- Ditto, Principles of Political Economy (Talors translation), vol. I, bk. II, ch. 3, note 5.
Hildebrand, Theorie des Geldes, s. 5.
Helfferich, Das Geld, II Buch, I Abschnitt, I Kap.
金井延氏 社會經濟學訂正再版下卷第二編第一章
田島錦治氏 最近經濟論第八版第二編第一章
堀江歸一氏 最新貨幣論第一版第一章

第六章 造幣

第一節 造幣の目的及意義——第二節 造幣の進化——第三節 造幣上注意すべき要件——
第四節 造幣權——第五節 自由造幣と制限造幣——第六節 造幣料——第七節 磨損貨幣
の改造——參考書

第一節 造幣の目的及意義

價格の比準及び交換の媒介として汎く用ひらるゝ貨幣は一見其眞偽及び價格を認識し得べきを尙ふこと第四章に述へしか如し而して造幣の目的は主として其認識を容易ならしめ以て受授に便ならしむるに在りとす
造幣に廣狹二義あり廣義を以て之を謂へは貨幣として或貨物を用ゆるに當り其價格の認識を容易ならしむる爲め人爲的に施す所の有ゆる手段を總稱して造幣と云ふウォーカー氏は義廣の定義を下して曰く造幣とは貨幣として採用せられたるもの、眞偽優劣を容易に識別せしむる爲め其各部分の分量品質を決定する所の方法を云ふと(Money, P. 164)故に廣義の造幣にありては貨幣たる物の物質及

ひ其施す所の方法手段の如何を問はざるなり狹義を以て之を謂へは造幣とは金屬を貨幣として用ゆるに當り其眞價貴賤を容易に識別せしめんが爲め型鑄若くは打壓の方法を以て或は直接に若くは其重量品位を示して其價格を表明する手段を云ふ故に狹義の造幣にありては貨幣たるもの、物質は必ず金屬に限り其方法及び手段亦自ら一定せり

造幣に廣狹二義あると上述の如しと雖も現今文明國に於て貨幣として用ゆる貨物は必ず金屬にして其造幣の方法は専ら打壓法によるを以て造幣と云へば狹義を以て解釋すべきものにして更に之を詳言すれば貨幣の打造と云ふを適當とす世上貨幣の鑄造なる語を用ゆると多しと雖も是れ往時貨幣を型鑄せし時代に用ゆへき語辭にして聊か語弊に陥れるものと謂はざるを得ざるなり

第二節 造幣の進歩

造幣の進歩を概説するは必しも困難の業にあらず其最初のもの均一の性質を有する物質に一定の形状又は重量を附與せしものにして亞弗利加土人の貝殻北

米印度人の珠玉貝殼アビシニヤ人の鹽塊墨西哥人の砂金を含有せる羽翎其他露西亞人の獸皮の小片等皆其例證なりとす而して斯る方法は爾來貨幣として用ゐられし諸般の貨物に應用せられ金屬貨幣にありても其最も早きもの、形状は楔形なりしもの、如くにして羅甸の *Ones* なる語は實に楔を意味し後世 *Coin* と云ふ語の源をなすと云ふ

狹義に於ける造幣の濫觴は頗る昏晦にして之を詳知するに由なしと雖も其發明の時代は大率推想し得られざるにあらず詩伯 *ホーマー* の時代には未だ造貨のたと知られざりしも *リクルグス* の時に於ては既に明かに金屬成貨ありしを以て見れば造幣の始は蓋し紀元前九百年頃ならん歟然而最初の成貨は如何なる印章を受刻せしやも亦之を知ること難からず古代貨物の所有權を明示し又は契約を確かむる爲め印章を用ゐしことは之を埃及の繪畫 *ニネベ* の煉瓦等に徴するも明かなり去れば金屬貨幣を造り其重量を明示する爲め刻印を打ち以て其眞正なるを證せしか如きは偶然のとにあらざるなり然れとも技術の未だ甚だ幼稚なる時代に於ける貨幣は其印章を毀つとなくして剽削するを得ざるか如き巧妙なる製造

法によること能はさりきリジャ竝にペロポンネサスに於て製造せられし最も古き貨幣は唯一面に刻印を有せしのみ又ラリンと稱する波斯の貨幣は約六サンチメートルの長さ銀線にして之を中央より曲げ其の一端を扁平にし其上に刻印せられたり是れ蓋し輪狀貨幣 Ring money の轉化せしものなるへし其他現今支那に行はるゝ銀錠馬蹄銀の如き亦最も單純なる金屬貨幣の一種と見做すを得へし以上列擧せる種々の貨幣は勿論鑄造若くは打造せられたるものに相違なしと雖も頗る不完全なるものなり完全なる貨幣は刻章をして常に其品位及び重量を證明せしむるのみならず其全體の構造をして發行の後剝削せられざりしとを證明するに足らしめ容易に贗造し得へからざる様精巧を極めざる可からず然れとも造幣術の進歩は歴史上頗る遅々たるものなりき貨幣の面積を確定せしか如きは實に近代に始まりしとにして古への貨幣は多くは其一面にのみ印章を付し裏面には何等の意匠を施さず其稍進歩せるものにして兩面に印章あるものにてても或は面積重量不同にして剝削を防ぐ能はず或は専ら型鑄法により贗造甚た容易なりき夫の幣面の周圍に語辭を刻出せしか如きは千五百七十三年佛王チャールズ

第九世の發行せし銀貨を以て嚙矢とし英國に於て始て之を爲せしは實に千六百五十八年若くは千六百六十二年のことなりと云ふ

古來貨幣の形狀亦種々あり圓形のもの最も多しと雖も或は八角なるあり六角なるあり又方形なるあり菱形なるあり其揆を一にせず就中奇異なるは近く十八世紀中瑞典に行はれし三分許の厚さを有せし方形の純鋼にして其半弗のものは一面の面積三吋半平方あり二弗のものは七吋半平方にして重量三封半を有し何れも四隅及び中央に刻印せるものなりき支那の馬蹄銀は其形中國婦人の靴に酷似し其重量五兩乃至五十兩あり亦此類の貨幣なりと謂ふへし我邦維新前に行はれし大判小判二分金一分銀等は橢圓形若くは長方形にして其刻印は打凹めたるもの及び打上けたるものを混へたり亦珍奇の貨幣たるを失はず其他支那朝鮮臺灣及び我邦に通用せる圓形若くは橢圓形にして周圍廣くして厚く中央に方形の孔を穿ち以て刺繩に便にし其側面に文字を鑄記せる貨幣の如きは打壓したる貨幣にあらずして型鑄したるものなり其形狀より謂ふ時は亦奇異の貨幣と稱して可ならん古來行はれし貨幣には上述の如く種々の形狀を具へたるもの數多ありと

雖も就中最も奇異にして吾人の想外に出づるものは嘗て波斯に流通せし劍狀の貨幣竝に支那古代の泉錢及び刀錢ならん歟

現今にありては造幣術の進歩と共に漸く完全なる貨幣を得るに至れり即ち各片の品質重量殆ど均一にして正確形狀は圓形にして意匠精巧を極め何れも大機械を以て打壓し復た型鑄法を用ゐるす且つ側面に文字若くは細微なる縦線の凹凸を刻し贗造剽削其他の奸策を防ぐに足るべき手段を施し又磨損を小ならしむる爲め種々の工夫を凝らせり若夫れ造幣上注意すべき要件に就ては請ふ更に之を次節に説述せん

第三節 造幣上注意すべき要件

造幣上注意すべき要件種々ありと雖も今其重なるものを擧れば第一貨幣に含有せる金屬の純分及び重量の正確なると第二其形狀及び重量の取扱に便利なると第三贗造偽造變造及び模造を防ぐに足ると第四剽削を防ぐに足ると第五磨損を少なくすると第六成るべく造幣費を節約すると等はなり以下順次之を説明せん

第一 含有せる金屬の純分及び重量の正確なると 抑貨幣は國內都鄙遠近の別なく又貧富賢愚を問はず各人の間に普く流通せんとを要するものなれば其純分重量に付絶對的信用なくんは不可なり若し此點に疑あらん乎人々或は之を受取とるを拒み或は之に對して貨物を賣るを肯せず又或は取引の都度受取るべき貨幣の如何により貨物の賣價を變更し世の交換取引は爲めに甚しく澁滯せざるを得ざるなり去れば貨幣をして其目的を達せしめんとせば須らく其製造の正實にして各片の間に寸毫の輕重優劣なからんとを期せざる可からず之を造幣の第一義とす

然れとも實際貨幣を製造するに當り各個法律上所定の量目及び純分をして毫厘の差異なからしめんと欲するも到底爲し得べき所にあらざるを以て貨幣の製造は及ぶべき限り其量目及び純分の相等しきを要すと雖も幾分の制限を定め其範圍に於て法定の重量及び純分を昇降することを公許するを例とせり而して斯の如く技術上の不完全を認めて許す所の差は之を稱して公差 *Tolerance of the mint* と云ひ成るべく其差を小ならしむる計畫を公差方策 *Banality* と云ふ

公差は其國の技術の進歩の程度に従て之を定めざる可からず技術の進歩したる國に於ては之を小にすべく若し大に過ぐる時は故意に公差を濫用するの弊生せざるを保せず又技術の進歩充分ならざる國に於ては之を大にせざるへからず何とならば小に失する時は造幣の困難及び改造の手續甚た多く畢竟損失を生すへければなり

公差に二種あり毎片公差及び大數公差是なり前者は毎片の純分及び重量に對する公差にして後者は百枚又は千枚と云ふか如き大數に對して重量上の公差を許すものを云ふ後者は一の簡便法なりと雖も毎片公差法を行はざる時は純分及び量目不足若くは過剰の貨幣發行せらるゝの虞あるを以て毎片公差法にのみよるか若くは毎片公差法と大數公差法とを併用するを可とす而して併用法による時は大數公差は毎片公差の積數を以てせず遙かに其割合を小ならしむるを要す何とならば毎片の貨幣は公差の範圍に於て或は重く或は輕きを以て其多數を捉へ之を秤量するときは彼是相補ふべきを以てなり

重量に關し毎片公差法のみによる制と毎片公差法と大數公差法とを併用する制

とを比較するに前者に於ては公差を極めて小にするを要し造幣の困難改造の費用大なるの缺點あり後者にありては此缺點を避るとを得れとも毎片公差を細微ならしむる能はざるの事情あり然れとも若し右二方法共に其毎片公差を同一なりとする時は併用法は素より毎片公差法のみを探る制に比し一層丁重なるものと謂はざるを得ず

貨幣の含有する金屬の純分及び重量を正確にするには公差を嚴重にし且つ磨損貨幣の改造に努むべきや勿論なりと雖も注意深き國に於ては尙ほ之に加ふるに毎年造幣大試験なるものを以てし毎日製造の貨幣中より供試貨幣を擇みて保存し造幣試験官若くは同委員に於て嚴密に其純分及び量目を試験し以て造幣を監視するを恒例とせり

第二 形狀及び重量の取扱に便利なると 貨幣は日常頻繁に受授するものなるを以て其形狀及び重量に注意するを要す方形六角形八角形等の貨幣は往時行はれしとありしか取扱上不便にして且つ磨損の憂大なるを以て宜しからず蓋し貨幣として最良の形狀は扁平にして圓形なるものとす又大貨幣は個々の重量大な

るか故に不便なると同時に剽削の憂多し然れとも極めて小なる貨幣も亦た取扱上不便なるを以て貨幣は形體重量共に大に過ぎず小に失せざるを要するなり

第三 贋造偽造變造及模造を防くと 前に述べしか如く貨幣の第一義は其純分及び重量の正確なるに在り去れば之か贋造偽造變造及び模造を防ぐの必要あるや論を俟たず古來貨幣の贋造若くは剽削罪に處して處刑せられし者其數擧げて數ふへからず蓋し如何なる嚴刑を施すも此種の罪惡は全然之を免除すること能はざるものゝ如しロージヤースルーデング氏曰く貨幣に關する罪惡を防かんと欲せば其犯罪者を處罰するに努めんよりは寧ろ犯罪し得られざる精巧なる貨幣を發行するに如かずと(Annals of the Coinage of Great Britain) 是に於て乎技術上此目的を達せんか爲め左の如き方法を採るの要あり

一 貨幣の實質を堅くし複雑せる大機械を用ゆるに非ざるよりは製造し得ざる様にすること

二 型鑄法を以てする時は如何なる貨幣と雖も贋造し能はずと云ふことなきを以て必ず機械打壓法により製造すること

三 意匠に注意し贋造偽造若しくは模造を爲す者に出來得る寸不便を感せしむる様計畫すると

四 金銀銅貨幣の形狀及び意匠を異にし改描變造し難き様にすると

第四 剽削を防ぐに足ると 完全なる貨幣を流通せしめんと欲せば亦剽削を防ぐに足るべき手段を講ずるの要あり貨幣大形なる時は鑿を以て小孔を穿ち剽削を試み後之を槌打して其奸行を隱匿し或は貨幣を薄く二面に挽き割り其内部を盜削して鉛の如き比重の大なる金屬を其空所に補填し兩面を合せて巧みに外容を飾り又或は二個の貨幣を把り其一個は表面より削取して薄く裏面を残し他の一個は之と反對に裏面を削りて表面を残し其残れる表裏二面の間に他の金屬を挿入し巧みに蠟付を爲し以て社會を瞞着するとあり米國の二十弗金貨は大に此類の奸手段に罹り遂に此種金貨幣の製造を停止せりと云ふ又同國に於ては此類の剽削を防かぬか爲め大形金貨幣の厚身を減し又は皿形に爲さん杯の議ありとも聞く

上述の如き剽削を防かんと欲せば貨幣の形を小にして其厚身を薄くし同時に外

縁に貨幣の面に直角の細線凹凸 (Milling) を施すか若くは佛國の五法銀貨英國のクラウン銀貨及び獨乙の二十馬克金貨の如く外縁に *Dieu protégé la France; Deus et Tutamen; Gott mit uns.* 等の文字を銘刻するを可とす

右に述へし奸手段の外尙ほ貨幣盜剽の手段として流汗法及び化學的剽取法の二惡計あり前者は貴金屬貨幣を小形の袋若くは筒に入れ之を振盪して磨擦せしめ其屑粉を盜取するものにして後者は貨幣重に銀貨を酸類に投入し世人の注意を惹くに至らざる程度を以て引揚げ後其液を分析するものとす是等の手段にありては其剽削甚しからざる限りは其奸惡を發見すると極めて困難にして又之を防遏するに足るべき適切なる方策なきものゝ如し

第五 磨損を少なくすると 完全なる貨幣を流通せしめんと欲せば一方に於て磨損貨幣の改造に努むると同時に他方に於て成るべく磨損せざる貨幣を發行するを要す而して造幣の技術上磨損を防く方法としては左の四法を數ふるとを得

一 金質を堅硬にする爲め適當に合金を爲すと

面積を少なくすると

三 貨幣の周縁を貨面の意匠より少しく高くすると

四 意匠は平形式とし高さ部分を少なくすると

第六 造幣費を節約すると 完全なる貨幣を製造するも之に要する造幣費鉅大なるか如きは策の得たるものにあらず而して造幣費節約に關して注意すべき事項は左の如し

一 流通上不便を感せざる限り又剽削防禦の要件に牴觸せざる限り成るべく價格の大なる貨幣を多く造ると

二 機械及び意匠型の製造及び改更に要する費用を節する爲め貨幣の磨損の憂甚しからざる限り貨幣の金質の堅硬に失せざる様にすると

三 貨幣の表裏に施す意匠に注意し強力機械を以て壓迫するも損傷貨幣を多く出さざる様にすると

四 公差を適度にして徒らに造幣費を膨脹せしめざると

第四節 造幣權

之を史に徴するに大古始て金屬成貨の行使せらるゝや其製造は箇人若くは種屬に於て爲せしものゝ如し波斯亞歷山大帝及羅馬帝國成るに及んで造幣權は始て帝王の專權に歸し特に亞歷山大帝の如きは造幣は帝室の天權なりと宣言するに至りしも當時箇人にして造幣の特權を帝王より付與せられし者も尠からざりき中世の初め政權分裂し中央政府廢滅するや造幣權も亦再び分裂し寺院地方領主都市等何れも貨幣を製造し箇人の私造に係る貨幣亦多く流通したり降てシヤールマン帝の代に至り帝は克く造幣權を集收し貨幣の私造を嚴禁せしか帝の崩後幾何もなくして再び其特權を私人に分與するに至れり近世に於ても其初めは私造貨幣諸邦に行はれし事實に乏しからずジェボンズ氏は英國に於て市民の私造に係る銅貨盛に流通せることを言明せり然れとも品位量目の一定せざる各種の貨幣を竝ひ用ゆるか如きは經濟進歩の著しき近世に於て到底其弊に堪へざるや勿論にして政府は造幣權を獨占し貨幣の統一と正實とを圖るへしとの説漸く勢力

を得るに至りしは決して偶然にあらざるなり而して現今文明諸國は皆悉く造幣權を政府の獨占となし其私造を許すものあることなし

政府は造幣權を獨占すへしとは現今一般に承認せらるゝ説なれども造幣は之を民間に委ね自由に放任して可なるや將又政府自ら其任に膺り之を獨占すへきやの問題は一時學者の盛に論議せし所にしてハーバートスペンサー氏の如きは大に民間造幣を主張したり曰く凡そ吾人は茶麵麩の如き日常消費物を購ふに當りては其品質最も優等にして價最も低廉なるものを供給する店舗に就てするや論を俟たず去れば貨幣も若し之か製造を民間に許し自由競争に放任する時は世人は皆其最も良好なるものを廉價に製造する者に就きて之か供給を仰くべく隨て市上粗惡なる貨幣は自然に淘汰せられ完全なる貨幣のみ流通するに至るへしと (Spencer, Social Statics, cited by Jevons in his Money and the Mechanism of Exchange, p. 64.) 皮相の見を以てすれば右スペンサー氏の説は個人的利己主義より推及せる當然の結論にして大に理あるか如く感せらるへし然れとも少しく考慮を旋らす時は忽ち其非なるを發見すへきなり惟ふにスペンサー氏か茶麵麩の如き日常の消費

品と貨幣とを同視せるは根本に於て誤謬に陥りしものにして吾人は日常消費品を購ふに當りては必ず廉價にして優等なるものを供給する店舗を撰むべしと雖も直接に消費せず交換の媒介として其表面價格を以て流通すべき貨幣を購ふに當りては成るべく低廉にして數量多きものを供給する店舗を撰むべし又之を使用するに當りても同價を以て通用し得べきに於ては成るべく劣等のものを選びて支拂に供すべきや必せり而して劣悪なる貨幣多く市上に流通し物價終に之に對して唱へらるゝに及ては良貨幣は地金として其價騰貴すべきを以て愈々之を以て支拂を爲す者なく其結果良好なる貨幣は終に全く跡を市場に絶つに至るべきや明白なりとす然則スペンサー氏の説はジェボンズ氏の曰ひしか如く全然グレンシャム氏の法則(次章に説明す)を無視したるものにして毫も採るに足らざる妄説なりと謂はざるを得ざるなり

然りと雖も右スペンサー氏の説に對する駁論は貨幣に對する利己主義の作用より立論して民間造幣の有害なるを説明せしに止まり未だ以て造幣を以て政府の獨占到歸せしむる理由を盡せるものと云ふを得ず是に於て乎政府の獨占とすへ

き根本の理由を索むるの必要あり蓋し造幣を政府の獨占となすべき根本の理由は貨幣の本能と政府の職責との上に樹立するものにして其綱領を説述すれば左の如し

貨幣は交換の媒介として汎く各人の間に流通し各人は一々其純分量目を檢するとなき單なる交付によりて之を受授し又價格の比準として諸貨物の價格を表示するの用に供せらるゝを以て其品質重量に關し絶對的信用を有するによりて始めて其本能を完ふし以て社會の交易を圓滑ならしめ經濟の進歩を促かすの效を奏するものとす而して政府は通商貿易をして故障なく發達せしめんか爲めに其職務として貨幣の如き重要なるものに些かにても不確實なる分子を含ましめざる様努めざる可からず然るに造幣を民間に放任するときは前段に述べしか如き結果を生し大害を社會に及ぼすべきを以て造幣は須らく政府の獨占となさざる可からざるなり加之ならず造幣を民間に委ね劣悪なる貨幣發行せらるゝ時は管に害を社會一般に與ふるのみならず特に無辜の貧民を害するの結果を來すべきを以て社會政策上より見るも造幣を以て政府の獨占到歸せしむるを正當となす

なりラフリン氏は政府の造幣を独占する必要に就て左の如く論せり

貨幣の一般公衆の便宜の爲めに要せられ社會の利益に關して注意謹慎を要する點に於て生命財産の保護と同一視すべきものたるの事實は貨幣の量目及品位を完全に表示すべき責任を政府に歸せしむる理由となすを得へし通商貿易をして故障なく行はれしめんか爲め國家は平和の維持と同しく貨幣の確實を維持するに努めざる可からず隨て私人に與ふるに最も正確を要する機關の運用に不確實の分子を導くの自由を以てすへからず若し夫れ多數の私造貨幣の流通を許さんか公衆の中何れか完全なる貨幣なるやを知るを得ざる者あり交換の都度貨幣の品位量目の檢定を必要とし其正確なるを表示する貨幣の目的を破るに至るへし云々 (Laughlin, Principles of Money, ch. II, p. 30-31)

以上は政府の造幣を独占すへき根本の理由なり而して政府か造幣を独占するより生ずる利益亦尠なしとせず今其主要なるものを擧ぐれば第一貨幣の品位量目を正確にし又様式を統一し流通の圓滑安全を維持し得ると第二貨幣の製造發行に關し種々の經驗を積み造幣術の進歩を來すへきと第三個人か各別に造幣を爲

すに比し大に造幣費を節約し得へきと第四必要に應じ發行額に制限を加へ故らに輕量の貨幣を造り以て流通上の便宜を計り得ると第五貨幣に法貨たる效力を付與し其流通を進捗せしむるを得ると等はなり

政府か造幣權を独占する時は其独占權の行使に必要な手段を採るの要あるや勿論なり而して其手段の重なるものは第一私人の造幣を嚴禁し同時に貨幣の製造偽造變造及ひ模造を豫防するの策を講し之に關する制裁を設くると第二貨幣の製造及ひ流通に關する規定を制定すると第三外國貨幣の流通を阻止すると等はなり是等は造幣上の統治權と稱せらるゝものにして斯る公權を行ふによりて造幣の独占始めて完きを得へきなり

第五節 自由造幣と制限造幣

夫れ造幣は之を民間の自由に放任すへからず必ずや之を政府の独占として造幣局を設けて之に膺らしめざる可からず然り而して政府か造幣の任に膺るに際し採るべき主義二あり曰く自由造幣 Free Coinage 曰く制限造幣 Limited Coinage 是なり

此二主義の必要に就ては之を次章に譲ると雖も茲に講述の便宜上其如何なるを意味するやに就て少しく説明し置くを要す

自由造幣とは人民の依頼に應じ政府は何程の巨額にても貨幣を製造し敢て其額を制限せざるを云ふ現今我邦に於て人民金塊を造幣局に致し金貨の製造を依頼すれば造幣局は必ず之に應ずるか如き是なり之に反して制限造幣とは貨幣の製造高に制限を置き人民の望みに應じて製造せざるを云ふ我邦に於て銀白銅及び青銅貨の製造は政府隨意に之を行ひ人民の依頼に應せざるか如き是なり

第六節 造幣料

自由造幣に於て造幣依頼者より造幣の實費 *Seigniorage* (シバリエー氏の説に據れば造幣の實費を徴する時は之を *Brassage* と云ひ利益を獲んが爲め徴する時は之を *Seigniorage* と云ふ) を徴収する制と一切之を徴せず造幣費を國庫負擔となすとの二制あり其利害得失如何
造幣料を依頼者より徴収すへしと主張する者は曰く

Digniorage + Brassage
區別は徴収可なり
即ち前者は實費以外=徴収
後者は前者に準ずる

一 正貨は特別の用を達し地金に比し其用役一層大なり隨て地金よりも其價大ならざるを得す加之造幣上多少費用を要せしを以て鐵軌か生鐵より高價なると同一の理由により其價高からざる可からず

二 造幣料を徴せざる時は動もすれば正貨の輸出鎔解行はれ國家は之か爲め必要な費用を負担せざるを得ず貨幣は元來流通用に供する爲め造らるるものなれば造幣料を課し其價を高め之か鎔解輸出を防遏するは素より正當の處置なり
三 造幣料を徴せざる時は金銀商は私利の爲め動もすれば正貨を外國に輸出し若くは鎔解して地金となすへし然る時は國民一般に賦課したる租税を投して少數金銀商の私利を増長するの結果を見ん是れ不條理の極と謂はざる可からず
四 造幣料を徴するの利益は常に上述せし所に止まらず又造幣料として徴収したる地金を貯へ置き之を以て磨損貨幣改造の資となすを得へし然るに若し一切造幣料を徴せざる時は國民は更に改造費を負担せざるを得ざるなり
之に反して造幣費は一切國庫支辨となすへしと主張する論者は曰く

一 凡そ貨幣は世の需要に應じて伸縮自在にして所謂彈力性を有するを尙ぶ造

幣料を課せず貨幣の價常に地金と等しき時は國際貴金屬の移動を容易ならしめ又常に國內に於ける貴金屬の工藝用竝に貨幣用需要の衡平を保たしむるを得へし然るに造幣料を徴する時は貨幣の價は常に地金より造幣料丈高からざるを得ざるか故に充分に如上の目的を達すると能はず隨て人爲を以て物價の平準を失はしめ産業に害を與ふるの虞あり

二 論者は造幣依頼人より造幣料を徴せざる時は少數金銀商の私利の爲め國民一般の負擔を増すと論すれども是れ無稽の論のみ元來貨幣は人民一般に使用するものなるか故に其實際所要の額を製造するは公共の利益の爲め必要なるも恰かも良好なる司法行政の制を立つると一般なり其費用を國民全般に課する素より當然のとのみ

三 重量及び純分の正確なる貨幣は國際支拂の手段として用ゐらるゝに當り原形の儘外國に輸出せらるゝを例とし後幾何もなくして爲換カウの模様により再び回歸すると多し去れば論者の説の如く無料造幣は正貨の國外輸出を便ならしむるも國家は貨幣の輸出毎に造幣料を損するに限らざるなり加之輸出せられし貨幣

にして外國市場に承認せられ多少流通し得へきに於ては外國に自國の商業を廣告するの利益なきにあらず

四 論者は造幣料を蓄へて磨損貨幣の改造に資するを以て良策なりと云ふと雖も故らに經濟上不利益なる貨幣を用ゐて斯る費用を節するの必要ありと謂ふを得ず况や貨幣の磨損は國民一般の貨幣を使用したる結果なれば之か改善に對して國民か其費用を負擔すると當然なるに於てをや

以上列擧せる所は造幣料を徴するの可否に就き兩極論者の論據とする所なり而して其何れか可なるやは實際上種々の事情を斟酌して決定すへきものにして遽かに斷定するを許さずと雖も此問題は近來文明國に於ける信用發達の結果として起れる夫の貨幣職分の分擔と共に漸く其緊要の度を失ふに至れり蓋し現今に於ては内國の支拂には主として兌換券若くは小切手を用ゐる外國への支拂には地金を以てするを得べきを以て自由造幣の目的物たる本位貨幣本位貨幣の何たるは次章に説明すへし)の製造の如きは比較的重要ならざるに至れり隨て其造幣料を如何にすへきやの問題は實際上左程重きをなさざるなり

第七節 磨損貨幣の改造

凡そ貨幣は永く流通する時は自ら磨損して大に其重量を減す而して重量の減少せる輕貨幣大に増加する時は終に物價の騰貴を來し或は貨幣の信用地に墜ち受授の際一々秤量するの煩勞を要するに至る是を以て政府は貨幣法に於て貨幣の流通最輕量なるものを定め其制限以下に低減したる磨損貨幣の改造に努めざる可からずジエボンズ氏は英國に於ける一磅金貨幣の磨損を研究して貨幣の磨損時期は其流通の度數によりて差あり又其發行の際既に公差の範圍内に於て輕重あるを以て素より算定し得べきものに非されども平均十八年にして著しく磨損し其法定流通最輕重を越ゆるに至るべきことを發見せりと曰へり (Jevons, *Investigations in Currency and Finance*, Foxwell's edition, IX, 5, pp. 284-5)

改造の爲め磨損せる貨幣を引上ぐる方法の重なるもの二あり平準引換法及び割引引換法是なり前者は政府か流通最輕量以下に磨損せる貨幣を引上るに際し其代りとして無料にて完全なる新貨幣を與へ毫も割引を爲し若くは打歩を徴せざるを云ひ後者は磨損の割合に應じて割引を爲し其磨損貨幣の重量に相當する新貨幣を與ふるを云ふ

今割引引換法並に平準引換法の利害得失を按ずるに平準引換法こそ策の得たるものにして割引引換法に至りては寧ろ弊害あるものなるを發見す何とならば割引引換法にありては貨幣の最後の所持人をして獨り損失を負擔せしむるか故に各人は損失を恐れ敢て磨損貨幣を官廳銀行等に持參せず隨て磨損貨幣は永く市場に流通し貨幣改善の目的を達すると能はざるへし蓋し貨幣は社會各人の間に輾轉するものなるを以て其磨損たるや多人數の關係せる所なり然るに其最後の所持人をして獨り其損失を負擔せむるか如きは決して公平なる處置と云ふを得ず隨て何人も斯る損失を避けんとに務むるは素より其所なりとす然るに平準引換法にありては國民一般をして貨幣磨損の損失を負はしむるか故に毫も不公平なく磨損貨幣の所持人は喜んで之か引換を請求すべく其結果完全なる貨幣のみ市場に流通するに至るへければなりヘルフェリツヒ氏は曰く貨幣法に流通最輕量を規定し其制限以下に低減したる磨損貨幣に法貨たるの資格を失はしむるは

此種の貨幣の流通を杜絶する良策にして又國家が流通最輕量以下に減したる磨損貨幣を其表面價格にて收受し其代りに完全なる貨幣を與ふるは磨損より生ずる損失を最も公平に分配するものなりと (Helferich, Das Geld, s. 54) 然りと雖も茲に一の反對説を提起する者あり曰く平準引換法による時は何人と雖も磨損せる貨幣を差出せば直ちに完全なる貨幣と引換らるゝか故に奸惡の徒は必ず流汗法其他の剽削手段を用る貨幣を自然に磨損せるものゝ如くに作り爲し以て新貨幣と引換へ奇利を營むに至らん斯の如くなる時は恰も盜に賞を與ふるか如きものあらんと然れども此反對説は實際に於て餘り重きを爲すものにあらずして平準引換法を非認するに足らざるのみならず却て其效力を承認するものと謂はざるを得す何とならば斯る奸惡は磨損せる劣惡の貨幣夥しく流通する場合に多く行はれ得べき所にして若し平準引換法を行ひ完全なる貨幣のみ市上に流通するに於ては之を爲すと愈々困難を加ふへければなり

平準引換法の割引引換法に優る理由上述せしか如し英國に於ては往時割引引換法を採りしか其結果として磨損貨幣の引換を請求する者至て少なく輕貨は常に

市上に流通し剽削亦隨て多く行はれしかは千八百七十年法律を以て貨幣の流通最輕量を定め其制限以下の貨幣は人民相互に於て之を受取るの義務なしとし以て貨幣の益々劣惡となるを防ぎ且つ其制限以下に減せる輕貨幣の引上に努めしか充分に其效を奏すると能はざりしを以て千八百九十年に至り終に割引引換法を廢止し平準引換法を採用したり爾來貨幣の改善大に行はれ現今に於ては輕貨幣は殆ど跡を市上に絶つに至れりと云ふ

參考書

- Jerons, Money and the Mechanism of Exchange, ch. VII.
Laughlin, Principles of Money, ch. II.
Scott, Money and Banking, ch. V.
Kinley, Money, ch. III.
Walker, Money, chs. IX, X, and XI.
Nicholson, Money and Monetary Problems, Pt. I, ch. III.
White, Money and Banking, 2 ed., ch. II.
Ridgeway, Origin of Metallic Currency and Weight Standards.
Martin, Seigniorage and Mint Charges.
Seyd, The Question of Seigniorage and the Charge for Coining.
Lexis, "Münzwesen" (Handwörterbuch der Staatswissenschaften).

Helferich, Das Geld, 1 Buch, I Abschnitt, 1 Kapitel und 2 Kapitel.

Nasse, Das Geld und Münzwesen, VI.

Kries, Das Geld, 2 Aufh., 192-210.

田尻稻次郎氏 財政と金融第八版第七編第一章第四節乃至第八節

堀江謙一氏 最新貨幣論第二章

第七章 金屬貨幣の流通

第一節 價格の單位——第二節 本位貨幣と補助貨幣——第三節 名目貨幣と地金貨幣——第四節 法貨——第五節 クレシヤム氏法則——參考書

第一節 價格の單位

金屬貨幣の流通は古來貨幣として用ゐられし諸種の貨物間に行はれし自然淘汰の結果として起り諸貨物中金屬か最も多く販賣力 *Absetzbarkeit* を有するに因るものにして其價格は直接消費用としての物質的需要と貨幣の職分を盡すより起る官能的需要との二者より生ずるものなると既に論せしか如し而して金屬を貨幣として流通し交易上價格の比準たる職分を全ふせしむるに方りては之を以て價格の單位を定むるの要あり價格の單位とは貨幣として用ゆる金屬の一定の分量の價格にして之に或名稱を附し凡て物の價格を表示するに用ゆる單位を云ふ我邦に於て純金二匁を圓と稱し之を以て物の價格を示すか如き是なり而して價

格の單位は始めて之を設定するに中りては必しも其物質の種類及び分量に付準據すへき規矩準繩あるとなく適宜之を定むるとを得へしと雖も一度確定したる以上は世人之に慣るゝに至るを云て漫りに變更すへからざるなり

價格の單位は之を成貨 Coins 及び慣行單位 Money of account と同視すへからず價格の單位は必しも之に符合すへき成貨の存在を要せず成貨をして之に符合せしむるときは或は大に過き或は小に失するとあるへきを以て成貨は價格の單位の何倍若くは何割に相當する價を含有する様にすれば足れり例へは我邦に於て價格の單位は圓にして純金二分の價を云ふものなれとも實際一圓の成貨なく金貨は五圓十圓二十圓の三種銀貨は五十錢二十錢十錢の三種白銅貨は五錢の一種青銅貨は一錢二錢及び五厘の三種なるか如し又價格の單位は慣行單位と符合するを要せざるなり例へは英國のギニー及び我銀匁貫文の如きは毫も價格の單位たる磅及び圓と符合せざるか如し

慣行單位と成貨とは亦必しも相符合せざるなり英國に於てギニーの名稱を以て價を表示するとあるもギニー(二十一志)の成貨なく又我邦に於て茶砂糖等の取引

には往々銀匁を以て其價を立つるにも拘らず斯る成貨實際存在せざるか如き是なり

由是觀之價格の單位成貨及び慣行單位の三者は種々の事情の爲めに必しも合致するに限らず或は二者合致し一は分離し或は三者盡く分離し若くは全く合致するとあるへきなり蓋し貨幣制度を改革する場合の如きにありては其分離は往々にして免る能はざる所とす例へは我邦に於て明治四年新に圓を以て價格の單位となせしと同時に慣行單位は價格の單位と分離し又明治三十年金貨單本位制を確立せし以前に於ては價格の單位に該當する成貨ありしか同制度確立の後成貨價格の單位及び慣行單位の三者全く相分離せしか如し

價格の單位の沿革は頗る複雑し到底茲に詳述するを得すと雖も今重なる文明國に於ける沿革を略敘すれば其最も古きもの之を英國の磅とす蓋し磅は遠く索遜時代に於て既に價格の單位をなせしものにして其初に當りては一封度の銀の價を意味せしか數百年の後漸く其分量を減じ僅々數匁の價を示すものとなれり而して成貨の磅と稱せらるゝものゝ出てしは晩近のとに屬し千八百十六年英國に

於ける幣制改革は終に金貨單位制を確立せり是れ現行の制なりとす
佛國に於ては千七百九十五年現今のフランクを單位として採用せしめては英國
と同制なりき即ち磅志片の代りに佛稱リブル、スウ及びデニールを用ゐたり而
して當時佛國に於ても亦英國に於けるか如く單位を表示すへき銀の量目は漸次
多大の減少を見たりと云ふ

獨逸に於ても亦古へはグンド、シルリング、グエニツヒの名稱を以て英國の古制と
同一の制を用ゐたりしが中世自由市及び獨逸諸州に於て種々の異制を採るに及
んで同國に於ける價格の單位は一時全く混亂したりき而して現制の馬克單位を
確定し再ひ一定の單位を得しは實に千八百七十三年のとなりき

米國に於ては殖民地の時代より弗を以て價格の單位となしたり然れとも合衆國
幣制の確立せらるゝに至りし以前に於ては弗は西班牙弗を意味せしものなりき
千七百九十二年同國の幣制確立するや金銀二貨を以て之を規定し其法定比價を
一と十五と定めたり而して當初金弗の含有量は二十四グレイン四分三なりしか
千八百三十四年に至り減して二十三グレイン二二と改正したり是れ現今の制な

り
我邦に於ては足利氏の頃銅錢の文(匁)を以て價格の單位とし金塊若くは砂金は兩
(當時四匁三分を一兩と定む)を以て算へ織田信長始て十兩大判金を製し爾來徳川
幕府時代を通して明治の初めまで兩を以て價格の單位とせしか明治四年五月新
貨條例を發布し圓を以て價格の單位と定めたり而して當初本位貨幣は金貨にし
て品位は金九銅一重量は全量二十五グレイン七二内純金二十三グレイン一五な
りしか明治十一年五月に至り從來貿易上の便宜の爲め開港場を限り通用を許せ
し一圓貿易銀を一般の流通に用ゆるを許し無制限に公私の取引上に受授せし
めしかは我邦の幣制は茲に表面は金單位なれとも實際上金銀兩本位となれり
而して一圓銀貨の品位は銀九銅一にして重量は四百十六グレインあり其金に對
する比價は其百圓を以て本位金貨百圓に交換せらるへき制なりしを以て一と十
六、一七の比例なりき然るに爾來銀價の下落と共に我邦の幣制は事實上純然たる
銀單位制と化し明治三十年幣制を改革し金單位制を採るに至るまで此制度
を維持したり明治三十年の新貨幣法は純金量目二分を以て價格の單位とし之を

圓と稱すと規定し五圓十圓二十圓の三種の金貨を製造し其品位を純金九百分參和銅一百分となせり是れ即ち現行の制なり

價格の單位を標準として物の價を算定する方法之を勘定法と云ふ勘定法に二種あり英國法及び十進一位法是なり前者は中世歐洲到る處に行はれ現今英國に於て尙採用せらるゝ法にして後者は現今英國を除き諸國一般に行はるゝ法なり英國法に於ては單位は磅にして其二十分の一をシルリングと云ひ一志の十二分の一を一ペニーと呼ひ一片の四分の一を一フワージングと云ふ故に $£1 = 20s = 240d$ $|| 960 \text{ farthings}$ なり往時我邦に於て兩を單位とせし時代の勘定法(元祿以降)亦其煩雜なると英國法に類せり即ち一兩の四分一を一分とし一分の四分一を一朱となせり

十進法に於ては其計算甚だ簡短なり米國に於ては弗を單位とし其百分一を一仙と云ひ獨逸に於ては馬克を單位とし其百分一を一グエニツヒと云ひ佛國に於ては法を單位とし其百分一を一サンチムと云ひ清國に於ては兩を單位とし其十分一を一錢又は一匁と云ひ一錢の十分一を一分と云ひ一分の十分一を一厘と云

ひ其他以太利の Lira 澳地利の Krone (Florin) 露西亞の Ruble 及び我邦の圓は皆單位にして各其百分一を Centesimo, Heller (Kreutzer), Koppek 及び錢と云ふ

第二節 本位貨幣と補助貨幣

種々の金屬を以て成る貨幣同時に同一の資格を以て流通する時は市場に於ける各種地金の價格の變動により絶へず其比價を異にし物價表示の統一を缺き不便尠なからざるを以て或一種若くは二種の貴金屬を擇み以て價格の單位を定め其金屬を以て造れる貨幣を基準貨幣となし之によりて物價を表示するを便とす然れとも斯る貴重なる貨幣のみによる時は日常小額の支拂に不便を感すへきを以て其不便を補はんか爲め他の劣等なる金屬を以て廉價なる貨幣を作り其資格を制限し基準貨幣に對して其割合を律定し以て流通用に供するの要あり是に於て乎金屬貨幣に本位貨幣 Standard Coins 及び補助貨幣 Subsidiary Coin の二別を生ず本位貨幣とは價格の單位を爲す金屬を以て製造せる成貨にして其名目價格をして其含有せる地金の價格と一致せしむるを原則とし以て各種貨幣の基準たらし

ひるものを云ふ然れども貨幣の供給を制限する場合若くは價格の單位を二種以上の金屬を以て規定し二種以上の異なりたる金屬を以て成る本位貨幣存在する場合には往々にして此原則に違反するものを生ずるとあり即ち前者の場合に於ては貨幣の供給其需要に及はざるに至るときは其結果貨幣は地金以上の價格を以て流通するに至り後者の場合に於ては各本位貨幣の法定比價と市場比價と相符合する間は論なきも若し市場比價變動して法定比價と隔離するに至るときは本位貨幣中其名目價格と地金價格と一致せざるものを生し其際若し人爲的に下落せる金屬を以て成るものゝ供給を大に制限するときは各種の本位貨幣は相並て流通し下落せる金屬より成るものゝ名目價格は最早其地金價格と一致するとなればざるに至るものとす

補助貨幣は小額の支拂の用に供し以て本位貨幣の不便を補はんか爲め發行せらるゝものなるか故に其供給常に需要に適合し充分に其目的を達する様畫策せられざる可からず是に於て乎補助貨幣は左の三要件を具備せんとを要す

一、補助貨幣として用ゆる所の金屬は本位貨幣の材料たる金屬に比し廉價なる

ものたるを要す

二、補助貨幣は其名目價格をして地金の價格より遙に高からしむるを尙ふ而して其目的を達せんには品質を劣惡にし若くは量目を減し又は純分量目共に之を減するの三法あり

三、補助貨幣は其發行せられたる目的即ち小額の支拂に供するの目的を達するに止め本位貨幣の用を蠶食するを許さず即ち其自由造幣を禁ずると同時に其民間一口の支拂に用ひ得へき最高額を制限するを要す

以上三要件中第一は小額の支拂に用ゆる貨幣をして適當の重量と形狀とを有せしめ以て取扱に便ならしめんか爲めなり銀貨白銅貨青銅貨の如きは金額に應し皆適切なる補助貨たるを得へし第二の要件は輕便にして受授に便なる貨幣を得ると同時に補助貨の分量をして市場の需要に適應せしめんか爲めなり即ち若し補助貨の名目價格と其地金價格とを一致せしめ法律を以て本位貨幣との比例を律するに於ては常に輕便にして取扱易き貨幣を得る能はざるのみならず補助貨の地金の市價騰貴するときは忽ち鎔解せられ或は外國に輸出せられ常に適當の

分量を流通せしむる能はず其不便大なるへきや明かなり米國に於ては千八百五
十三年まで大小銀貨の名目價格の比例を其地金の價格の比例に一致せしめしか
は前世紀の中頃カリホルニヤ及び濠地利の金坑發見せられ金價下落せしと同時
に大小銀貨大に外國に流出し國內小取引上多大の不便を感じたるとあり又佛蘭
西白耳義瑞西の諸國も羅匈貨幣同盟成立以前に同様のとを経験せりと云ふ第三
の要件に至つては其必要最も大なるものにして稍詳しく説明せざる可からず
若夫れ補助貨の自由造幣を許さん乎元來補助貨の名目價格は其地金價格よりも
遙に大なるを以て各人争ふて之か製造を造幣局に依頼し本位貨幣は忽ちにして
跡を市場に絶つに至らん是れグレンシャム氏法則の然らしむる所とす故を以て補
助貨の製造は政府の勘定を以てするを原則とし其發行を制限せざる可からず補
助貨の製造を政府の勘定となすとは政府に於て之か地金を買入れ造幣局に命し
て製造せしめ其發行より生ずる利益を國庫の收入となすの謂なり蓋し斯る利益
は私人をして壟斷せしむ可からず之を國庫に收め以て國用に資するを以て最も
公平なる分配法となすなり

又補助貨一口の支拂最高額を法律を以て制限せざる時は巨額の支拂に之を用ゆ
る者出て補助貨の需要を膨脹せしめ本位貨幣の用を迫害するの虞あるを以て其
制限を置くは誠に至當の處置と謂はざる可からず若し斯る制限なきに於ては補
助貨の用は其由て造られたる目的以外に馳するに至らん
然りと雖も補助貨支拂高の制限なるものは民間取引上に於ける制限にして租稅
其他の公納に適用すへき限りにあらざるなり蓋し公私一般に此制限を適用する
に於ては補助貨過剰の際之か無手数料引換の規定なくんは其弊を避くるの途な
かるへし

補助貨の具ふへき要件大率上述の如し然り而して補助貨は其流通高に過不及な
く克く市場の需要に應じて伸縮するを尙ふを以て國家は補助貨政策として其製
造する所の補助貨に右三要件を具へしむるとを努むると共に尙ほ其濫發を防ぎ
缺乏を醫するの方策を講せざる可からず是に於て乎補助貨流通方策なるもの、
要あり而して其方策に三あり第一政府に一任する方策第二法律を以て發行額を
制限する方策第三請求に應じて本位貨幣と引換ふる方策是なり以下右三法の優

劣を比較せん

第一の方策は政府當局者をして補助貨の流通額を定めしめ常に市場の情況に注意して其發行回收を爲さしめ以て過不足なからしめんとを期するものなり此方策による時は政府當局者は自ら進んで補助貨流通の情況を調査すると同時に中央銀行其他をして其過不及を報告せしめ以て自己觀察の足らざる所を補ひ臨機應變以て其宜しきを制するを得べきも若し政府當局にして觀察を誤る時は補助貨をして市場の需要に應じて伸縮せしむると能はず或は其缺乏を來し打歩を生し或は其過剰を告げ割引を以て受授せらるゝ等の弊なきを保せず隨て此方策は萬全なるものと謂ふを得ざるなり

第二の方策は人口其他を標準として法律を以て補助貨の發行額を定むるものなり此方策は貨幣制度を改革し從來の本位貨幣を改造して補助貨となす時若くは數國間に貨幣同盟を締結し其同盟國中或者か補助貨を濫發するに於ては全體の幣制を紊亂するの虞ある時等に採用せらるゝものにして主として補助貨濫發の弊を防ぐに在りと雖も元來補助貨の需要は經濟社會に於ける一般の情況により

て大小あり又季節及び地方によりて異同あるべきを以て斯る標準を以て過不及なからしむるか如きは頗る難く時としては其制限却て補助貨の伸縮を妨ぐるの恐ありとす隨て止むを得ざる場合の外採るべき方策にあらずして若し此方策を採らざるを得ざる時は第一若くは第三の方策を併用して其缺點を補ふを可とす第三の方策は國庫に於て本位貨幣と補助貨とを請求に應じて無手数料にて引換ふべき義務を負ふものにして本位貨幣を持參して補助貨を請求する者には補助貨を與へ之に反して補助貨を持參して本位貨幣を請求する者には本位貨幣を交付するものなり此方策に依る時は補助貨一旦過剰を告げ割引を以て市場に流通する時は忽ち之を持參して本位貨幣と引換を請求する者出て又市場に補助貨の不足を告ぐる時は直ちに本位貨幣を國庫に致して補助貨を請求する者あるべきを以て補助貨は常に市場の需要に應じて伸縮し過不及なきを得へし故に補助貨流通方策としては此方策を以て最良となすなり國庫か補助貨を持參して本位貨幣を請求する者に無手数料を以て引換に應ずる時は其都度國庫の損失を來すと雖も國庫は補助貨を發行する際既に補助貨の地金價格と本位貨幣の價格との差を

收得せるを以て畢竟預りたるものを返却すると同様にして之か爲め新たに損失を被るものにあらざるなり

補助貨の流通に關する方策上述の如し而して現今文明諸國は右三方策中何れか其一を採るか若くは二法を併用し又は之を折衷して採用するを例とせり英國及び我邦は第一法を採り羅匈貨幣同盟諸國獨逸及び米國は第二法と第三法とを併用し和蘭陀は或制限を置き其範圍に於て第三法を採れり以下順次是等諸國に於ける方策の大略を説述せん

我邦に於ては補助貨の供給及び回收のことは一に之を大藏大臣に委ね其流通總額及び引揚に關し何等の規定を設けざるなり而して大藏大臣は市場の状況を觀察し年々補助貨製造豫算なるものを作り造幣局に令達して補助貨を造らしめ之を中央金庫に送付し更に本金庫支金庫に配付し以て補助貨以外の通貨を以て補助貨と交換を請求する者には需に應じて無手数料を以て補助貨を供給せしめ又補助貨の回收に付ては收稅吏をして租稅其他の公納に無制限に之を受領せしむると同時に日本銀行をして銀行者より補助貨を持參する時は無手数料にて之に

對して兌換券を引換へ交付せしめ以て補助貨過剰の弊なからしめんとを期せり然れども我邦の制にありては補助貨の供給及び回收は總て大藏大臣に一任し之に關し何等法律上の規定なきを以て右に述へし所は唯現今實行しつゝある所を敘述せしに止まり確定せる制度にはあらざるなり

英國に於ても亦補助貨の供給に關して何等法律上の規定なく全く之を大藏省及造幣局に一任せり然れども實際に於ては補助貨の供給及び回收は英蘭銀行の取扱ふ所にして英蘭銀行は中央銀行として又政府の出納を掌る銀行として常に克く補助貨の状況を觀察し其伸縮の任を盡せり即ち補助貨缺乏せりと思惟する時は之を造幣局に通告し其製造を促かし以て倫敦及び地方の銀行の請求に應じて之を供給し又補助貨過剰を告ぐる時は是等諸銀行の依頼に應じて本支店に於て何時にても之を收受す而して英蘭銀行は其本支店に於て補助貨を受入れたる時は其都度少許の手数料を徴すと雖も其代り自ら運送費を負擔し又磨損貨の撰擇及び改造の手續を爲せり

羅匈同盟諸國に於ては千八百六十五年に締結せる同盟條約を以て二法一法五十

サンチーム及び二十サンチームの銀貨の流通額は各國人口一人に付六法とし千八百九十七年十月の條約を以て一法を増加し其制限を七法と改正し更に千九百〇八年十一月の條約を以て十六法と爲せり蓋し羅匈同盟諸國に於ては同盟條約に依り各國互に貨幣の品位量目を協定するも若し同盟國中に補助貨を濫發するものあり其供給を過大ならしむるときは自然同盟諸國一般の幣制を紊るの虞あるを以て特に人口を標準として斯る制限を約定したるものなるへし然而して羅匈同盟諸國に於ては補助貨過剰の弊を防かんか爲め更に各同盟國政府は各政府の國庫にて收受する補助貨の法定制限を民間制限の二倍とし且つ個人及び他國の國庫より百法を下らざる金額を以て自國の發行に係る補助貨を提供せられたる時は無制限に之を收受し本位貨幣を以て其引換に應ずへしと締約せり

獨逸に於ては千八百七十三年の貨幣法にて補助銀貨の總額は人口一人に付十馬克白銅貨並に銅貨は同じく二馬克半を上るを得ずとし千八百九十九年の改正規定に依て銀貨の制限を十五馬克に引上げたり而して獨逸に於ては同貨幣法に補助銀貨二百馬克以上又白銅貨五十馬克以上を國庫に差出す者あるときは國庫は

之に對して本位貨幣を交付すへしと規定せり

米國に於ては羅匈同盟諸國及び獨逸の如く人口を標準とし補助貨の總額を律せすと雖も法律を以て其總額を制限し(千八百七十五年六月十四日及び翌年四月十六日の法令にて當時流通せし一弗以下の小紙幣の流通額を標準とし約四千二百萬弗と規定し後屢々其制限を擴張せり千八百七十九年の條例を以て補助銀貨を二十弗以上國庫に持參する者には國庫はこれに對して本位貨幣其他の無限法貨 Lawful money を交付し又同額以上の無限法貨を國庫に差出す者には補助貨を交付すへしと規定せり

和蘭陀に於ては政府より補助貨の伸縮を委ねられたる中央銀行は銀貨を持參する者に對して必ず金貨を交付すへしと明約せすと雖も若し海外支拂の爲め金貨を要し銀貨を持參する者あるに於ては直ちに金貨を引換へ交付すへしと宣言せり

第三節 名目貨幣と地金貨幣

實價より高き名目價格を以て流通する貨幣之を名目貨幣 *Token Money* と云ひ地金の實價を以て流通する貨幣之を地金貨幣 *Metallic Money* と稱す前節に述べたる補助貨幣は名目貨幣の適例にして本位貨幣は地金貨幣の適例なりとす然れども名目貨幣必しも補助貨幣に限らず本位貨幣亦必しも地金貨幣に非ざるなり故に本位貨幣及び補助貨幣の區別の外尙ほ此區別を要す

名目貨幣發生の原因を尋ねるに茲に四あるを發見す即ち左の如し

- 一、初より名目貨幣を造る目的を以て造幣をなす場合、前節に述べたる補助貨幣は即ち此場合に生ずる名目貨幣なり造幣料を徴する場合に於ける本位貨幣も亦嚴格に謂へば一種の名目貨幣にして此種に屬す
- 二、本位貨幣の發行を制限する場合、本位貨幣は元來地金貨幣として發行せらるゝものなるか故に自由造幣にして改造を怠らざるときは其名目價格は常に地金の價格と一致すへきも若し發行に制限を置き其流通額需要に及はざるときは其價自然に騰貴し地金の價に比し遙かに大なる價格を以て流通するに至るへし
- 三、本位貨幣の一部磨損せる場合、本位貨幣の改造を怠り磨損せる輕貨幣を生

し完全なる貨幣と並ひ行はるゝ時は其磨損貨幣の流通價格は其地金の實價より大ならざるを得ざるなり然れども磨損貨幣の額非常に大にして貨幣に對する需要の全部を充たすに足る時は物價は其に對して定まり磨損貨幣は最早名目貨幣たるを得ざるに至るへし斯る場合に於ては完全なる貨幣は地金として用ゆる方利益多きに至るを以て跡を流通市場に絶つへきなり

四、二種以上の本位貨幣あり其法定比價と市場比價と符合せざるに至りし場合此場合に於て名目貨幣となるものは下落したる金屬より成る貨幣なり然れども自由造幣の制なる時若くは造幣に制限あるも其流通額非常に多くして且つ他の下落せざる金屬を以て成る本位貨幣と引換へらるへき施設なき時は下落せざる金屬より成る本位貨幣は終に跡を市場に歛め其下落せる金屬を以て成る貨幣のみ殘留し物價は其に對して評定せらるへきを以て其貨幣は最早名目貨幣たると能はざるに至るものとす現今米國及び佛國に於ける一弗及び五法の銀貨は本位貨幣なれども其製造に制限あり佛國は千八百七十八年以來五法銀貨の製造を停止し米國は千八百九十三年購銀條件を廢棄し一弗銀貨の無限膨脹を阻止したり

其流通額亦過大ならず加ふるに政府若くは銀行に於て何時にても金額に制限なく之を收受し且つ直接又は間接に金貨と引換へらるべきと疑なきを以て依然として名目貨幣として存せり

第四節 法貨

貨幣に法貨 Legal tender と法貨に非ざるものとの二種あり法貨とは國家が法律を以て支拂の具と定め債務の辨濟に之を提供せば完全に其辨濟を結了するものなりと宣言したる貨幣を云ふ故に債務者か法貨を以て債務の支拂に供する時は債權者は之を受取らざるを得ずして若し之を拒みたるときは爲めに生ずる損害の責に任せざる可からず

按するに法貨制定の起因は考慮の結果にあらず太古或金屬か秤量を以て貨幣として受授せらるゝや政府は流通の便を計り之を均一の小片となし各片に重量及び品位を銘記して發行し人民其名稱を以て契約をなせば政府其支拂を強制したるを以て法貨の嚆矢とす故に法貨と政府造幣とは其起因を等ふすと云ひ得べき

歟羅馬法に於ては債權者は債務者か政府の發行せし貨幣を以て其債務の支拂を爲す時は貨幣の種類は何たるを問はず必ず之を受領すべき義務ありと定めたり然れども近世に於ける法貨の起原は十三世紀中西方歐羅巴諸國に於て從來の銀單本位制に代るに金銀兩本位の制を再興して之を採用し金銀の法定比價を定めて金銀二貨を發行し債務者の擇に隨ひ其何れをも用ゆるとを得せしめしにありとす

法貨の制定は或貨物か交換の媒介支拂の具として用ゐらるゝに必要な條件に非すと雖も大に其貨幣としての用を進捗する効あるものとす蓋し法貨の制定は契約上不確實の分子を除去し又粗惡なる貨幣の使用を阻止し以て無識にして善良なる人民を保護するに足るものとす然りと雖も法貨の制定は人民相互の合意を以て法貨に非ざる貨幣を支拂の用に供するを妨げざるなり

現今文明國に行はるゝ金屬貨幣は大抵皆法貨なりと雖も貨幣により其法貨たる程度を等ふせず或者は無制限に法貨として使用せらるれ其他の者は一定の金額を限り其範圍に於てのみ法貨たり是に於て乎法貨に無限法貨 Unlimited legal ten-

Gold 及び有限法貨 Limited legal tender の二別あり而して何れの國に於ても本位貨幣は皆無限法貨にして補助貨幣は皆有限法貨たり補助貨幣を有限法貨となすの必要に就ては既に前節に説明せしを以て茲に之を贅せず

然而今補助貨幣の法貨たる制限に就て内外貨幣法の規定を列擧すれば我邦に於ては銀貨は十圓白銅貨並に青銅貨は一圓英國に於ては銀貨は二磅片銅貨は一志半片及フワーデング銅貨は六片を以て制限とし羅甸貨幣同盟條約は補助銀貨即ち二法以下の銀貨の支拂の制限を五十法と定め國庫に對する支拂には百法を以て制限とす獨逸に於ては銀貨は二十馬克白銅貨及び銅貨は一馬克米國に於ては補助銀貨は十弗白銅及び一仙銅貨は二十五仙を以て支拂の制限となせり

第五節 グレンシャム氏法則

實際價格を異にせる二種の貨幣同時に同一の價格を以て流通する時は其實價の差異顯著ならざる限りは一般人民は其間に何等の區別をなさず共に之を通用すと雖も金銀商兩換屋の如きは其業務の性質上直ちに其優劣を識別し其間に利益

を營むとを知るを以て貨幣の分量其需要に超過する時は優等なるものは彼等の爲め或は溶解せられ或は輸出せらるゝを例とす是れ即ちグレンシャム氏法則 Gre-sham's Law の行はるゝに由るなり

グレンシャム氏法則とは十六世紀の末葉英王エリザベズ女王の朝ロイヤルエキステンションの創立者たるサートーマスグレンシャム氏の奏案に係り後ヘンリーダニンクマクラウド氏によりて斯く命名せられたる貨幣學上の一大法則に於て之を簡單に謂へは良惡二貨並（悪貨は劣貨、良貨は優貨）は行はるゝ時は惡貨は良貨を驅逐すと雖も良貨は惡貨を驅逐すると能はずと云ふに在り此思想たる太古希臘の詩人アリストフワネスによりて既に理解せられ降て近世紀の初オレスム（一三六六年頃）及びコペルニクス（一五二六年）二氏によりて等しく唱道せられし所なれとも或は單に漠然と記述せられ或は一時世人の忘却する所となりグレンシャム氏によりて敘説せられしまでは未だ明確なる法則として認めらるゝに至らざりしなり

凡そ同一種の貨物に優劣の二等あり共に同一の價を以て賣買せらるゝ時は優等のもの必ず劣等ものを壓倒せざるを得ず是れ吾人利己心の當さに然らしむる

所とす然るにグレシヤム氏法則なるものは上述せしか如く悪貨は良貨を驅逐するも良貨は悪貨を驅逐するを得すと云ふものにして一見悖理の觀を呈するを以て或者之を以て常理の例外をなすものゝ如く説くと雖も然らず少しく思慮を旋らし一般貨物を用ゆる場合と貨幣を用ゆる場合とに於ける吾人の位地の顛倒せるとを知る時は直ちに其然らざるを覺悟すべきなり蓋し吾人は普通の貨物を購買するに當りては同價を以て購ひ能ふ時は必ず優等のものを選びへしと雖も貨幣を用ゆる場合にありては然らず若し優等の貨幣も劣等のものと同様の用しか爲し能はざる時は良貨は地金として用ゆる方利益大なるを以て吾人は必ずや悪貨を擇みて支拂に供すべく貨幣の供給不足を告げ其價格騰貴し優に良貨の生産費を償ふに足る場合に於てのみ良惡二貨を併用すへし此場合に於ては悪貨は名目貨幣たるものとす果して然らば貨幣の供給充分にして良貨は地金として用ゆる方利益多きに至る時は其一部分若くは全部は自然に流通社會を去るへきや論を俟たざる所にして此の現象は當に吾人利己心の發動の結果にして決して之に脊馳するものに非ざるなり之を要するにグレシヤム氏法則は社會は同一の

目的を達し得へきに於ては最も犠牲の小なる經濟的貨物を使用すへしと云ふ一般的の法則を具體的に貨幣に就て言明するものに他ならざるなり

今や更に詳しくグレシヤム氏の法則を説明するに當り先づ法則に所謂良惡二種の貨幣は如何なる場合に發生するやを述べさるへからす蓋し良惡二貨の起るは左の二個の場合に於て之を見るものとす

一、同一種の物質を以て成る貨幣中に價格の大なるものと小なるものとの二種を生ずる場合

二、二種以上の物質を以て成る二種以上の貨幣あり共に同一價格を以て通用すへきも其各地金の實價に於て軒輊せる場合

更に例を擧げて右二個の場合に於ける良惡二貨の發生を説明すれば一國の貨幣大に磨損し其流通最輕量以下の輕貨幣完全なる新貨幣と並ひ行はるゝ場合若くは政府が俄かに貨幣の重量を減し又は品質を粗惡にしたる貨幣を發行し優等なる舊貨幣と并ひ行はれしむる場合の如きは第一の場合にして金銀兩本位制を採る國に於て其法定比價と市場比價と隔絶せし場合の如きは第二の場合に於ける

良悪二種の貨幣を發生するものとす

グレンシャム氏法則に所謂良悪二貨の發生は右述へしか如しと雖も此法則は單に悪貨は良貨を驅逐すと云ふのみにては充分に其意味を盡せるものと云ふを得ず何とならば或場合に於ては良悪二貨並行し悪貨は毫も良貨を驅逐せざるとあり得へければなり是に於て乎グレンシャム氏法則は一層精密に之を言ひ表はすの要あり蓋し同法則の作用は左の二個の場合を兼ねる時に非ずんば實現するものに非ざるなり即ち

第一、良貨は貨幣として用ゆるよりも他の用途に向くる方其價格大なる場合

第二、良悪二貨とも故障なく自由に流通し得る場合

是なり以下順次右二個の場合を説明すへし

第一、良貨と雖も貨幣として用ゆる方他の用に供するよりも利益なる時は依然貨幣として用ゐらるへきや明かなり去ればグレンシャム氏法則の行はるゝは良貨か貨幣としてよりも他の用途に資せらるゝ方價格大なるときなるを要す而して斯る現象は次に掲ぐる場合に於てのみ出現するものとす

一、本位貨幣なる場合、補助貨幣は元來名目貨幣にして其流通價格は遙かに地金の實價より大なるを原則とするを以て假令補助貨幣中に良悪二貨を生ずるも其良貨は地金とするも利益なきか故に依然として流通し悪貨の爲めに驅逐せられざるなり加之ならず補助貨幣は其支拂に制限あり且つ多額の支拂に供して不便なるを以て其供給大なるも良貨たる本位貨幣の用を奪ふと能はざるへし去ればグレンシャム氏法則は補助貨幣の制度其宜きを得るに於ては唯本位貨幣間のみ行はるゝものと解するも誤なきなり

二、貨幣の流通額其需要に超過するか若くは悪貨の造幣自由なる場合、貨幣の流通額其需要に及はざる時は良悪二貨あるも悪貨は名目貨幣として良貨と相并て良貨の價格を以て流通すへし故に斯る場合に於てはグレンシャム氏の法則は行はるゝものにあらず蓋し同法則の行はるゝは貨幣の流通額其需要に超過し貨幣價格下落の結果良貨は貨幣以外の用に供する方利益多きに至り始めて行はるゝものにして其超過せる部分丈流通市場を去るものとす既にして悪貨の分量愈々加はり停止する所を知らざる時は良貨は愈々減少し終に全く跡を市場に絶つに

至るものとす然れとも悪貨の造幣自由なる時は假令貨幣の現在流通額其需要に超過せざる場合と雖も良貨を以て悪貨の地金を購入し之を貨幣となす時は利益大なるへきを以て人々争ぶて良貨を輸出し若くは熔解して地金と爲し良貨は終に全く隻影を止めざるに至るものとす

第二、貨幣は一般に承認せられ自由に流通するによりて始めて其用を達すへきものとす是れ既に第四章に詳述せし所なり去れば國家か劣悪なる貨幣を發行するも人民好て之を使用せざる限りは其貨幣は良貨を驅逐する力を有せざるや勿論にして斯る場合に於てはグレンシャム氏法則行はるゝ能はざるなり

由是觀之グレンシャム氏法則は良悪二貨幣共に一般に承認せられ自由に流通し得へき貨幣にして其良貨は貨幣として用ゆるよりも他の用途に供する方利益多き場合に於てのみ實現するものにして然らざる場合に於ては決して行はるゝものにあらず而して良貨の貨幣用としてよりも他の用途に差向けらるゝ方利益多き場合は主として本位貨幣に起り貨幣の流通額需要に超過するか若くは悪貨の造幣自由なる場合に生ずるものとす去ればグレッツァム氏法則は單に悪貨は良貨を

驅逐すと云ふを以て盡せりとせず精密に之を言ひ表はさんと欲せは左の如く言はざるを得ざるへし

良悪二種の貨幣同時に同一の資格を以て自由に流通し而かも其良貨は貨幣として用ゆるよりも他の用途に向る方價格大なるを得る時は悪貨は良貨を驅逐するものとす

參考書

第一節

Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, ch. VIII.

Scott, Money and Banking pp. 72-75.

第二節乃至第四節

Nicholson, Money and Monetary Problems, ch. IV.

J.S. Mill, Principles, Bk. III, ch. X.

Report of the Indianapolis Convention, § 42-45.

Scott, pp. 30-32.

Nasse, Das Geld und Münzwesen, VII.

Langhlin, Principles of Money, chs. XIII and XV.

Brooknridge, Legal Tender in Great Britain and United States.

Jevons, ch. VIII.

第五節

第七章 金屬貨幣の流通

- Macleod, Theory of Credit, pp. 397-400.
Ditto, Theory and Practice of Banking, vol. I, p. 151—
Jevons, ch. VIII.
Nicholson, ch. IV.
Ditto, Political Economy, vol II, ch. XIII.
Langhlin, ch. XII.
Scott, ch. II, pp. 26-30.
Giffen, Gresham's Law (Economic Journal, vol. I, p. 304.)
Kinley, Money, ch. IV, pp. 52-58.

第八章 金屬貨幣の制度

第一節 金屬貨幣制度の種類及び變遷——第二節 諸國現行貨幣制度一斑——第三節 萬國共通貨幣——參考書

第一節 金屬貨幣制度の種類及び變遷

現今世界文明諸國に行はるゝ貨幣制度は決して一日にして成りしものに非ず文明の進歩經濟の發達か漸次に生出したるものにして實に社會の必要と經驗との結果なりとす而して古來行はれし幾多の金屬貨幣制度の分類及び其變遷に就てはジエボンス氏の説きし所最も正鵠を得たりと信するか故に左に之を抄譯すへし (Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, ch. IX.)

金屬貨幣に對して政府の採り得べき方策は論理上及び歴史上より之を列擧すれば左の五制あり

第一は政府か唯度量衡の制を定むるのみにして一定の成貨を製造することなく

人民をして其最も便利なりとする形態に於て貴金屬を秤量流用せしむるの制なり之を重量貨幣制度 *Currency by Weight* と云ふ

第二は貴金屬を貨幣として用ゆるに當り一々其重量及び品質を検査するの勞を省かんか爲め政府に於て一種乃至數種の金屬を以て一定の量目と純分とを具せる成貨を製造して發行し契約上及び賣買上何れを用ゆるも民間の便宜に任ずるの制なり之を無制限箇數貨幣の制 *Unrestricted Currency by Tale* と稱す

第三は契約上錯誤を防かん爲め政府に於て假令種々の金屬より成る成貨を發行すと雖も特に或一種の貨幣を基本貨幣と宣言し特別の契約なきときは凡て金錢を以て表はされたる債務の支拂をして其基本貨幣に依らしめ自餘の貨幣は之に對して各其市價を以て流通せしむるの制なり之を單一法貨の制 *The Single Legal Tender System* と名づく

第四は政府が二種若くは二種以上の金屬を以て貨幣を製出し其比價を法定し其何れを以ても支拂に充つることを得べしと規定するの制なりこれを重複法貨の制 *The Multiple Legal Tender System* と呼ぶ

第五は諸種の貨幣を發行し其内一を主要なる法貨とし無制限に巨額の支拂に用ゐしめ他の金屬を以て成る貨幣は其法貨として主要法貨と同様に支拂に用ゐる得べき金額に制限を置くの制なり之を合成法貨の制 *The Composite Legal Tender System* と命名す

以下順次右五種の制度を一層詳しく説明せん

第一、重量貨幣制度、上段列擧せる順序は常に論理的順序なるのみならず亦歴史的順序なりとす而して重量貨幣制度は諸制中最も單純なるものにして實に最初の制度なりとは歴史上充分の證左を有するものとす蓋し草昧の世にありては金塊及び砂金は單に其重量又は嵩を見計ひて交換の用に供せられしも其後權衡を用ゆるに至り稍大なる取引には必ず秤量せられしもの、如くにして舊約全書中にはヒブリエー人か重量によりて貨幣を用ゐしことを記せり其他之に類似の記事一にして足らず又アリストートルは其著ポリチックス中に貨幣の起原に就て説をなし金屬は初め嵩又は重量を以て用ゐられしものなりと曰へりペリニール亦同一の説を爲せり而して是等の説は往古羅馬に於て商賣か奴隸の賣買に取引

上必要な權衡を携帶するを以て法式となせし事跡を以てするも其真なりしを證するに足るへし

造幣の制度は元と重量の制と同一にして價格の單位と或特殊の金屬の重量の單位と其名稱を同ふせしか如きは最も有力なる證左なりとす例へは英國の磅は索遜の標準銀の一封度にして其他佛蘭西のリーブル希臘のタレント并にステータ
一羅馬のアス獨逸の馬克佛蘭西の法郎克及ひ以太利のリラヒプリューのケシタ
一並にシエケル亞刺比亞のキスト等皆重量の單位に基けるものなるか如し然而
是等の名稱は當初重量の名稱と符合せしか如きも漸く相離隔し終に二者間に差異を生ずるに至りしなり

現今と雖も純然たる重量貨幣制の行はるゝ所決して尠なしとせず例へは緬甸に於ては金銀及鉛の三金屬貨幣用に供せられ皆秤量によりて通用し銀に對する重量の單位はチカルなり又支那帝國及び交趾支那に於ては銅錢又はサベクス杯の法貨ありと雖も金銀は常に重量を以て用ゐられ其單位を兩と稱せり
重量貨幣制度は素より不便の制度なりと雖も進歩せる幣制を採る社會に於ても

成貨の剽削異種貨幣の混交國家の滅亡其他種々の原因より幣制の紊亂を來し貨幣の信用失墜したる場合に在りては人民再ひ重量貨幣制を採るに至るを以て此制は今尙ほ自然的必要の制たるを失はざるなり例へは往時安虞呂索遜人の使用せし銀の片貨は一ペンニウエイトに該當せしものなりしも剽削又は造幣の不完全に對して重量を補填する爲め若干の増拂を要せしことありしか如きは重量によりて貨幣を用ゐしに異ならず又羅馬に於けるアス貨か漸次其重量を輕減し第一ビュニツク戰爭の時代に於て既に僅々二ツを越へず第二ビュニツク戰爭の時代に於ては更に減して一ツ許となりしを以て羅馬人は貨幣を授受するに常にその重量を秤りしか如きも重量貨幣制に復歸したるものと謂はざるを得ざるなり

現今重量を以て成貨を授受するは頗る廣く行はれつゝある所にして夫の他國より輸入せる各種の成貨を使用する邦國に於て其磨損せるもの或は剽削せるもの多く流通する時は勢ひ之を秤量せざるを得ざるか如き又外國貿易上の支拂には必ず之か秤量を要するか如き即是なり外國貿易上より謂ふ時は重量貨幣制は唯

一の制度にして諸國の貨幣法の如きは唯其國內に效力を有するに過ぎざるなり蓋し如何なる貨幣と雖も久しく流通する時は磨損を免れざるか故に之を外國支拂に供せんには其重量を以てするの外なきものとす然而確實なる造幣局を有する邦國の發行に係る貨幣は鎔解するとなくして只重量を以て授受せらるへしと雖も造幣確實ならざる小國の貨幣にありては多くは鎔解せられ地金として取扱はるゝを常とせり

第二、無制限箇數貨幣の制、上段述べたる重量貨幣の制は貨幣として用ゆる金屬の純分及び量目を一々檢定するの煩勞を避くる能はず不便大なるを以て之より一層便利なる制を生ずるに至るは蓋し自然の數なりとす無制限箇數貨幣の制は重量貨幣の制に比し一段の進歩を加へたるものなり即ち一種若くは數種の金屬を以て成貨を造り之に一定の重量及び純分を與へ人民をして其何れにても好む所のものを用ゐしめ且つ其價格も市場自然の情勢によりて支配せらるべき様にし政府毫も之に關預せざるものなり

此制度は佛國革命政府の採用せんとせし所にして同政府は金銀銅の三貨何れも

十グラム宛の重量を有する者を製造し嘗て其流通を律せざらんと企圖せりガ
ルニエー氏は嘗て九百位の金一グラムを以て價格の單位とし其一グラムニグラム五グラム八グラム及十グラム等の成貨を造り既にグラムの倍數を以て發行せられつゝある佛國の標準銀貨と共に流通せしめんとの議を提起したるとありしか是亦一種の箇數貨幣制度なりと謂ふを得へしシパリエー氏の提案に係る萬國貨幣の制亦少くとも其一部分は右同様の趣意に出でしものと認むるを得へし何とならば氏は主要貨幣としてグラムの十進數を以てせる金貨を使用せんとを提起すればなりシ氏の提案は各種の成貨を重量の制に準せしむるものにして一見頗る簡明なるか如しと雖も實際に於ては然らずバジエオット氏の指示せしか如く是れ一般民衆の貨幣に對する慣行を無視したるものにして彼等に取り決して適切なるものと謂ふへからず蓋し彼等は貨幣を授受するに當り大率其重量に注意せず只銅貨何個は銀貨一個に當り銀貨何個は金貨一個に當るやを知らんと欲するのみ然るに今若しシ氏の提案を實行する時は人民は絶へず金銀銅の間に起る市價の變動に注意し成貨を授受する毎に其重量を秤り市價に應じて其價格

の計算を爲すを要し之か爲め時間と勞力とを徒費し其煩に堪へざるや明かにして市況の如何を知らず計算の術に疎き者は會々之に長せる奸惡の者の爲に乗せらるゝの虞なしとせざるなり

無制限箇數貨幣制度は右の如き不便を有するか故に何れの政府と雖も未だ此制を實行したるものなし然れども諸國の貨幣輸入せられ通貨混淆せる所に於ては此制に類似せるもの行はるゝと決して稀なりとせず自ら造貨をなさざる未開國に於ては他國と通商して輸入せる各種の貨幣を混用し一々其比價を計算して使用するを例とす例へは亞弗利加の西岸に於ては西班牙弗最も多く流通すと雖も丁抹佛蘭西及び和蘭陀の貨幣も亦流通し又南米の諸國に於ける貨幣は最も紊亂し米國の金貨西班牙金貨同銀弗貨及び英國の金貨と共に南米諸國の自ら發行せる各種の輕貨幣使用せられ英領諸州に於ても亦同一にして英領西印度諸島に於ては英貨と相并て米墨西の各弗銀貨行はるゝを見るなり而して是等諸國に於ては重に西班牙弗を以て標準とし他の各種貨幣は之に對して評價せらるゝを常とせり

東洋諸國に於ても亦甚しく貨幣の混亂せるを見る即ち新嘉坡に於ては印度のルピーヤ貨に加るに西班牙及び墨西哥の弗銀を以てし波斯は自ら貨幣を發行すと雖も不完全なるを以て秤量の上通用せられ露西亞土耳其克及び埃太利の貨幣と併用せられつゝあり其他支那の如きは從來の銅錢に加ふるに各省發行の銅貨大銀貨と各種外國銀弗を併用し其價格は絶へず市價に應じて變動せり又文明國に於ても外國貨幣の流通を許可し或は故らに之を獎勵せし例なきに非ず獨逸に於ては嘗て一定の相場を以て英佛の貨幣を使用するとを許したる例あり米國に於ては千八百三十四年六月二十八日の法令を以て英佛西墨の金貨流通を公認せしか千八百五十七年二月二十一日の法令を以て政府に向て或種の外國貨幣を納付するとを許したる外一切前法を廢棄せり英國に於ては永時純然たる内國貨幣のみ流通せしを以て英國人は錯雜せる各種の貨幣を使用するより生ずる不便を知覺せずと雖も十九世紀の初に當り一時西班牙弗の流通を見たとあり

貨幣の混亂は十九世紀に於けるよりも十八世紀までに多く之を見し所にして實に往時にありては諸國貨幣の混交甚しく何れの國と雖も異邦の貨幣の流入する

を免れざりしもの、如し去れば商業に關する古書にして外國貨幣の兩換表を掲げざるものなく貨幣兩換の業は往時實に盛大を極めたり然而して箇數貨幣制度なるものは全量あるを證明するに足るべき鮮明なる圖式を有する成貨ありて税關定率により受授せらるゝ間は維持せらるゝものにして夫の大形にして比較的磨損の小なる銀弗の永時熱帶諸國に於ける國際的貨幣をなせしは偶然にあらざるなり然れとも一旦甚しく磨損若くは剝削の形跡現はるゝに至ては最早箇數貨幣たるの資格を失ひ重量を以て流通せざるを得ざるに至り箇數貨幣の制は一段の退歩をなして重量貨幣の制に復歸するものとす

第三、單一法貨の制度、成貨の始めて製造せられし時採用せらるゝ制度は自然單法貨の制ならざるを得ざるもの、如し疇昔ラセデモン其他に於て小なる捧鐵を以て唯一の法貨とし羅馬人の間に於てアス貨を永時唯一の法貨として用ゐるに於ては現今に至るまで尙銅錢を以て唯一の法貨となし英國に於てエルバートの時よりエドワード第三世の世に至るまで主として銀貨を以て唯一の法貨となし又露西亞及び瑞典に於て十八世紀中銅貨を以て唯一の法貨とせし時代あり

しか如き皆其例證なりとす

貨幣の單純にして明確なるは實に單法貨制度の長所にして此制にありては各人容易に其授受する所を明かにし得へし若し唯一種若くは單純なる比例を以てせる數種の成貨しか行はれざる時は違算の爲め損失を被るか如きと決して之なかるべきなり然れとも此制度の缺點は其貨幣の材料たる金屬の或は貴重に過さ或は低廉に失し日常大小の支拂に不便なると是なり例へば瑞典の銅板貨若くは支那の銅錢を以て數千圓の支拂を爲さんとせば其運搬に大なる車輛を要し且つ銅錢の計算に至りては殆ど其煩に堪へざるべく又銀を以て唯一の貨幣となす時は小取引に資すべき微細の成貨を造ると難く特に往古の如く貴金屬の價格甚大なりし時代に於ては其不便蓋し計り知るべからざるなり是に於て乎政府若し唯一種の金屬を以て貨幣を發行する時は人民は其不便に堪へず私に種々の金屬を以て成る貨幣を用ゐる之を流通せしむるに至るは偶然にあらざるなり例へば昔時安虞呂索遜時代に英國人民はバイサンチウムのバイザスツと稱する金貨を用ゐるフランスの金貨は英國及び他の歐洲の部分に汎く重寶せられ又近世に至り英國

に於て法律上銅貨の制度なき爲め商人の私に發行せる小貨幣一般に通用せられ
たるか如し

第四、重複法貨の制度、單一法貨の制度は頗る單純なりと雖も上述の不便を免
れず是に於て乎二種以上の法貨を用ゆるの制度起る之を重複法貨の制度と云ふ
之を史に徴するに英國に於ては往古唯銀貨のみを法貨として發行せしが人民其
不便を感し往々金を支拂に用ゆるに至りしを以てブランドゼネット王統の國王
は終に金貨を製造して銀貨との間に一定の交換比例を設けたり然れとも右金銀
兩貨は其流通上何等の制限を附せざりしを以て其制は純然たる兩本位制なりき
然るに金銀の市價は常に變動して止まず其法定比價は幾何もなくして市場比價
と符合せざるに至りしを以て已むを得ず更に敕令を以て其法定比價を改正する
の必要を生せり而して千二百五十七年より千六百六十四年までは英國の金銀貨
は時々法律を以て其交換比例を變更する方法により相并て通用したりしも千
六百六十四年以降十八世紀の初に至るまでは何等變更の法律出てざりしかは當
時銀價下落の結果金貨は地金として賣買せられ或時は金一ギニーは銀三十志を

値するに至り金貨は流通市場を去り英國は茲に銀單本位國と化したり然るに十
八世紀の初に當り英國の銀貨頗る紊亂の情況に陥りしを以て議論紛起し造幣局
長サー、アイザック、ニュートン氏は其最良と信する匡正方策を建議せんことを要
求せられ氏は千七百十七年を以て金銀貨の法定比價を改正して一ギニーに付二
十一志となすべきことを提起せり此議政府の容るゝ所となり終に法定比價の改
正を見英國の幣制は茲に再び兩本位制に復したり然れとも實際上金銀の市價を
して常に其の法定比價と合致せしむるか如きは到底望む可からざることにして
ニュートン氏の法定比價は金の價を其市價より百分一、五丈高く見積りたるより
金は貨幣として地金よりも高價を唱へグレシャム氏の法則忽ち實現して終に銀
貨を流通市場より驅逐したり

右の如き事實は單り英國のみならず世界到る處苟くも無限法定貨幣として二種
以上の金屬を并行せしめんと計畫したる國に於ては必らず實驗せし所なり米國
マサチューセツツ州に於ては千七百六十二年金銀兩貨を法貨とせしか金は一グレ
インに付二片半の割合を以て計算せられ恰も銀に比して百分五丈高價に見積ら

れしかば銀貨は直に跡を市場に絶ち之を防かんか爲め幾多の法律發布せられしにも拘らず毫も効を奏する能はざりき

金銀兩本位を以て最良の幣制なりと信じて採用したるは實に佛國革命政府を以て藁矢とす是より先き金銀兩本位制を行ひグレシヤム氏法則の作用を實驗せし國多數ありと雖も何れも深く慮りて同制を採用せしものと謂ふを得ず寧ろ單本位の不便より偶然に推移したる結果なりと見做すべきものとす佛國革命政府は有名なる *La loi du 7 Germinal, an XI* を採用し爾來兩本位の制度は佛國に於ける經濟學者の一般に是認する所なりき千七百九十年ミラポは貨幣に關する覺書を議會に提出し銀の供給潤澤なるを理由として銀貨を以て主要なる貨幣とし金銅二貨と並ひ行はれしめんとを主張し千七百九十三年八月一日銀十グラムを以て一法と定むとの法令發布せられ續て 28. Thermidor, an III の法令を以て減して五グラムと確定せられたり然れとも當時二十四リール竝に四十八リールの古金貨は依然流通せしも此法令によりて新に發行せらるべく規定せられし十グラムの金貨は遂に發行せられざりき第九年に至りゴードンは金銀の法定比價を一に

對する十五半と定めんとを提議せり即ち九百位の銀五グラムの重量を有する一法の銀貨に對し二十法の金貨をして同位の金六グラム四五一の重量を有せしめんと主張したりしなり而して此提議は終に採用せられしか此法定比價は銀の價を過當に高く見積りしかばグレシヤム氏法則の爲め佛國の本位貨幣は幾何もなくして終に五法の銀貨のみとなるに至り其情態はカリホルニヤ及び濠地利の金坑發見せられ金價の下落を來せしまで持續したり

第五、合成法貨の制度、單一法貨の制は其貨幣として用ゆる金屬の種類により大小の支拂上不便多し而して二種以上の金屬を以て貨幣を造り法貨に對して市價を以て流通せしむるときは其交換の割合を一定せしむる能はざるの不便あり重複法貨の制度亦市價の變動毎にグレシヤム氏法則行はれ結局單法貨の制と同なり何れの制も完全なりと謂ふを得ず是に於て乎一層完備せる制度を要するに至るは自然のとなして合成法貨の制度は實に此必要に應じて生出したるものなり此制に於ては單一法貨の制と同じく或一種の貴金屬を以て造りたる貨幣を以て價格の比價とし主たる法貨となすと雖も同時に價格の低廉なる數種の金屬

を以て補助貨を造り或金額を限り其範圍に於てのみ法貨たらしめ以て日常小額の支拂に供せしむるものとす而して補助貨は法律上或比例を以て本位貨幣と交換せしむと雖も其法定價格は必ず其地金の實價より高く見積られんとを要す蓋し斯くの如くなるときは補助貨を鎔解し若くは外國へ輸出するも毫も利益なきを以て其供給潤澤なるを得べく其本位貨幣に對する交換の比例も常に法律上定めたる所を逸せざるなり

合成的法貨の制度は單一法貨制の不便を補ひ重複法貨制の缺點を矯むる完全なる制度にして重複法貨の制度より自然に發達し現今文明諸國の幣制を爲すものとすリバール卿は其名著 *Treatise on the Coins of the Realm* 中に合成法貨の制の複本位制に優れることを認め英國は須らく合成法貨の制を採るべしと主張せり現今英國の制は千八百十六年の制定に係り實にリバール卿の提議に基けり

然れとも合成法貨の制度は特に計畫せられ若くは法律の規定なくして歴史上自然に成立したることありき是れ金銀兩貨を法律上若くは慣習上一定の割合を以

て併用するに當り銀貨が磨損若くは剝削せられ其所定の割合以下の重量に減したる場合に起りしものとす英國の幣制は千七百十七年金一ギニーは銀二十一志に相當すと定めし以來千八百十六年現制の確立まで理論上兩本位制なりしか銀貨の磨損甚しく且つ其流通の分量微小なりしを以て實際上銀貨は一種の補助貨たるに過ぎさりき又當時商賈の發行せし銅貨は常に輕量にして且つ慣習上一定の比例を以て銀貨と交換せられしを以て第二種の補助貨を構成せり

以上はジェボシス氏の説きし所の大要にして金屬貨幣制度の種別竝に其發展に關し最も正常なる説明なりとす其引用する所の實例或は英國に偏するの嫌なきに非すと雖も英國の讀者を目的とせる氏か著書に於ては當に然らざるを得ざるなり若夫諸國に於ける幣制の發展に就ては之を各國の貨幣史に徴するの外なく一々此處に説述するの餘地を有せずと雖も之を概論するときは其發展の有様は氏か所説の外に出てざるなり然而現今文明諸國の幣制は上掲第五の制度たる合成法貨の制にして今其概略を敘述すれば實に次節の如し

第二節 諸國現行貨幣制度一斑

第一、英國、現今の英帝國は大不列顛の外數多の廣大なる屬地を以て成り各地其幣制を一にせずと雖も到底其各地に於ける種々の幣制を悉く敘述するの餘地なきを於て此處には唯英虞蘭印度及び加奈陀に於ける現行の幣制を述ふるに止むへし

先づ英虞蘭より説かんに英虞蘭に於て現今流通する金屬貨幣は大別して三種あり曰く本位金貨曰く補助銀貨曰く補助銅貨是なり金貨は半磅一磅二磅及び四磅の四種あれとも普通に用ゐらるゝものは半磅及び一磅の二種とす一磅の金貨は Sovereign と稱し九一六〇〇六六位の標準金一二三グレイン二七四純金一一三〇〇一グレインの重量を有し他の金貨は之に準す凡て金貨は大不列顛濠地利加奈陀ケーブコロニーモルタナタール及び西印度殖民地の或地方に通用すへき無限法貨をなし其造幣は自由造幣にして造幣料を徴せざるを原則とす然れとも實際に於ては造幣の取次をなす英蘭銀行に於て少許の手續料を徴するを以て其丈造

幣料を課せらるゝと同様なり即ち英蘭銀行は標準金一オンスを持參する者に對して金貨三磅十七志九片を付與するも造幣法に規定せる價格は三磅十七志十斤半なるを以て標準金一オンスに付一片半の手續料を徴するものなり去れと此手續料は英蘭銀行の勤勞に對する報償たると同時に造幣局に於て成貨を製造するまでに要すへき日數に對する利子と見做すへきものとす金貨に關する現行法の主たる規定は千八百十六年六月十六日の制定に係れり

補助銀貨は五志(Crown)四志(Double Florin)二志六斤(Half-crown)一志(Florin)一志六片及び三片の七種あり就中單位貨として認めらるゝものは一志貨にして九百二十五位の銀八十七グレイン十一分三を含有し他は之に準せり銀貨の法定支拂制限は二磅にして其製造は唯政府の勘定を以てするのみ

銅貨は一片、半片及び四分一片(Farthings)の三種あり成分は銅九十五錫四亞鉛一にして其アボワールジュボワー一封度を以て四十八個の一片貨若くは八十個の半片貨又は百六十個のフワージンク貨を作るへし

加奈陀に於ては價格の單位は弗 Dollar にして一弗は九百位の金二十五、八グレイ

ン即ち純金二十三、二二グレインとす計算法は十進法にして一弗の百分一を一仙 Cent と云ふ補助貨は銀及び銅の二種にして銀貨の支拂の制限は十弗銅貨の支拂の制限は二十五仙とす加奈陀總督は地金の實價を以て外國の貨幣を法貨と宣言するの權能を付與せられ現今英國及米國の金貨を無限法貨となせり即ち前者は一磅に付四弗八十六仙三分二を以て後者に平價を以て承認せらる

印度に於ける價格の單位は銀のルーピーにして十二分十一位の標準銀百八グレイン即ち純銀百六十五グレインを一ルーピーとす銀の成貨は一ルーピー半ルーピー、四分一ルーピー、及び八分一ルーピーの四種あり就中一ルーピー及び半ルーピーの二貨は其重量流通最低量(百分二)を下らず且つ剽削の跡なきもの限り無限法貨とし他の銀貨は一ルーピーを以て支拂の制限とせり

印度に於ける金貨は十五ルーピー (Mohur) 十ルーピー ($\frac{2}{3}$ Mohur) 五ルーピー ($\frac{1}{3}$ Mohur) 及び三十ルーピー (Double Mohur) の四種にして十五ルーピー貨は十二分十一位の標準金百八十グレイン即ち純金百六十グレインを含有し他は之に準せり千八百九十三年金貨本位の制確立するや金貨は一ルーピー及び半ルーピーの銀貨と相

並て無限法貨となり之と同時に銀貨の製造は制限せられたり

銅貨は Double pice, pice, $\frac{1}{2}$ pice, $\frac{1}{4}$ pice の四種にして Double pice (三十二分一ルーピー) のものは二百グレインの重量を有し他は之に比例せり銅貨の支拂の制限は一ルーピーとす

第二、北米合衆國、米國に於て現今流通する金屬貨幣は大別して金貨、銀貨、銀補助貨及び白銅及銅の小貨の四種とす金貨は二十弗 (Double Eagle) 十弗 (Eagle) 五弗 ($\frac{1}{2}$ eagle) 及二弗半 ($\frac{1}{4}$ eagle) の四種にして各九百位の標準金五百十六、二百五十八、百二十九、及六十四、五グレインの重量を有せり何れも無限法貨にして自由造幣とし毫も造幣料を徴せず米國に於ける金貨の變遷を略敘すれば千七百九十三年同國造幣局設立以來約五十年間十弗のイーグル貨は九百十六三分二位の標準金二百七十グレインを含みしものなりしか千八百三十四年六月二十八日及び千八百三十七年一月十八日の法令を以て現制を採用し千八百七十五年まで一バーセントの造幣料を課せしも同年一月十四日の法令を以て全く造幣料を廢せり

米國に於ける銀貨の沿革は頗る趣味多きとに屬す銀貨は千七百九十二年始

めて發行せられ爾來千八百三十四年に至るまで八百九十二、四位の標準銀四百十六グレインを含有せしか同年金貨幣の改正と共に其混銅量を減せられ品位九百位に進み重量四百十二グレイン半となれり銀弗貨は其最初發行せられし時より現今に至るまで無限法貨として流通し其造幣は千八百七十三年まで自由造幣なりしか同年其制を止め専ら政府の勘定を以て製造するととなし同時に法律を以て其發行額を制限せり其結果政府は一時全く之か製造を停止し銀弗貨は造幣局の貨幣製造表より削除せられたり然るに七十八年に至りブランド條例なるもの議院を通過し政府は毎月二百萬弗以上四百萬弗以下の銀塊を消費するに足るべき銀弗貨の製造をなすとなり九十年に至るまで約十二年間之を持続したり九十年ブランド條例廢棄せられ其代りにシャーマン條例出づるや銀弗の造幣は爾後政府が毎月四百五十萬オンスの銀塊を購入し其に對して發行すへき購銀紙幣 Treasury notes の消却に必要な分量に限るととなり政府は之に準據して銀弗の製造を繼續したりしか比年銀價下落の大勢は遂に如何ともすへからずシャーマン條例は九十三年十一月に至り終に廢止せられ爾來銀弗貨の製造は全然停止せ

られ千九百年三月の金貨兌換の法令の發布と共に之か再造の希望亦た殆ど全く杜絶したり

補助銀貨は五十仙 (Half-dollar) 二十五仙 (Quarter-dollar) 及び十仙 (Dime) の三種にして九百位の標準銀を以て造り重量は五十仙のもの百九十二、九グレイン (純銀一七三、六〇) 二十五仙のもの九十六、四五グレイン (純銀八六、八〇) 十仙のもの三十八、五八グレイン (純銀三四、七二五) なり發行額は千八百七十五年七月十四日及び其翌年四月十四日の法令を以て當時一弗以下の小紙幣の流通額約四千二百萬弗に限られ其後數次擴張せられたり法定支拂制限は十弗にして引換の方法は補助銀貨二十弗以上を差出す者には何時にても中央金庫及び各地支金庫に於て無手数料にて無限法貨を交付し又同額以上の無限法貨を差出して補助貨を請求する者には何時にても無手数料にて之を供給し以て過不及なからしめんことを期せり

右の外米國にては一時五仙 (Half-dime) 及び三仙の銀貨を發行せしことありしか千八百七十三年以降全く其製造を廢止せり

小貨は五仙の白銅貨七十五分の銅と二十五分のニッケルとの混成貨にして重量

七十七、一六グレインを有す(一仙の銅貨銅九十五錫及亞鉛五重量四十八グレイン)及び二仙の銅貨(一仙銅貨と同成分にして重量は其二倍あり)の三種なり何れも二十五仙を以て支拂の制限とす而して引換の方法は補助銀貨と同一なり

第三、獨逸、同帝國の現行幣制は千八百七十三年の制定に係りしものにして其以前にありては各聯邦各特異の幣制を有し嘗て統一を見しことなかりしか同年新制確立と共に全く統一せられたり價格は單位は馬克にして九百位の金五、一四五七グレインを含み計算は十進法により一馬克の百分一をブエニツヒと云ふ金貨は二十馬克十馬克及び五馬克の三種あり何れも無限法貨にして自由造幣なれとも造幣料として一キログラムの純金に對し六馬克を徵せり

獨逸に於ける補助銀貨は五馬克二馬克一馬克五十ブエニツヒ及び二十ブエニツヒの五種にして品位九百重量一馬克に付八十五、七三三グレイン即ち純銀七十七一六グレインなり支拂の制限は二十馬克にして發行額は人口一人に付十馬克と規定せり引換の方法は米國に於ける制度と同しく或一定の金額(二百馬克以上)を提供する者に對して國庫に於て何時にても補助貨と本位金貨との引換に應せり

銀貨の外補助貨として尙ほナブエニツヒの白銅貨并にニブエニツヒ及び一ブエニツヒの銅貨あり何れも二馬克半を以て法定の支拂の制限となせり

以上掲げしもの、外現今獨逸に於て流通する貨幣にして一ターレル Thaler の銀貨あり帝國成立以前各聯邦の發行に係り千八百七十年代に悉皆引上げらるべき豫定なりしか未だ實行せらるるに至らずして毎片三馬克の價を以て無限法貨として各地方に流通しつゝあり

第四、佛國、佛國は羅匈貨幣同盟國の一なるを以て同國現行の幣制を敘述すれば他の同盟國の幣制の一斑をも窺知るとを得べきなり佛國に於ける價格の單位は法朗克にして其百分一をサンチムと云ふ法律上發行し得べき金貨は百法五十法二十法十法及び五法の五種なれとも實際流通しつゝあるものは二十法及五十法の二種のみなり金貨の品位は九百位にして十法貨の重量は四十九、七八グレイン(純金四十四、八〇二)あり他は總て之に準ず金貨は皆無限法貨にして其造幣は自由なれとも純金一キログラム(十五、四三二グレイン)に付六法十分七の造幣料を徵せり

銀貨は五法二法一法五十サンチム及二十サンチムの五種あり就中五法のものは九百位の銀三百八十五、八グレイン(純銀三百四十七、二二)の量目を有し無限法貨なり其沿革は米國に於ける弗銀貨の沿革に酷似せり即ち千八百六十五年より七十四年までは一キログラムに付一法三分二の造幣料を課し自由に造幣に應せしも爾來唯政府の勘定にてのみ製造し七十八年以降全く其發行を停止せり而して其金貨との引換は現今政府の義務となり居るを以て實際に於ては一種の補助貨と見做すことを得べし

他の銀貨は千八百六十五年以來純然たる補助貨たり何れも八百三十五位にして一法は五グラム即ち七十七、一六グレイン(純銀六十四、四二八)の重量を有し他の三貨は之に準せり是等銀貨の支拂の制限は個人間にありては五十法にして羅匈同盟國の國庫に對する支拂には百法とし各同盟國の國庫は其自ら發行せる銀貨を無限に收受して金貨幣と引換ふべき義務を負へり二法及其以下の銀貨の發行制限は千八百六十五年の同盟條約を以て各同盟國人口一人に付六法とせしか九十七年一月の條約を以て一法を増加して七法と定め千九百八年十一月の條約を以

て更に九法を増して十六法となせり

銅貨は同盟條約以外の補助貨にして各同盟國の隨意に發行し得べき所なり佛國の銅貨は十サンチム五サンチム二サンチム及一サンチムの四種にして何れも九十五分の銅四分の錫及ひ一分の亞鉛を混して成る而して重量は一サンチム貨一グラム(十五、四三二グレイン)にして他は之に準せり支拂の制限は何れも五法とす

第五、以太利白耳義及瑞西、千八百六十五年十二月二十二日佛國及ひ是等諸國は所謂羅匈貨幣同盟を組織し同一の貨幣制度を採るとを誓約せり故に是等諸國の幣制に關しては其特異のものにして同條約の爲め變更せられざりし部分のみを説くを以て足れりとす

以太利に於ては價格の單位はリラ(Lira)複數(Lire)にして其の百分の一をサンチン(Centesimo)複數(Centesimi)と稱し佛國の法朗克及ひサンチムと同等なり金銀貨の種類亦佛國と異なることなし小貨幣は同盟條約以外にして各國の隨意に規定し得べき所なれとも以太利の小貨幣は佛國の小貨幣と全然同一なり

白耳義に於ては貨幣の種類及名稱共に佛國と同じと雖も只二十サンチム十サンチム及ひ五サンチムの三貨は佛國に於けるか如く銀貨又は銅貨にあらずして總て皆白銅貨なり但し二十サンチムの白銅貨は現今殆ど流通せずと云ふ此外白耳義に於ては近頃二サンチム及ひ一サンチムの新銅貨を發行せり瑞西に於ては金銀貨の種類及ひ名稱は總て佛國及ひ白耳義と同一なれとも特異の貨幣として五サンチムの白銅貨及ひ一サンチムの銅貨の二種あり第六、澳太利匈牙利、澳匈の幣制は現今恰も過度の時期にありて頗る明確を缺けり千八百九十二年幣制を改革し正貨兌換の制を立てしめて凡五十年間同國の貨幣は殆ど全く不換紙幣なりき新幣制はクロイネ *Krone* を以て價格の單位として其百分の一をヘルレル *Heller* とせる金單本位制にして一クロイネは九百位の金奇零三三八七五三三八グラム即ち五、二三七七四二一五〇一六グレインを含有す而して成貨は二十クロイネ及ひ十クロイネの二種とす銀貨は總て補助貨にして一クロイネ及半クロイネの二種あり前者は佛國の一フランク貨と同一にして八百三十五位の銀五グラム即ち七十七、一六グレインの重

量を有す銀貨の民間支拂の制限は五十クロイネにして政府に對する支拂には制限なし發行額は法律を以て二億クロイネと定め内六千萬クロイネを匈牙利の分となせり

千八百九十二年の幣制改革以前澳太利に於ける價格の單位は銀のフロリン *Flo.* にして其百分一をクロイツェル *Kreuzer* と稱せり九百位の銀十二、三四五グラム即ち百九十、五〇八〇四グレインの重量を有し成貨は二フロリン及ひ一フロリンの二種あり何れも無限法貨なりき銀の外八フロリン及四フロリンの金貨あり前者は九百位の金六、四二グラム即ち九十九、五六七二六四グレインの重量を有し後者は其半なりしか九十二年幣制改革せらるゝや舊貨の處分に關し規定する所あり新貨の二クロイネは舊貨の一フロリンに相當すとせり而して此比例は流通上并に舊銀貨の回收上適用せらるべきものなりしも新舊金貨の實價は實際に於て此規定に符合せざりしかは政府は八フロリン及ひ四フロリンの舊金貨を回收するに際し特別の比例を以てせざるを得ざりき現今澳太利に於て政府自ら其發行せる標準貨幣を法律上の平價を以て收受せざる奇怪の現象を

見るは全く之か爲めなり

第七、荷蘭、荷蘭に於ける價格の單位はフロリン *Florin* (蘭語之を *Gulden* *Gulden* と云ふ)にして其百分一をセント *Cent* と稱す、本位貨幣は金貨にして二十フロリン及び十フロリンの二種あり、品質は各九百位にして重量は前者十三、四四〇グラム(百〇三、〇七グレイン)後者六、七二〇グラム(五十一、八五グレイン)なり、造幣料純金一キログラムに付五フロリンを徴す、銀貨は一フロリン貨半フロリン貨ライクスダール *Rix-daler* or *Ryksdaler* (二フロリン半)二十五センチンテン及び五センチンテンの六種にして一フロリン貨は九百四十五位の銀十グラムの重量を有し、ライクスダールは羅甸同盟國の五法貨に髣髴たり、唯其品位五法貨に比し稍優等なるのみ二十五センチン以下の小銀貨は六百四十位の銀を以て造られ、各五十五、一六九四グラム二十一、六〇四八グラム十、五五グラムの量目を有せり、荷蘭に於ては千八百七十七年以降銀貨の自由造幣を廢し、現今銀貨は大小の別なく總て補助貨にしてライクスダール一フロリン及び半フロリンの三貨の法定支拂制限を二十フロリンとし、小銀貨の支拂制限を十フロリンと

なせり、但し國庫に對する支拂の制限を設くるとなし、銅貨は二仙半、一仙及び半仙の三種あり

第八、露西亞、同國に於ける主たる通貨は政府發行の不換紙幣なり、然れとも千八百八十六年新貨幣制度を制定し、同時に帝國銀行兌換券條例を規定し、兌換の基礎を建てしを以て、現今に於ては不換紙幣は漸く其額を減し、兌換券の流通愈加はるに至れりと云ふ、本位貨幣は金銀二種にして、價格の單位をルーブル *Ruble* と云ひ、其百分一をコペック *Kopeck* と稱す、銀貨は一ルーブル半ルーブル及び四分ルーブルの三種あり、ルーブル貨は九百位の銀三百〇八、五七一グレインの量目を有す、皆無限法貨なれとも、其造幣自由ならず、政府の勘定を以てのみ製造せり、金貨は十五ルーブル十ルーブル七ルーブル半及五ルーブルの四種にして、十五ルーブル貨は九百位の金二百九十ドリ奇零四(百九十九、一三七グレイン)の重量を有せり、此外尙デュカット *Ducat* と稱する三ルーブルの金貨製造せらると云ふ、金貨は何れも自由造幣にして、造幣料は純金露量一ブツド *Pud* (我四貫三百六十八匁一分八厘)に付四十二、三一五ルーブルを課せり、然れとも、金貨は現今唯外國貿易上に使用

せらるゝのみにして内國に流通するを見ず補助銀貨は二十コペック十五コペック及び五コペックの四種あり皆五百位の銀を以て造り二十コペック貨は五十五、五三九七六八グレインの量目を有せり而して是等補助貨の支拂の制限は三ルブルなれども國庫に對する支拂には制限を設くることなし

第九、日本、本邦に於て始て合成法貨の制を立てしは實に明治四年の新貨條例なりとす同條例は九百位の金一グラム三分二を以て價格の單位とし之を圓と稱し二十圓、十圓、五圓、二圓、及一圓の五種の本位金貨幣の外補助銀貨一圓、五十錢、二十錢、十錢及五錢の五種就中一圓貨は品位九百位にして重量二六グラム九五六三なりき及ひ補助銅貨一錢半錢及一厘の三種を發行し銀貨の支拂の制限を十圓とし銅貨の支拂の制限を一圓と定めしが一時貿易上の利便を圖り一圓銀貨を自由造幣を以て發行し開港場を限り當時流通せし墨西哥弗と共に無制限通行を許したるものなり而して造幣料は金貨百分一、圓銀百分二にして磨損貨幣引換手数料は金貨千分五、圓銀千分十と定めたりき

新貨條例制定以來本邦外國貿易の趨勢常に逆調を呈し加ふるに明治六年以降銀

價の低落著く八年圓銀の量目を増し其造幣料を減して金貨との交換比例を改正せしも及はず金貨の流出滔々として停まず市上漸く其缺乏を訴ふるに至りしかは政府は明治十一年終に已むを得ずして圓銀の全國一般無制限通用を許可し次て其量目を復舊せり是に於て本邦の幣制は名目上金銀兩本位制となりしも其實は純然たる銀單本位制と化したり然るに當時西南事變の結果不換紙幣大に増發せられ其價格下落せしかは正貨は一時殆ど其跡を市場に絶てり已にして明治十五年紙幣の整理漸く其緒に就き再び圓銀の流通を見るに至りしが爾來明治三十年現行幣制の確立まで本邦の幣制は造幣料の改正(明治十六年金貨千分七銀及ひ白銅補助貨の新造(明治二十一年)等の外著しき改革を見るとなかりき

明治三十年幣制改革せられ現行の制度確立す現行の制度は金貨單本位制にして純金の量目二分を以て價格の單位とし之を圓と稱し二十圓、十圓、五圓の三種の本位金貨幣と相並て補助貨幣として五十錢、二十錢、十錢の三種の銀貨(何れも八百位に錢貨三々五分九厘四、五錢の白銅貨(成分ニツケル二五〇毫和銅七五)及ひ一錢及五厘の毛あり以下之に準ず)を發行するものなり而して本位金貨は

勿論自由造幣にして一切造幣料を徴せず補助貨の支拂の制限は銀貨は十圓白銅貨及び青銅貨は一圓と定め何れも磨損貨幣の引換手数料を徴するとなし
(本邦幣制の沿革及び現行制度の詳細は附録として別に之を論述せり)

第三節 萬國共通貨幣

現今世界列國互に割據し各特異の貨幣制度を有する事實の交通上多大の不便を與ふるとは言を俟たざる所にして倘し列國協商して同一の幣制を採り同一の貨幣を用ゆるとを得は其一般に及ぼす所の利益蓋し甚大なるへし萬國共通貨幣とは即ち斯る貨幣を云ふなり萬國共通貨幣實行の儀は一時盛に唱道せられ之に關し千八百五十五年乃至千八百六十七年の間に前後四回の列國會議開かれしも決定せらるゝに至らず其後種々の事情より愈其實行の困難を増加し現今にありては殆ど絶望の觀を呈するものゝ如し是れ實に照代の遺憾と謂はざる可からず然れとも既に列國間に版權罪人引渡海上信號法郵便其他軍事條約等に關する條約の成立せる以上は萬國共通貨幣の事亦決して縁木求魚の類を以て目すへからざるなり

るなり

萬國共通貨幣の利益は枚舉に遑あらずと雖も今其重なるものを列舉すれば左の如し

第一、萬國共通貨幣は統計を簡明にするの利益あり、現今の如く列國各其幣制を異にし或は金貨の單本位あり或は銀貨の單本位あり又或は同一種の本位を有するも其價格の單位計算法及び成貨の品位量目を異にするときは物價輸出入額其他諸般の計算書類を調査するに換算の勞極めて多く統計家の如きは其統計を調製する上に於て多大の困難を感せざるを得ざるへし思ふに統計其物の研究既に甚た難し加るに煩雜なる換算を以てするか如き決して有益のとにあらざるなり然るに萬國共通貨幣一度實行せられ内外各般の計算に悉く同一の標準を用ゆるときは無益の煩勞を要するとなくして諸般の統計をして一目瞭然たらしむるを得べく其利益寔に鮮少にあらざるなり

第二、萬國共通貨幣は商業上に大なる利益あり、外國貿易に於て外國の貨幣度量衡を一々換算するか如きは甚た煩雜にして商人は爲めに至大の不便を感し特

に小商人の如き之に通曉せる手代を雇入る能はざる者は之か爲め甚しく不利益を被るを常とす是れ貿易の發達上非常の障礙と謂はざる可からず然るに萬里劃一の萬國共通貨幣行はるゝ時は相場表インボイス其他の計算書は總て同一の貨幣を以て記入せられ爲換は總て平價を基礎とし或は打歩或は割引を以て取引せらるゝか故に一々換算の手數を要せず何人も容易に之を理解するを得其利便甚大なり

第三、萬國共通貨幣は旅行者に大なる利便を與ふ、若し夫れ萬國共通貨幣實行せられんか外國に旅行する者は現今の如く國境到る處貨幣の引換を要する等のとなく又兩換上損失を蒙るとなく信用狀を携帶するも一見して其引出額及殘額を知るを得其利便甚大なるへさや明かなり此利便は交通益開け國際の關係愈密接を加へ外國を旅行する者其數を増すに隨て愈大なるに至るへし

第四、萬國共通貨幣は外國貨幣改造の手數と費用とを省くの利益あり、現今の如く列國各異なりたる幣制を採る時は假令其本位を同ふするも一國の貨幣は他國に通用せざるを例とするを以て外國の貨幣を輸入して之を内國に於て貨幣と

して使用せんと欲せば必ず之を造幣局に致して改造を依頼せざるを得ず然る時は國際貸借の關係より貨幣の輸入を見る毎に諸國の造幣局は殆ど應接に違あらず一國に於て晨に新造せられし成貨は他國に於て夕に改造せられ諸國は常に互に造幣の勞費を免れざるなり是れ世界各國一般の不利益と謂はざるへからず假令造幣料は其都度之を依頼者より徴すとすも國民は造幣料丈輕量なる貨幣を名目上の價格を以て通用するととなるを以て造幣料は依頼者の負擔にあらずして畢竟國民一般の負擔たらざるを得ざるなり然るに萬國共通貨幣を用ゆるときは這般の勞費は之を避くることを得へし

第五、萬國共通貨幣は國際間貴金屬の移動を圓滑ならしむる力あり、貴金屬の國際間の移動圓滑に行はるゝは經濟上望まじき所なり然るに現今の如く列國各異なりたる幣制を採るときは若し一國の貨幣比較的餘剩を告げ其價格比較的下落するも斯る場合に於ては貴金屬は貨幣たると地金たるとに論なく等しく下落すへし何とならば貨幣の價格と地金の價格とは常に同一に變動すへければなり貴金屬の輸出は之か爲め自ら幾分か沮碍せられざるを得ざるなり而して此現象

は造幣料を課する國に於て特に顯著なるへし何とならば斯る國に於ては貨幣は地金に比し造幣料丈高價に通用すべきを以て爲換相場之を補ふに足る場合にあらすんは貨幣の輸出若くは減少を見る能はされはなり然るに萬國共通貨幣を實行するときは貨幣は何れの國に於ても改造を要せず磨損の場合を除く直ちに之を使用し得べきを以て國際間貨幣の出入圓滑に行はれ之か餘剰を感ずる國は輸出によりて其額を減し不足を訴ふる國は輸入によりて其額を増加し以て貨幣の過不及より生ずる害を輕減し得べきなり

第六、萬國共通貨幣は小國及び半開國の貨幣を改良するの效果あり、小國及び半開國に於ては種々の理由に因り自ら完全なる貨幣を造ると困難にして諸強國の貨幣を併用し爲めに混雜を來し通商貿易上多大の障害を生ずると尠からざるは現今の實情なり然るに萬國共通貨幣の制行はるべきときは是等の諸國は自國の産物を輸出し他國に於て製造せる萬國共通貨幣を輸入して之を用ゆるを得るか故に完全なる貨幣の利益に浴するとを得べきなり

第七、萬國共通貨幣は列國の關係を一層密接ならしむる利益あり、國際の通商

交通は世界諸國の人民をして相接近せしめ經濟上互に相倚賴せしめ廣く人類の共通的利益を進め平和を保證するの効を有するものとす而して萬國共通貨幣實行せらるゝに於ては列國の關係は一層密接を加ふべきや明白にして斯る經濟上の協同は終に政治上の協同を來さざるを得ず世界の平和は爲めに永く保證せられ人類の幸福愈大なるに至るべきや必せり

以上の諸件は即ち萬國共通貨幣の利益の重なるものにして其他些細の利益に至ては勝て數ふるに遑あらざるなり方今世界文明漸く進み一國の富強は他國の衰微によりて來らざるを知り鐵道汽船電信郵便新聞等の交通機關大に發達し萬事咸な國家的を離れて世界的に赴くの勢漸く盛なるの時に際し貨幣も亦板權郵便海上信號法等と同じく世界的協約の目的物たらんとするの傾向あり既に之に關し數回の萬國會議の開かれたるは素より其の所なり然りと雖も一利一害は蓋し數の免れざる所にして萬國共通貨幣の性質上の不利并に實行上の困難亦尠なしとせず特に後者は從來之に關する列國會議をして不調に終らしめたるは遺憾なり

萬國共通貨幣の性質上の不利と云ふは他なし同盟國中或國が劣悪なる貨幣を發行するの憂是なり若夫萬國共通貨幣實行せらるゝに際し若し或國に於て故意に若くは已むを得ずして劣悪の貨幣を發行する時は如何なる結果を來すへきやと云ふに良悪二貨並行する結果グレンシャム氏法則は終に實現せざるを得ずして其惡貨は永く流通社會に止まり若し其發行額非常に大なる時は次第に良貨を驅逐し之か爲め列國の貨幣を紊し物價を攪亂するの虞なしとせざるなり然りと雖も斯る貨幣を發行する邦國の信用は忽ち地に墮つへきや必然なるを以て何れの國と雖も豈之を敢てするものあらんや加之ならず列國の注視と壓迫とは斯る國をして貨幣の發行を停止せしめ若くは其發行に係る惡貨を改造せしむへきや明かなれば這般の如き弊害は恐くは實現するとなかるべく隨て顧慮するに足らざるへし果して然らば萬國共通貨幣なるものは其性質に於ては利益ありて害なしと云ふも敢て誣言に非ざるなり

實行上の困難とは一言にして之を蔽へは如何なる貨幣を萬國貨幣とし如何なる價格の單位を採るへきやに關し列國の同意を得ることの困難是なり即ち現今の

如く列國各特異の單位を以て價格を表示し特異の成貨を行用する場合には何れを標準として萬國貨幣の價格單位を定め何れの貨幣を萬國貨幣として用ゆへきや新たに協定したる所に從て自國の單位を改め貨幣を改造する者は多額の貨幣改造費を要する外物價及び貸借契約の變更を爲さざるを得ず過渡の期間尠からざる影響を蒙るべく商業取引の安固確實を期する以上は何れの國と雖も自ら進て此變動を敢てする者なきを以て結局列國何れも自國の單位と貨幣とを採用せんと主張して歸著する所なきに終るへし是れ萬國共通貨幣の利益か明かに承認せらるゝにも拘らず其實行に對して常に障礙をなすの所以なりとす

之を現今世界中最も有力なる邦國の貨幣制度に就て見るに何れも萬國共通幣制として採用せらるへき特點を有するものなく所謂權力平均は隱然其間に行はれつゝあるなり佛國の制は法朗克を以て價格の單位とし十進一位法を以て計算し白耳義瑞西伊太利と其制を同ふし其間の國際貨幣をなし而も其二十五法は英の一磅米の五弗と些少の差異あるのみ英國の制は磅以下の計算法單純ならざる缺點あれとも磅は一の良好なる單位にして現今世界中最大の單位をなし以て將來

益發達すへき列國の富力に適應せしむへく假令歐洲に於ては葡萄牙の外廣く他に採用せられずと雖濠洲ポリネシヤ亞弗利加並に印度の有望なる殖民地の一般に採用する所にして英國の商業及び航海業の關係する所に普く知られつゝあり又米國の弗は十進一位法を以て數へ且つ數百年間諸方に行はれたる弗と其標準を同くし加るに最も豊富なる自然的富源を有し將來經濟上世界を制するに足るへき米國に採用せらるゝ所なり斯の如く列強の幣制は各特長を有するを以て萬國貨幣の制として其何れを採用すへきやに付き各國互に其自國の制を主張して相譲らず終に歸著する所なきなり或者列國各其國從來の單位の名稱を保存し互に多少の變更を加へ英の一磅は米の五弗米の一弗は佛の五法と云ふか如く單純なる比例を以て交換し得へき様にせば多く論議を用ゐずして其實を擧ぐるとを得へしと主張すと雖も斯の如くする時は諸國皆悉く其幣制を革めざるを得ざるを以て何れも進て此議に參同せざるものゝ如し之を要するに萬國共通貨幣の制は列強何れも其利益を認むるにも拘らず國際の猜忌心と列國の利己主義とは常に之が實行を阻止しつゝあるなり然れとも斯る障礙は文化の發展と共に漸次其

根底を弱めざるを得ざるか故に萬國共通貨幣實行の期は強ち河清を待つの類にはあらざるへし

終に臨み萬國共通貨幣に關する列國會議の模様を略敘し以て其實行上如何に困難なるやを明にせんに千八百五十一年英京倫敦に萬國博覽會の開設せらるゝや列國か互に特異の幣制を有し價格の單位を異にする爲め各出品の價格を比較するに當り計算上頗る煩雜を感じたり此事實は當時列國政府をして大に萬國共通貨幣の必要を認めしめ千八百五十五年佛京巴里に於て開かれたる萬國統計會議に於て始て萬國共通度量衡及び貨幣に關する討議をなせり此會議に於て最も活動せしは英國なり尋て千八百五十八年北米合衆國は萬國貨幣會議を起さんとを發議し千八百六十年倫敦に於て開きたる會議に於ては萬國共通貨幣の計畫に一步を進め委員を選定して其實行の方法を調査したり千八百六十三年伯林に開きたる會議に於ては頗る緊要なる決議報告をなせり即ち第一金を本位貨とし銀銅を補助貨となすを可とすると第二本位貨の純分は九百位たるへきと第三貨幣の量目は總て「メトリックシステム」を以て示すを可とすると第四現今各國に行はる

貨幣の相互の割合を簡單ならしむ方法如何等其主要なる項目なりき然れども詳細の實行方法に關して列強委員の説分岐し歸着すると能はずして散會せり然るに當時米國大藏卿チエース氏は夙に米國の五弗金貨を英國の一磅貨と同價ならしめんとの説を持せしを以て若し米國に於て氏の説を採用するの曉に至らば英國は之か爲め非常の利益を收め英米二國の勢力は或は佛國をして之に服従せしむるに至らざるを保せざるを以て當時佛國の帝位に在りし那破翁第三世は此形勢を察し心甚た平ならず之を以て佛國の不面目なりとし當時白耳義瑞西及伊太利の諸國か金銀價格の變動より貨幣制度上佛國と聯合の方針を採るの必要を生したるを奇貨とし終に是等諸國を糾合して千八百六十五年十二月を以て四國の間に羅匈貨幣同盟を組織し貨幣制度を統一し更に此勢に乗して千八百六十七年萬國博覽會の巴里に開かるゝを機とし列國間の貨幣制度を統一するの趣旨を以て巴里に列國貨幣會議を開催し澳太利、バーデン、バイエルン、白耳義、丁抹北米合衆國、英吉利、希臘、伊太利、荷蘭、葡萄牙、普魯西、露西亞、瑞典、挪威、瑞西、土耳其、格及、ウルトン、ブルグの委員の列席を得たり

千八百六十七年の列國貨幣會議に提起せられし議案は金單本位國銀單本位國及金銀兩本位國を代表せる七名の特別委員によりて起草せられしものにして其要領は左の十二箇條なりき

- 一、萬國共通貨幣を實行せんには現に或國に行はるゝ幣制に準據せずして全然新制を立つるを可とするや將た現行の或制度を基礎とするを得策とするや若し前者に従ふとせば如何なる本位を立つべきや後者に従ふとせば主として何國の制度に據るべきや
- 二、諸國現行貨幣の統一又は其一部分的合致は銀貨本位を採用して行ひ得べきや
- 三、又は金貨本位を採用して行ひ得べきや
- 四、將又金銀兩本位を採り金銀比價を律定するによりて行ひ得べきや
- 五、若し以上の三法何れも不可ならは諸國を通して銀本位を行ひ之に金本位を加ふるを國々の自由に任して萬國共通貨幣の目的を達し得べきや
- 六、或は之に反して金本位を採用し銀本位を國々の自由に任して其目的を達し得べきや

- 七、若し(五)又は(六)何れかを採用すとせば單に萬國共通貨幣たるの一事を以て其貨幣の永久的流通に對して充分なる保證となし得べきや又金銀の比價に關し或制限を立るの要あるや將又同盟國中或國より共通貨幣の驅逐せらるべきを慮り之に對し豫防策を講ずるの必要あるや
- 八、共通貨幣を得んか爲めには貨幣の成分量目種類に關し列國統一を要するや又單位としては如何なるものを採用すべきや金貨に對しては五法を以て單位とするを可とせざるや
- 九、若し金を以て萬國共通貨幣となすとせば千八百六十五年十二月二十三日の貨幣會議(羅甸貨幣同盟會議)によりて採用せられし貨幣の種類に新に十五法竝に二十五法の二貨を加ふるとか統一竝に互惠目的を達するに緊要なるや
- 十、(三)若くは(六)の議案を是認する場合に於ては銀銅二貨に對し其標準支拂制限又は發行額に關し國際的協定を要すべきや
- 十一、萬國共通貨幣の造幣に關する監理方法を定むるの要ありや
- 十二、以上討究せし直接實行問題の外尙歐洲を通して貨幣の統一を期するに必

要なる事項を討議するの要あるや

上記十二箇條の議案の内第十及第十一は追て審議すべき問題として延期せられ第十二は討議の必要を認めずとて除去せられしか第一乃至第九に關して會議の結果は列國は萬國共通貨幣を採用するに就て異議なきのみならず之か實施に努力すべきと(滿場一致千八百六十五年の羅甸同盟會議に於て決議せられしか如く單に同盟諸國の貨幣を同盟諸國の銀行に於て自由に收受すと云ふのみにては共通貨幣の目的を達するに充分なりと認むる能はず共通貨幣は須らく列國を通して法貨たらしむべきと(滿場一致萬國共通貨幣の制として全然新規の制度を設るは策の得たるものにあらず宜しく或國現行の制を基礎とすべきと(白耳義委員を除き列國委員盡く賛成萬國共通貨幣として金單本位を採用すべく兩本位國及銀單本位國は過渡の期間兩本位制を採るべきと(和蘭陀委員の外列國委員盡く賛成和蘭陀委員は銀を排斥するを危険なりとせり)に就て畧一致せりと雖も萬國共通貨幣の單位品位及量目に就て異議を生し英國及び獨逸各州委員は各言明する所あり共通貨幣の實行をして殆ど不可能のものたらしめたり即ち英國委員リバー

スウキルソン氏は第五回會議の席上に於て英國現行の制度は大小の取引をなすに當て毫も不便を感ずるとなく且つ多年人民の經驗によりて承認せられ習慣に適應したる者なれば今一般人民の輿論として此制度を改正するを可とし又新制度を採用し巨大の利益を收むるの望なき以上は英國政府は大陸諸國に同して運動の主動者たるべき責務を有すと信する能はず英國委員の本會議に列するは唯列國委員の説を傾聴し會議の傾向を觀察し之を政府に通告するに止まる旨を明言し普魯西の委員マイネツケ氏は萬國共通貨幣として必しも量目及び貨種の統一を要せず唯品位の均等を得れば可なりと論じ且つ千八百五十七年獨逸諸州の會議に於ける關稅同盟規約の存するあれば佛國の提議に係る羅甸同盟の規約を標準とするの議に就き決議に加はるとを得すと聲明せり其他バイエルン、バーデン及ウルテンブルグの各委員は何れも千八百五十七年の條約に羈束せらるゝか故に關稅同盟によりて收受せられざる貨幣は之を採用すること能はずと曰へり然して結局本會議の決議は列國政府を拘束せずとの條件の下に採決せしに本位金貨の品位を九百位となす議は滿場一致を以て可決せしも五法を單位となす

議に就ては英國及瑞典の委員之に反對し普魯西バイエルン、バーデン、ウルテンブルグ及白耳義の委員投票せず第九の議案中二十五法貨採用の件は普魯西、バーデン及ウルテンブルグの委員投票せず白耳義の委員スタ氏は其二分して端數を生ずべきを理由として反對し終に之を採用すると否とは諸國の自由とすとの條件の下に可決し十五法貨採用の件は賛否相伯仲し或者投票をなさず決定せられずして止めり斯の如く本會議に於ても亦實行問題に就き列國委員の説合致すると能はざりしかは終に已むを得ず列國の委員は會議の議案を各本國政府に齎らし其意見を確めて佛國政府に通牒し時宜により再び會議を開くへしとの決議をなして散會したり

英國政府は右の決議に従ひ翌六十八年下院に萬國共通貨幣に關するロイヤルコミッションを設け知名の經濟學者バジエオット、ジェボンス、ニユーマーチ、レオン、レビー、ゴツシエン等の意見を徴し羅甸同盟の條約を基本とし英國の貨幣を改造するの得失を審議せしか委員は英國のソベレイン貨を佛國の二十五法貨と均等ならしむる爲めに二十二サンチムに相當する丈價格を貶し貨幣の改造を行